第2次廿日市市環境基本計画

海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち

令和2(2020)年3月

廿日市市

はじめに

本市では、平成１２（２０００）年３月に「廿日市市環境基本計画」を策定し、海と緑と人が育む環境都市を目指して、様々な環境施策に取り組んでまいりました。

その後、２度の市町村合併を経て市域が広がり、多様な自然環境を有するまちとなる中、平成２１（２００９）年４月に「廿日市市環境基本計画（改訂版）」へと改めるとともに、「廿日市市環境都市宣言」を行い、新たに設定した基本理念「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」の実現に向けて、更なる取組を推進してまいりました。

近年は、地球温暖化の進行や生物多様性の損失、東日本大震災を契機とした国のエネルギー政策の転換など、私たちの環境を取り巻く社会情勢は、日々めまぐるしく変化しており、こうした新たな課題への対応も求められています。

このような状況の中、国においては、持続可能な循環共生型の社会の実現を目指し、平成３０年４月に第五次環境基本計画を策定しており、本市においても、従来の基本理念を引き継いだ環境の将来像「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」を実現するため、「廿日市市環境基本計画」を改定することとしました。

本計画では、従来の計画を踏まえつつ、様々な取組の柱となる基本目標を見直すとともに、新たに施策ごとの環境指標を設定し、より具体的で実効性のある環境施策を推進してまいります。

計画の改定に当たり、貴重なご意見を頂きました市民及び事業者の皆様、並びに熱心に御審議いただきました廿日市市環境基本計画策定委員会委員の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和２（２０２０）年３月

廿日市市長　松本　太郎

目　次

第１章　基本的事項
１．計画策定の背景と趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２．計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
３．上位計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
４．計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
５．計画の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第２章　廿日市市の姿
１．廿日市市の社会的環境等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
２．自然環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
３．生活環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
４．地球環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
５．環境活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
６．アンケート調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
７．環境の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
第３章　基本的方針
１．環境の将来像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
２．基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
３．施策の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
第４章　基本的施策
１．自然環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
２．生活環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
３．地球環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
４．環境活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
５．地域別環境配慮指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
第５章　重点的施策
１．重点的施策の意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
２．重点的施策の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
第６章　計画の推進
１．推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
２．進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
３．周知啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

資料編
１．廿日市市環境都市宣言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資－ 1
２．アンケート調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資－ 2
３．廿日市市環境基本計画策定委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資－33
４．計画策定の経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資－36
５．環境指標一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資－37
６．用語集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資－39

第１章
基本的事項

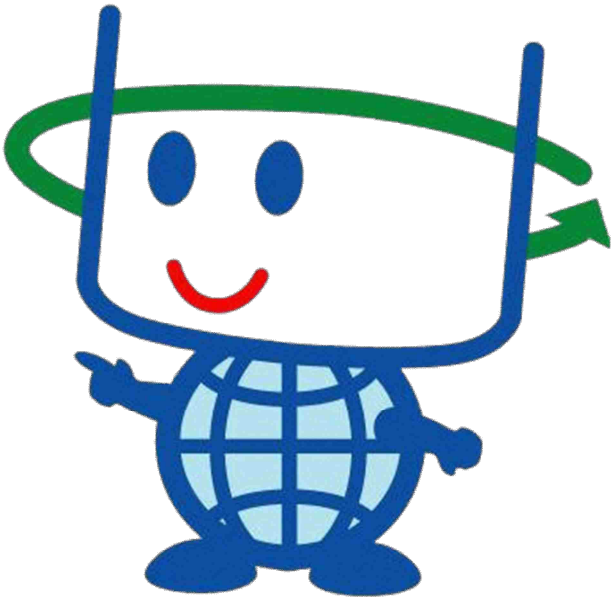

廿日市市環境マスコットキャラクター
ハーツくん

1. 計画策定の背景と趣旨

1. 計画策定の経緯

廿日市市では、平成１２（２０００）年に環境施策の基本方針となる「廿日市市環境基本計画」を策定しました。その後、平成の大合併により市域は大きく拡大し、多様な環境を有するまちになり、平成２１（２００９）年に「廿日市市環境基本計画」（以下、「前計画」という。）を改定しました。

前計画では１０年後の平成３１（２０１９）年度を目標年度としており、本計画は、前計画の次期計画として位置づけられるものです。

2. 社会動向の変化

（１）前計画策定時の社会動向

前計画が策定された平成２１（２００９）年以前では、平成１４（２００２）年に我が国は京都議定書*に批准し、平成１７（２００５）年に発効した京都議定書*を踏まえ、特定排出者への温室効果ガスの排出量の報告の義務化等をその内容とする地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）の改正が行われました。また、平成２０（２００８）年には京都議定書*第一約束期間（平成２０（２００８）年～平成２４（２０１２）年）が始まり、自治体域内の排出抑制に関する計画の強化等をその内容とする地球温暖化対策推進法の改正が行われました。

このほか、平成１５（２００３）年に循環型社会*形成推進基本計画の閣議決定、平成２０（２００８）年に生物多様性基本法制定などの動きがありました。

前計画策定時には地球温暖化対策が最も大きな環境問題であり、本市においても、平成１９（２００７）年度に「廿日市市・地域省エネルギービジョン」、平成２０（２００８）年度に「廿日市市・地域新エネルギービジョン」を相次いで策定し、対策を推進しました。

（２）前計画策定以降の社会動向

前計画が策定された平成２１（２００９）年以降では、平成２３（２０１１）年に東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、我が国のエネルギー政策や地球温暖化対策は大きな見直しを余儀なくされ、再生可能エネルギー*の固定価格買取制度（ＦＩＴ）*や電力自由化が始まりました。

一方、近年の社会動向の中で、環境分野の重要性はますますその重みを増しています。企業活動の在り方においても、社会への関わりを重視する「ＣＳＲ*」(Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の一つとして環境に配慮することが多くなっていますが、最近は「ＣＳＶ*」（Creating Shared Value：共通価値の創造）へと、その考え方は発展しています。

また、平成２７（２０１５）年の国連サミットで国際目標「ＳＤＧｓ*」(Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択され、企業を非財務面から評価する尺度の「ＥＳＧ*」（Environment：環境・Social：社会・Governance：企業統治）とともに、今後の環境問題のキーワードとなっています。平成３０（２０１８）年４月に閣議決定された国の第五次環境基本計画

においても、環境・経済・社会の統合的向上が求められるというコンセプトの基に計画が構築されています。

資料：国際連合広報センター

図１－１－１　ＳＤＧｓ*

本市では、前計画が策定された平成２１（２００９）年以降の社会動向として、同年、景観行政団体*へ移行し、平成２４（２０１２）年には「廿日市市景観計画」が策定されました。また、同年、宮島の一部がラムサール条約湿地*に登録され、平成２８（２０１６）年には「第６次廿日市市総合計画」が策定されました。

3. 計画の目的

本計画は、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降大きく変化した社会動向や、「ＳＤＧｓ*」、「ＥＳＧ*」等の新たな環境の概念、本市の現状や本市をとりまく様々な社会情勢を踏まえて前計画を見直し、環境に係る取組や施策を総合的、計画的に推進するため、市民・事業者・市それぞれの環境に配慮した取組の指針とすることを目的に策定したものです。

本計画は、市においては、「環境の将来像」の実現に向けた施策の指針となる計画として、市民・事業者においては、取組の指針となる具体的な行動計画としての役割を担うことをその目的としています。

2. 計画の位置付け

本計画は、環境基本法で規定されている地方公共団体の責務として、本市の環境を保全・創造するために必要な事項について定めたものであり、本市の環境行政の基本計画（マスタープラン）として環境に関する個別計画の最上位に位置付けられるとともに、平成２８（２０１６）年に策定された「第６次廿日市市総合計画」の環境に係る施策を総合的に担う計画として位置付けられます。

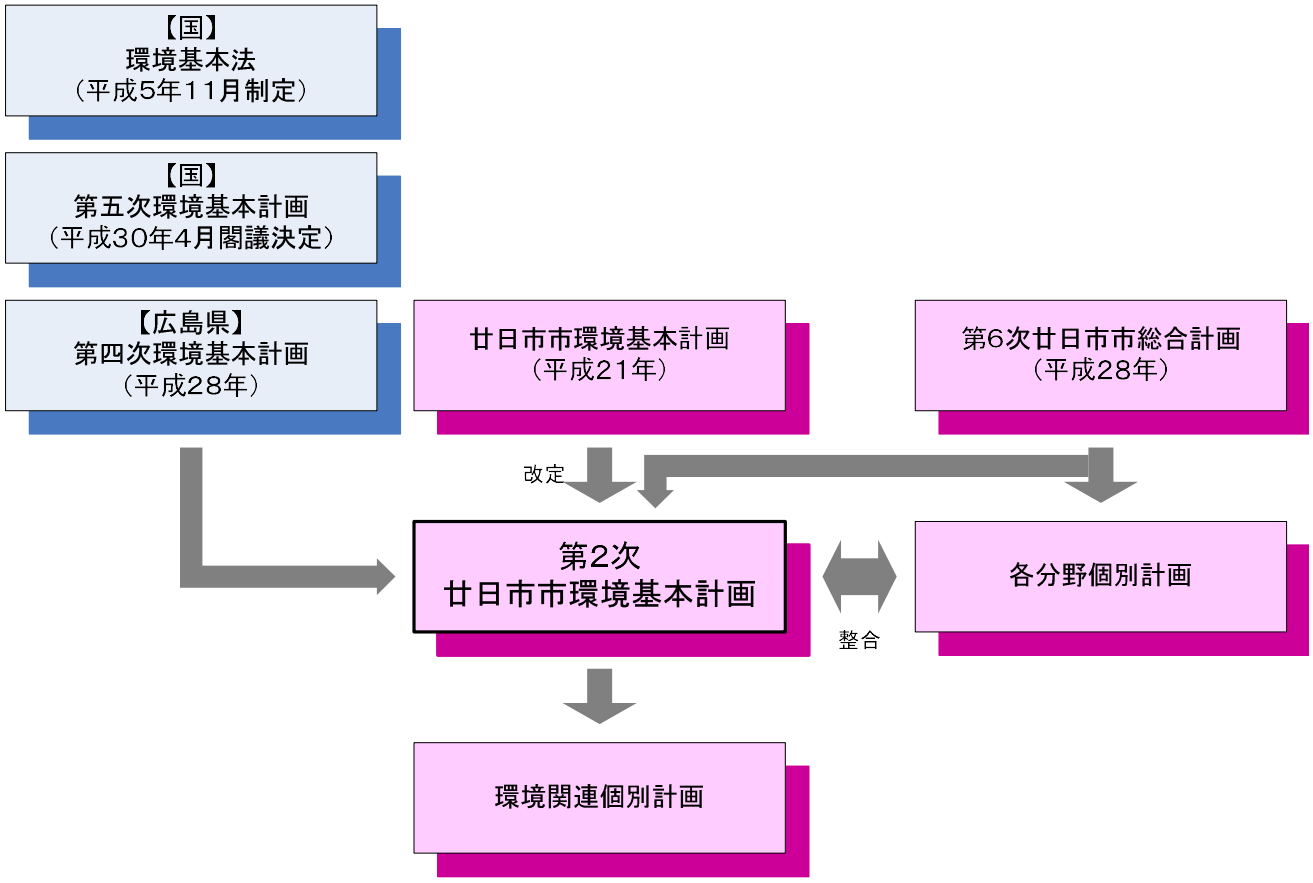

図１－２－１　計画の位置付け

3. 上位計画

1. 第6次廿日市市総合計画（基本構想）

本計画の上位計画である「第６次廿日市市総合計画」では、「市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり」をまちづくりの基本理念とし、将来像を「挑戦！　豊かさと活力あるまち　はつかいち～夢と希望をもって世界へ～」を目指す将来像とし、４つの方向性、あるいは施策と施策のつながりや組織内の相互連携によって、実効性の高い事業展開を図りたいとしています。

４つの方向性のうち特に「くらしを守る」では、「豊かな自然環境を次世代につなぐ」を重点施策とし、前期基本計画の施策方針として、「環境保全活動の推進」と「豊かな自然の保護・活用」をうたっています。

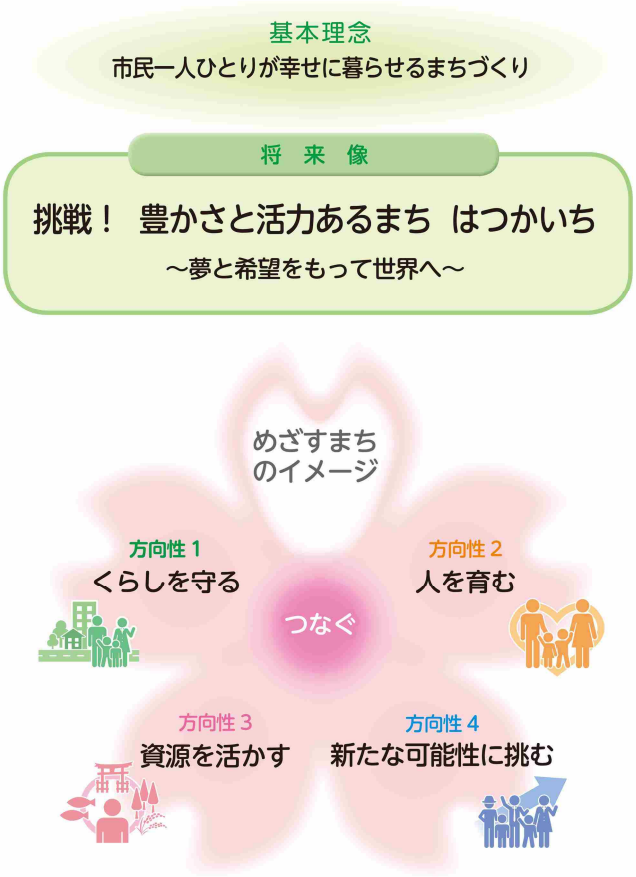

資料：廿日市市．第６次廿日市市総合計画．平成２８年３月

図１－３－１　将来像と方向性のイメージ図

2. 第6次廿日市市総合計画（前期基本計画）

計画期間の前半の５年間（平成２８（２０１６）年度～令和２年（２０２０）年度）の前期基本計画では、「環境保全活動の推進」と「豊かな自然の保護・活用」の２つの施策方針に関し、主な事業内容を以下のように整理しています。

環境保全活動の推進

環境への意識啓発、省エネルギーの推進	○　**環境学習の実施** 小学生向け環境学習や地球温暖化防止教室、環境フェスタの開催など、環境問題への意識啓発に取り組みます。
	○　**省エネルギー対策の取組** 行政における率先的な取組として、公共施設の新築や改築に併せて、屋根を活用した太陽光発電等の省エネルギー設備の導入を促進します。 温室効果ガス排出削限や市民の環境保全意識の向上を図るため、電動アシスト自転車等の補助など普及啓発事業に取り組み、地球温暖化防止対策に努めます。
ごみ処理施設の整備、ごみ減量化の推進	○　**ごみ処理施設の整備** 一般廃棄物処理施設を沿岸部に集約整備し、廃棄物が持つエネルギーを有効活用した発電システムの導入により維持管理コストの削減を図るなど、総合的な廃棄物処理を行います。
	○　**ごみ減量化及び資源化の推進** コスト意識をもったごみの減量化や資源化を促進するため、啓発活動を強化し市民によるごみの減量化や資源化への取組を支援するとともに、家庭系のごみ処理有料化の導入を検討します。

豊かな自然の保護・活用

都市緑化の推進	○　**公園・緑地の適切な配置・整備** 「緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の適切な配置・整備を推進するとともに、民有地や事業所等においても緑化の推進を図ります。
森林の適正な管理	○　**森林の適正管理** 森林が本来有している水源かん養等の公益的機能が発揮できる状況にするため、搬出間伐等の適正な森林施業を行います。
	○　**市民協働による森づくりの推進** 荒廃した人工林や里山林の再生や、山に放置されたままの森林資源を有効活用する仕組みを構築し、市民協働による森づくりを推進します。
自然環境の保護と活用	○　**自然環境の利活用の推進** 瀰山原始林やラムサール条約湿地等の貴重な自然環境を保護し次世代につなぐため、必要な調査や清掃活動、各種の講座など自然環境の大切さを学ぶ機会を提供します。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和２（２０２０）年度～令和１１（２０２９）年度の１０年間とします。大きな社会動向の変化等があった場合、必要に応じて中間年度の令和６（２０２４）年度に見直しを行います。

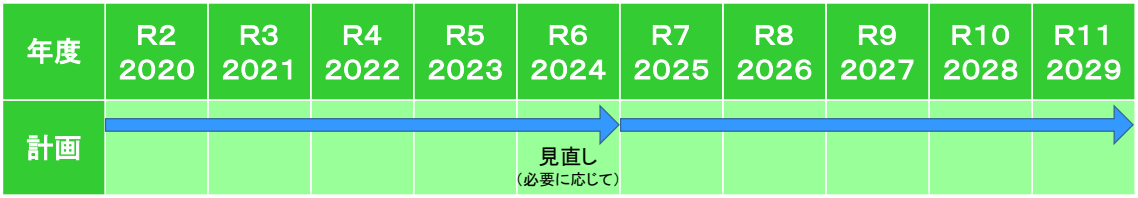

図１－４－１　計画の期間

5. 計画の対象

本計画の対象は、自然環境・生活環境・地球環境の３つの基本的な環境と、それらすべてに関わる環境活動を加えた、４つの環境分野とします。

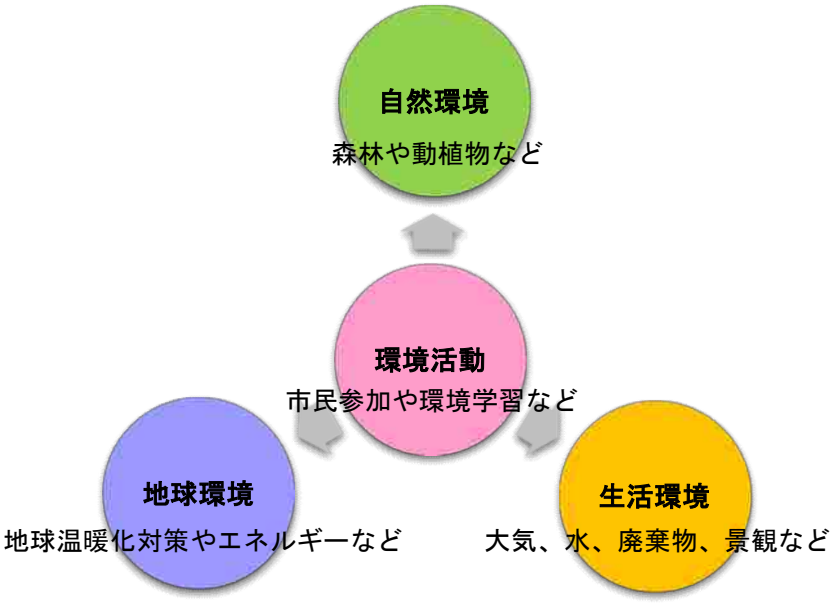

図１－５－１　計画の対象

第２章
廿日市市の姿

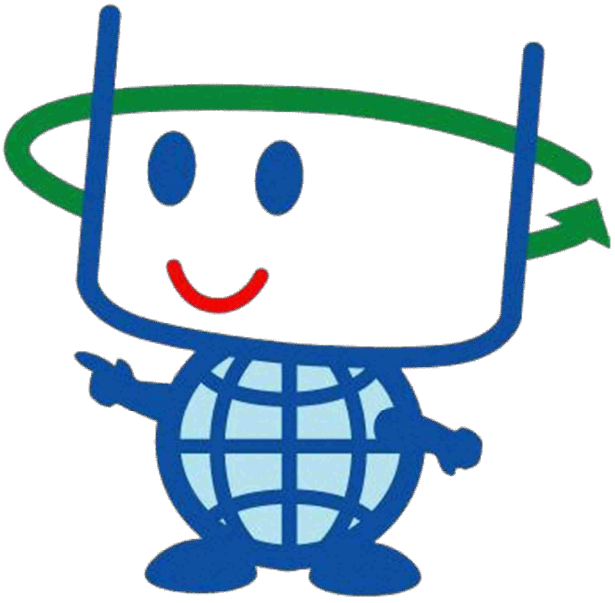

廿日市市環境マスコットキャラクター

ハーツくん

1. 廿日市市の社会的環境等

1. 沿革

本市は、広島県の南西部に位置し、北は安芸太田町及び島根県、東は広島市、西は大竹市及び山口県に接し、南は瀬戸内海に面する面積４８９．４９ｋｍ²のまちです。

本市は、古くから山陽道が整備されて駅が置かれ、平安時代には平清盛が嚴島神社を造営しました。中世以降は、中国山地産の木材の集積を基盤とした木材産業のまちとなり、山陽道（西国街道）の廿日市本陣を中心に発展しました。市町村制施行以後は、明治２２（１８８９）年に佐伯郡廿日市町と現在の市域に含まれる町村が発足しました。

高度経済成長期以降は、隣接する広島市のベッドタウンとして急速に発展を遂げ、昭和６３（１９８８）年に廿日市市が発足しました。その後、平成の大合併により、平成１５（２００３）年に佐伯町・吉和村と、平成１７（２００５）年に大野町・宮島町と合併し、５つの地域からなる現在の本市の姿となりました。

なお、廿日市という名称は、嚴島神社の年４回の祭礼の最終日がいずれも２０日であったことから、鎌倉時代中期には毎月２０日に市が立つようになり、現在の本町周辺で中世以来開かれていた「廿日（はつか）の市」に由来します。

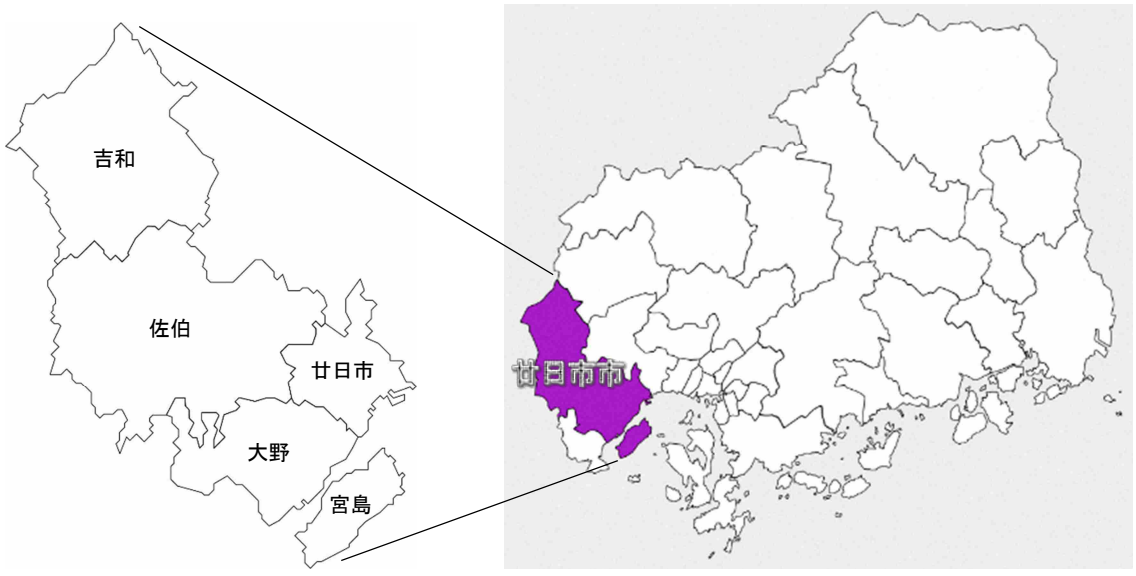

図２－１－１　廿日市市の位置と５つの地域

2. 気候

１，０００ｍを超える中国山地から瀬戸内海まで南北に広い本市の気候は、地域によって大きく異なります。沿岸部（廿日市・大野・宮島地域）は瀬戸内海式気候に属し、年間を通して温暖・少雨です。中央部にある佐伯地域は、中山間地域であり、冷涼・多雨の傾向にあります。内陸部にある吉和地域は、市内で唯一日本海側気候に属し、沿岸部に比べて気温が低く、豪雪地帯対策特別措置法による「豪雪地帯」に指定されています。

3. 人口

本市の平成３１（２０１９）年３月３１日現在の住民基本台帳人口は１１７，４８７人、世帯数は５１，６８５世帯です。

平成１５（２００３）年度以降、人口は減少傾向に、世帯数は増加傾向にあります。

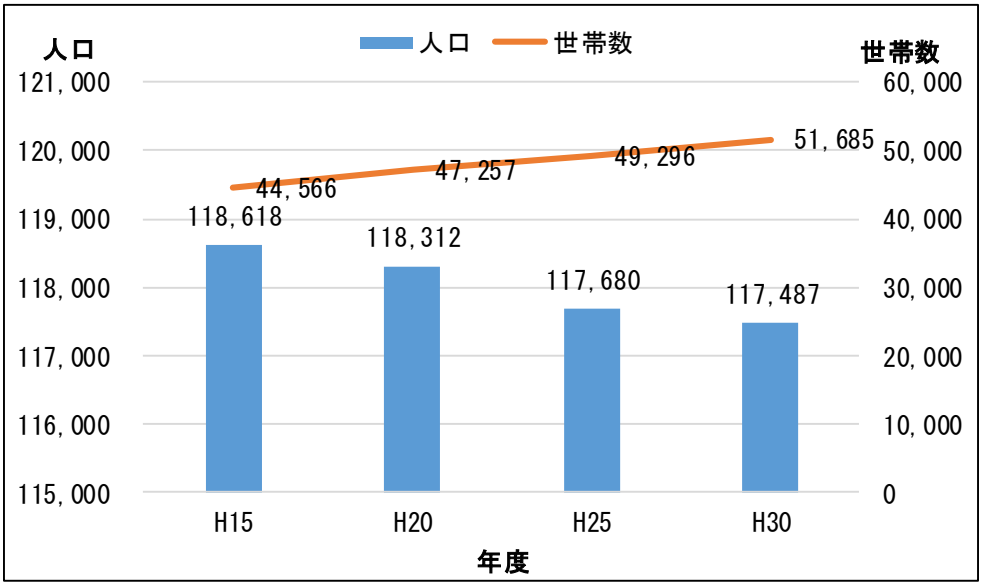

注）合併前の数値は合併後の状況に組み替えたもの

資料：住民基本台帳

図２－１－２　人口と世帯数

4. 交通

鉄道は、ＪＲ山陽本線が沿岸部を東西に走り、市内には廿日市駅、宮島口駅など６つの駅があります。ＪＲ山陽本線と並走して、宮島口まで広島電鉄宮島線が走っています。

道路は、南部の沿岸部を山陽自動車道及び広島岩国道路、北部の山間部を中国自動車道の高速道路が東西に走っています。また、大動脈として一般国道２号と同西広島バイパスが沿岸部を東西に走り、一般国道１８６号や一般国道４３３号と一般国道４８８号が吉和地域と沿岸部を結んで南北に走っています。

航路は、宮島にアクセスする航路として、宮島口と宮島を結ぶ宮島航路のほか、広島港と宮島を結ぶ瀬戸内シーラインや広島市の元安桟橋と宮島を結ぶアクアネット広島の世界遺産航路などがあります。

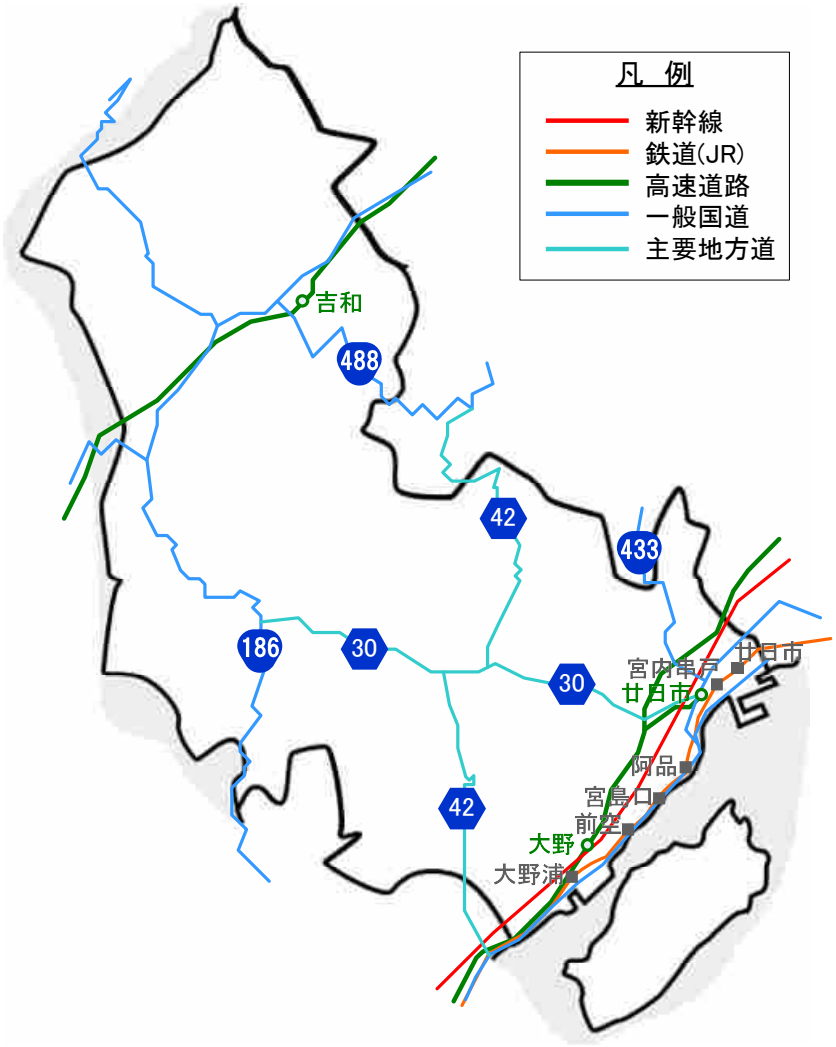

図２－１－３　交通網

5. 土地利用

本市の平成３０（２０１８）年における土地面積の割合は、森林が８６％と最も多くを占めています。

将来の土地利用については、「廿日市市都市計画マスタープラン」において、多様な地域特性をいかすことを整備方針とし、特に市域面積の多くを占める自然的土地利用においては、農地の保全・活用や森林の保全・活用をうたっています。

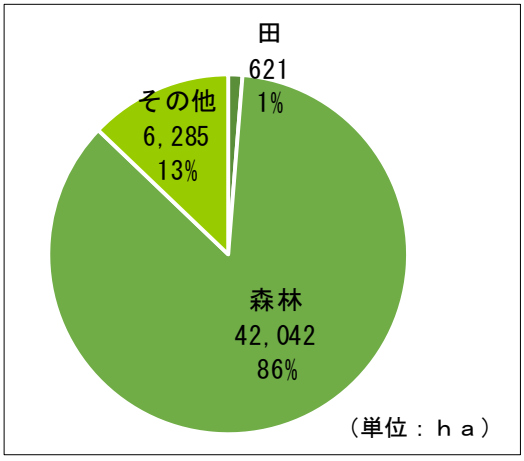

資料：広島県農林水産局．林務関係行政資料

図２－１－４　土地利用

6. 産業

（１）産業別就業者数

本市の平成２７（２０１５）年における産業別就業者数の割合は、第１次産業２%、第２次産業２５%、第３次産業７３%であり、第３次産業のうちサービス業等（医療・福祉、宿泊・飲食業、教育等）が５３%を占めます。

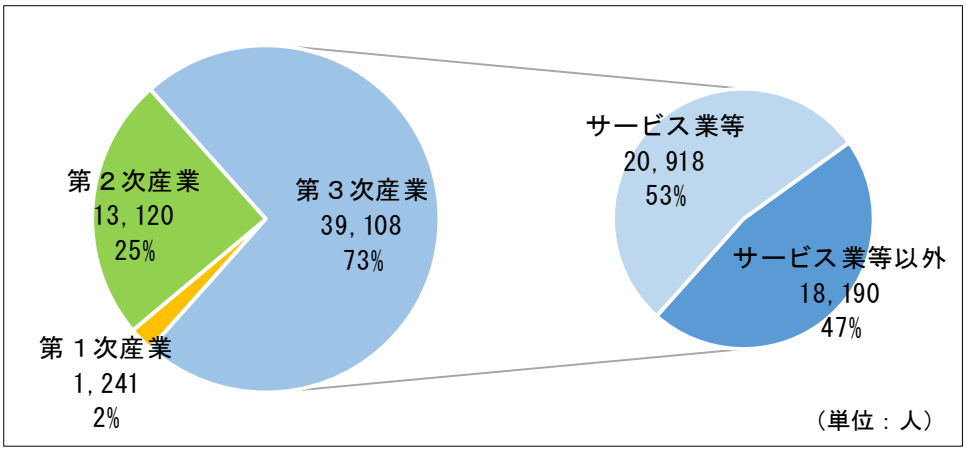

資料：総務省統計局．国勢調査報告

図２－１－５　産業別就業者数

（２）農林水産業

本市の平成２７（２０１５）年における経営耕地面積は、４１０ｈａ（田３２１ｈａ、畑６４ｈａ、樹園地２５ｈａ）であり、農業経営体数は５３２経営体です。また、平成２７（２０１５）年の林業経営体数は４０経営体、平成３０（２０１８）年の海面漁業の経営体数は１３７経営体です（資料：農林水産省．農林業センサス、漁業センサス）。

水産業においては、特にカキ養殖が盛んで、また、「大野あさり」は地元産品として有名です。

（３）工業

本市の平成３０（２０１８）年における製造業の事業所数は、１６２事業所、従業者数は７，４６５人、平成２９（２０１７）年中における製造品出荷額は２，０７６億円です（資料：広島県．工業統計調査結果報告）。

製造品出荷額のうち、食料品製造業が４０%、木材・木製品製造業が２０%、化学工業が１１%と、この３業種で全体の７１%を占めています。

これは、規模の大きな食料品製造業の本社や工場が立地すること、西日本有数の木材専門港である木材港を有し、輸入木材に関連した産業が盛んであることによります。

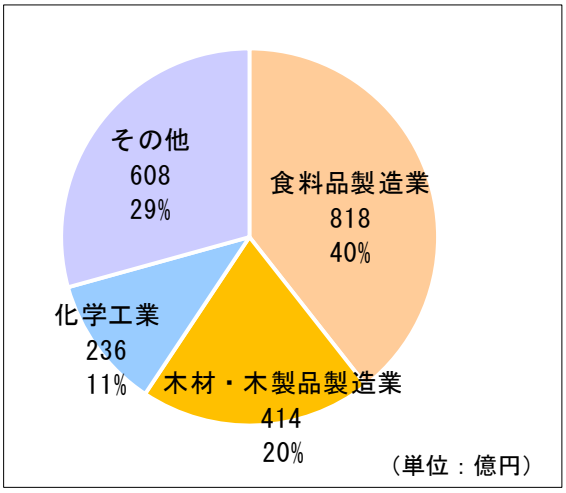

資料：広島県．工業統計調査結果報告

図２－１－６　製造品出荷額の内訳

（４）商業

本市の平成２６（２０１４）年における商業の事業所数は、１，０５１事業所、従業者数は８，６２２人、年間商品販売額は１，６１３億円です（資料：広島県．商業統計調査結果報告）。

年間商品販売額のうち、卸売業が４２％、小売業が５８％を占めます。

平成２７（２０１５）年６月には、中国地方でも有数の大型商業施設「ゆめタウン廿日市」がオープンしました。

7. 観光

本市には、世界遺産の嚴島神社や宮島水族館を有し、日本三景の一つでもある宮島という大きな観光資源があります。そのほか吉和地域にはもみのき森林公園や吉和魅惑の里、潮原温泉や女鹿平温泉、めがひらスキー場やウッドワン美術館、佐伯地域には岩倉ファームパークや様々な観光果樹園、大野地域には宮浜温泉やおおの自然観察の森、妹背の滝など、豊富な観光資源があります。

本市の平成３０（２０１８）年の観光客数は７，５４５千人で、このうち宮島の観光客数は６９％に当たる５，１８４千人でした。内訳は、本市と宮島の県外客がそれぞれ４，７２１千人、４，１２２千人（６３％、８０％）、宿泊客がそれぞれ６４３千人、３８０千人（８％、７％）となっています。

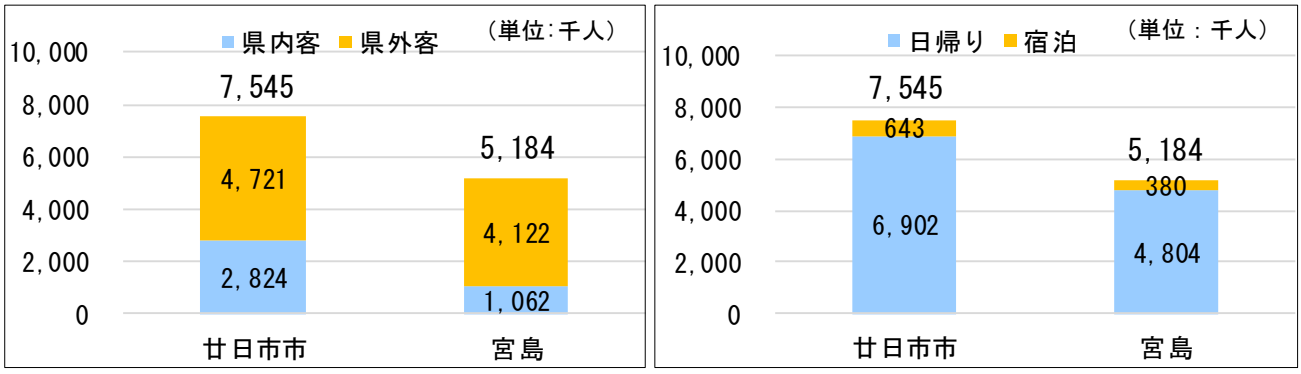

資料：広島県．広島県観光客数の動向

図２－１－７　観光客数

写真　左）嚴島神社　右）もみのき森林公園

2. 自然環境

現　状

1. 山・川・地勢

本市の地勢は、北の中国山地の脊梁部から南の瀬戸内海まで南北に長く、中国山地の南斜面を形成しています。中国山地の南斜面の地形の特徴は、３段の階段状の山地によって構成されていることです。すなわち、中国山地の高位面（脊梁山地面）、中位面（吉備高原面）、低位面（瀬戸内面）の３段の隆起準平原です。

高位面には県内第２位の標高の冠山（１，３３９ｍ）、３位の十方山（１，３１９ｍ）、鬼ヶ城山、大峰山などがそびえ、隆起準平原は上流部の吉和地域を流れる太田川や小瀬川及びその支流によって浸食され、羅漢峡や万古渓、中津谷や細見谷、東山渓谷などの渓谷が形成されています。冠山一帯は「冠山水源の森」として林野庁より「水源の森百選」に選ばれています。瀬戸内海には宮島（厳島）が浮かび、標高５３５ｍの弥山がそびえています。

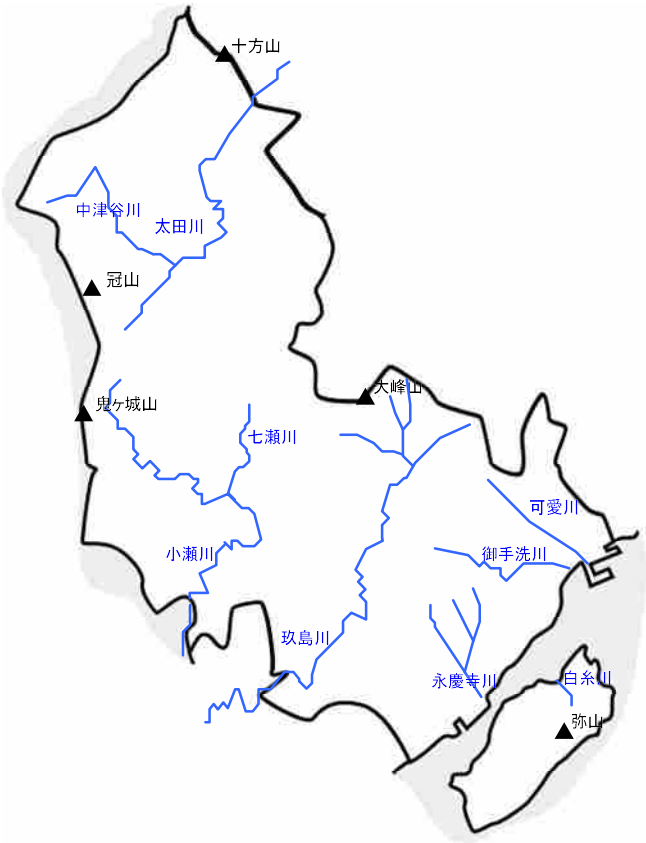

図２－２－１　廿日市市の山・川・地勢

2. 植物

本市の森林植生は、自然植生の落葉広葉樹林（ブナ林）と温暖帯針葉樹林（モミ林、ツガ林）、代償植生*である落葉広葉樹二次林（ミズナラ林、コナラ林）、常緑広葉樹二次林（シイ・カシ二次林）、常緑針葉樹二次林（アカマツ林）、人為植生であるスギ・ヒノキ植林、竹林、伐採跡地群落などで構成されています。

中国山地では冠山周辺にブナ林が見られ、細見谷にはサワグルミの渓谷林があります。沿岸部では極楽寺山にモミ・ツガ林が見られ、羅漢峡にはコウヤマキ林があります。おおの自然観察の森では県指定天然記念物のベニマンサク群落が見られます。宮島には国指定天然記念物の弥山原始林が見られます。

本市の森林のうち、民有林の割合は８２．７％、国有林の割合は１７．３％です。本市の民有林の林種別面積割合は表２－２－１のとおりであり、針葉樹が６５％を占め、人工林の針葉樹だけでも全体の４３％を占めています。

表２－２－１　民有林林種別面積

単位：ｈａ

	平成２５年度	平成３０年度
針葉樹（人工林）	14,846.80	14,839.06
針葉樹（天然林・マツ）	7,515.20	7,492.83
針葉樹（天然林・その他）	509.00	527.14
広葉樹（人工林）	161.26	171.71
広葉樹（天然林）	11,312.87	11,316.34
その他（竹林など）	437.88	440.38
総数	34,783.01	34,787.46

資料：広島県農林水産局．林務関係行政資料

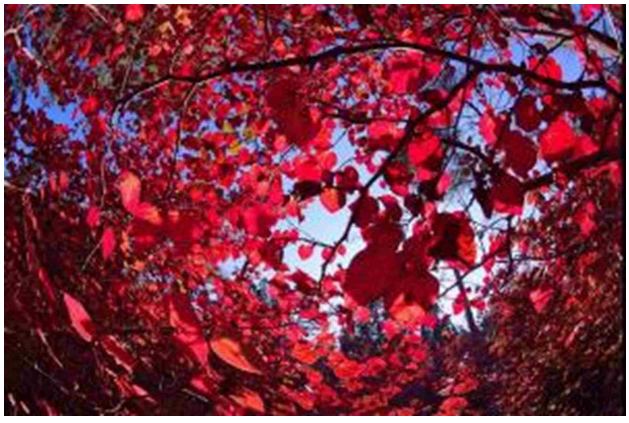

写真　おおの自然観察の森のベニマンサク群落

3. 動物

（１）生息等の状況

市域各所に希少な動物が生息していますが、特に、吉和地域にはツキノワグマ、ヤマネ、クマタカ、オオサンショウウオ、ゴギなど、宮島地域にはミヤジマトンボなどの希少種*が生息しています。また、シカやサルが生息している地域も見られます。法令に基づく指定は、表２－２－２のようになっています。

沿岸部の廿日市地域や大野地域では、特定外来生物*であるアルゼンチンアリの生息が確認されています。

表２－２－２　法令指定種

種　名	指　定	根拠法令
オオサンショウウオ	国指定特別天然記念物	文化財保護法
ヤマネ	国指定天然記念物	
クマタカ	国内希少野生動植物種	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
ハヤブサ		
ツキノワグマ	指定野生生物種	広島県野生生物の種の保護に関する条例
ミヤジマトンボ	特定野生生物種	

（２）鳥獣被害

イノシシなどによる農作物被害は本市全域でみられ、年間を通じ水稲・野菜等を中心として被害が発生し、住宅地周辺への出没や道路法面や園地での掘り返しも発生しています。また、サルによる農作物の被害もみられます。

多くの野生生物の生息環境となる里地里山や森林は、農林業の後継者不足などにより荒廃が進行しています。

表２－２－３　主な有害鳥獣の捕獲数

項　目	平成２１年度	平成２６年度	平成３０年度
イノシシ	115	134	203
サル	1	2	4

資料：廿日市市農林水産課

表２－２－４　耕作放棄面積及び林業経営体数

項　目	平成１７年度	平成２２年度	平成２７年度
耕作放棄地面積（a）	12,129	14,355	16,626
林業経営体数	101	63	40

資料：農林水産省．農林業センサス

4. 法令による保全

中国山地の脊梁部が西中国山地国定公園に、宮島と極楽寺山が瀬戸内海国立公園の特別地域に指定されています。宮島は、全島が文化財保護法による特別史跡及び特別名勝に指定されており、ミヤジマトンボが生息する宮島西部沿岸の潮汐湿地はラムサール条約湿地*に登録されています。

また、万古渓と大峰山が県自然環境保全地域*に、東山渓谷が緑地環境保全地域*に指定されています。

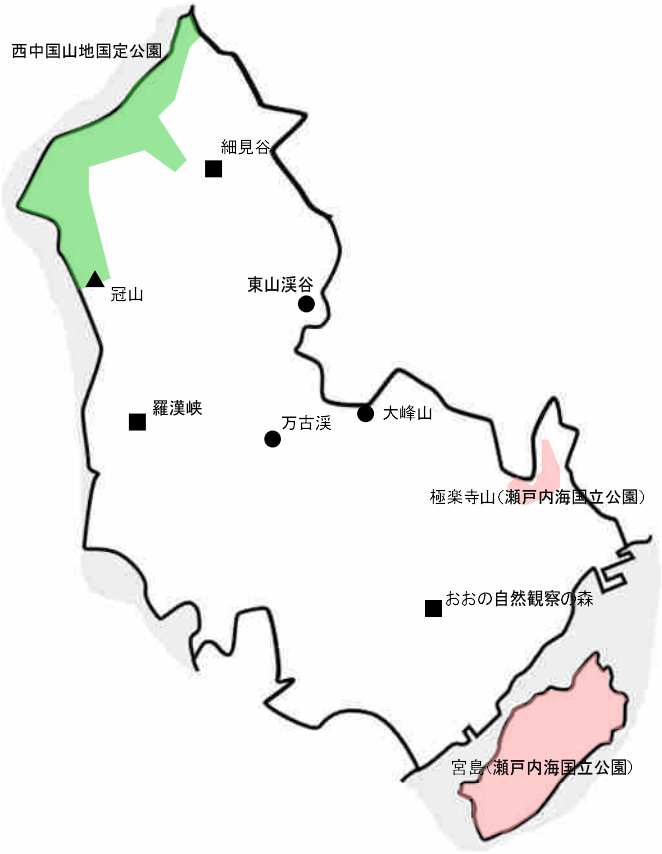

図２－２－２　自然資源

課　題

■　自然豊かな本市には、国や県による指定種を始め、多くの希少な野生生物が生育・生息しており、これらの野生生物とその生育・生息環境を保全していくことが求められます。

■　里山や中山間地域の荒廃により、生物の生育・生息空間が脅かされています。また、そのことにより、鳥獣被害が発生しています。

■　塩性湿地環境に生息するミヤジマトンボは、生息環境の保全・創造が求められます。

■　アルゼンチンアリなどの外来生物*により、生態系が脅かされています。

3. 生活環境

1. 大気

現　状

本市における二酸化硫黄*、二酸化窒素*、浮遊粒子状物質*、降下ばいじん*の経年変化はおおむね横ばい傾向にあり、毎年度、全ての地点で環境基準*を大きく下回っています。測定地点は数か所ありますが、どの地点においても測定値はほとんど変わりません。

大気の測定結果について、前計画策定時の平成２１（２００９）年度、直近の平成２９（２０１７）年度、及び中間年の平成２５（２０１３）年度の経年変化を表２－３－１に示します。なお、降下ばいじん*に環境基準*はありません。

微小粒子状物質（ＰＭ２．５）*については、本市に大気測定局はなく、近隣では井口小学校（広島市西区）と大竹油見公園（大竹市）にあります。その経年変化はおおむね減少傾向にあり、平成２９（２０１７）年度は、両地点とも環境基準*に適合していました。

表２－３－１　大気測定結果の経年変化

項　目	測定地点	環境基準*	平成２１年度	平成２５年度	平成２９年度
二酸化硫黄*（ｐｐｍ）	廿日市市役所	0.04	0.00510	0.00180	0.00170
二酸化窒素*（ｐｐｍ）		0.04～0.06又はそれ以下	0.0183	0.0248	0.0236
降下ばいじん*（ｔ／ｋｍ²/月）		（10.0）※1	1.5	1.9	1.7
浮遊粒子状物質*（ｍｇ/ｍ³）	廿日市桂公園	0.10	0.023	0.021	0.018
微小粒子状物質*（μｇ/ｍ³）	井口小学校	15	19.7※2	18.4	14.1
	大竹油見公園		―	16.6	12.7

※１　参考値として、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」における「住民の生活環境を保全することが特に必要な地域の指標」を掲載した。この値以下であれば、不快感が大きく減少するとされている。

※２　平成２１年度はデータがないため、平成２３年度の測定結果を掲載した。

資料：広島県環境保全課、廿日市市環境政策課

課　題

■　いずれの物質・測定地点もおおむね横ばい傾向であり、また、環境基準*を大きく下回っており、特に問題はありません。

2. 水質

現　状

（１）河川

本市では河川９水系で水質測定を行っています。河川における水の汚れの指標であるＢＯＤ*についてみると、測定結果はいずれもおおむね横ばい傾向です。環境基準*の類型指定*のある６水系におけるＢＯＤ*測定結果を表２－３－２に示します。

平成２９（２０１７）年度の調査結果は、小瀬川水系の３地点で環境基準*を達成していません。太田川水系では、過年度に環境基準*を達成していない地点がありましたが、平成２９（２０１７）年度は達成しています。

表２－３－２　各水系の水質（ＢＯＤ*）測定結果

単位：ｍｇ/Ｌ

水　系	測定地点	環境基準*（類型）	平成２１年度	平成２５年度	平成２９年度
可愛川水系	今田橋	3.0（Ｂ）	0.5	0.8	1.3
	中小路橋（Ｈ２６年度まで）		＜0.5	0.8	―
御手洗川水系	石原橋	3.0（Ｂ）	0.5	0.8	1.3
	明石橋		0.5	1.0	1.2
玖島川水系	中山川合流	2.0（Ａ）	0.6	1.0	1.3
	泉水川合流		0.6	0.8	1.0
	内野川上流（Ｈ２６年度まで）		＜0.5	1.1	―
小瀬川水系	市野川合流	1.0（ＡＡ）	＜0.5	1.0	1.2
	林川合流		1.1	1.4	1.3
	七瀬川上流		0.6	1.0	0.8
	万古渓上流（Ｈ２６年度まで）		＜0.5	1.1	―
	スパ羅漢上流（Ｈ２３年度まで）		0.6	―	―
	飯山		0.5	0.9	1.4
太田川水系	立岩貯水池流入前（Ｈ２３年度まで）	1.0（ＡＡ）	0.9	―	―
	西村養鯉場前		＜0.5	1.0	0.9
	中津谷川合流		0.5	1.1	0.8
	新焼山橋（Ｈ２６年度まで）		＜0.5	0.9	―
	清水原橋下流		1.1	1.0	1.0
永慶寺川水系	中山（Ｈ２６年度まで）	3.0（Ｂ）	0.5	0.9	―
	高見川合流		0.7	1.1	1.0

資料：廿日市市環境政策課

（２）海域

本市では沖合海域１か所（平成２６（２０１４）年度までは３か所）で水質測定を行っています。海域における水の汚れの指標であるＣＯＤ*について、測定結果を表２－３－３に示します。

水質は改善傾向にありますが、平成２９（２０１７）年度は大野瀬戸東の表層で環境基準*（Ａ類型：２ｍｇ／ℓ以下）を達成していません。

表２－３－３　海域の水質（ＣＯＤ*）測定結果

単位：ｍｇ/Ｌ

測定地点		環境基準*（類型）	平成２１年度	平成２５年度	平成２９年度
表層	地御前神社沖	2.0（Ａ）	4.3	2.7	―
	大野瀬戸東		3.9	2.4	2.6
	大野瀬戸西		3.7	2.2	―
中層	地御前神社沖	2.0（Ａ）	3.7	2.4	―
	大野瀬戸東		3.6	2.4	1.9
	大野瀬戸西		3.5	2.2	―

資料：廿日市市環境政策課

課　題

■　小瀬川水系の河川で環境基準*を達成していないところがあります。

■　海域では、本市地先で現在唯一の測定地点である大野瀬戸東の表層で環境基準*を達成していません。以前、測定されていた地点も環境基準*を達成していませんでした。

3. 騒音

現　状

（１）本市の騒音とその調査の概要

本市には、一般国道２号、同西広島バイパス及び山陽自動車道という交通量の多い主要幹線道路があり、これらの交通騒音の実態を把握するため、騒音マップ調査と騒音レベル調査（２４時間調査）との２つの調査を行っています。

また、近接する山口県岩国市には米海兵隊及び自衛隊が使用する岩国飛行場があり、さらに、平成２４（２０１２）年には共用空港である岩国錦帯橋空港が開港しました。本市上空では軍用機などによる低空飛行が確認されており、本市では航空機騒音についても調査を行っています。

（２）騒音マップ調査

騒音マップ調査結果を表２－３－４に示します。平成２９（２０１７）年度は、Ｎｏ．１２（県道２４７号廿日市港線）のみ環境基準*を達成していません（自動車騒音の要請限度*は満足）。

表２－３－４　騒音マップ調査結果

単位：ｄＢ

Ｎｏ.	調査地点	調査地点の種類	地域の類型	環境基準*	等価騒音レベル*		
					平成２１年度	平成２５年度	平成２９年度
1	にれのき公園	一般地域	Ａ	55	48	44	47
2	可愛公園	一般地域	Ｃ	60	44	51	47
3	グランドハイツ集会所横	一般地域	Ａ	55	53	38	43
4	佐伯支所	一般地域	Ｃ	60	57	60	54
5	吉和支所	一般地域	Ｂ	55	53	48	47
6	県道２８９号粟谷大野線	道路端	Ｃ	70 (75)※１	64	62	61
7	県道２８９号粟谷大野線	道路後背地	Ｃ	65	―	―	53
8	市道前空鯛ノ原線	道路端	Ａ	60 (70)※１	62	61	60
9	市道前空鯛ノ原線	道路後背地	Ａ	60	―	―	44
10	旧宮島支所	一般地域	(Ｂ)※２	55	48	49	47
11	有の浦	一般地域	(Ｂ)※２	55	54	55	54
12	県道２４７号廿日市港線	道路端	Ｂ	70 (75)※１	―	―	72
13	県道２４７号廿日市港線	道路後背地	Ｂ	65	―	―	57
14	古川あいあい公園	一般地域	Ｂ	55	―	―	44
15	片浜街区公園	一般地域	Ｃ	60	―	―	48

※１　括弧内の数字は自動車騒音の要請限度*

※２　Ｎｏ１０，１１は用途地域の定めのない地域であるため、地域の類型をＢと仮定した。

資料：廿日市市環境政策課

（３）騒音レベル調査（２４時間調査）

騒音レベル調査（２４時間調査）は、年度により調査地点、地点数及び調査方法が異なるため、最新（平成２９（２０１７）年度）の調査結果のみ掲載しました（表２－３－５）。

どちらの区間についても、昼間、夜間ともに環境基準*（幹線交通を担う道路に近接する空間の特例値：昼間７０ｄＢ以下、夜間６５ｄＢ以下）を超過しており、また、夜間における自動車騒音の要請限度*（７０ｄＢ以下）も超過していました。

表２－３－５　騒音レベル調査結果

単位：ｄＢ

調査地点	区分	環境基準*	要請限度*	平均（L_{Aeq}）
２車線区間（宮島口西一丁目）	昼間	70	75	74
	夜間	65	70	72
４車線区間（阿品二丁目）	昼間	70	75	73
	夜間	65	70	71

資料：廿日市市環境政策課

（４）航空機騒音

本市では、航空機騒音の実態を把握するため、阿品台市民センター屋上、佐伯支所屋上、吉和市民センター屋上に騒音測定器を設置しています。７０ｄＢ以上の騒音レベルが観測された航空機騒音の調査結果は、表２－３－６のとおりです。

表２－３－６　航空機騒音の測定結果

調査地点	項　目	平成２６年度	平成２９年度
阿品台市民センター	観測された日数(日)	154	142
	発生回数の総数(回)	258	308
	最大値の数値(ｄＢ)	86.0	88.3
佐伯支所	観測された日数(日)	112	128
	発生回数の総数(回)	199	322
	最大値の数値(ｄＢ)	86.9	86.5
吉和市民センター	観測された日数(日)	120	112
	発生回数の総数(回)	288	264
	最大値の数値(ｄＢ)	91.4	89.9

資料：廿日市市総務課

また、平成２１（２００９）年度、平成２５（２０１３）年度、平成２９（２０１７）年度の米軍機低空飛行目撃情報及び国が測定した航空機騒音状況は、表２－３－７のとおりです。

表２－３－７　米軍機低空飛行目撃情報及び航空機騒音状況

年　度	米軍機低空飛行目撃情報		航空機騒音観測地点	
	目撃実日数（日）	目撃件数（件）	宮島（回）	八坂公園（回）
平成２１年度	86	184	456	395
平成２５年度	24	57	277	539
平成２９年度	40	101	219	440

資料：広島県国際課、中四国防衛局ホームページ

課　題

■　道路交通騒音では、県道２４７号廿日市港線（串戸三丁目）や一般国道２号の沿道（宮島口西一丁目、阿品二丁目）で、環境基準*や自動車騒音の要請限度*を超過しています。

■　本市の上空では、軍用機などによる低空飛行が確認されており、航空機騒音が問題になっている地域もあります。

4. ダイオキシン類*

現　状

本市では、平成１１（１９９９）年度から一般環境中のダイオキシン類*による汚染状況を把握するため測定を行っており、大気、土壌、水質について市内１２地点で測定を行っています。

直近５年間のダイオキシン類*の調査結果は、測定地点によって増減がありますが、経年変化はおおむね横ばいで、いずれの地点も環境基準*を大きく下回って推移しています。

課　題

■　ダイオキシン類*については、いずれの媒体・測定地点も環境基準*を大きく下回って推移しており、特に問題はありません。

5. 廃棄物

現　状

（１）ごみ排出量

本市のごみ排出量は、平成２３（２０１１）年度以降増加傾向にあり、平成２９（２０１７）年度の年間ごみ総排出量は３７，６４３ｔ、一人一日平均排出量は８７８ｇでした。

表２－３－８　ごみの総排出量と一人一日平均排出量

項　目	平成２１年度	平成２５年度	平成２９年度
総排出量（ｔ/年）	36,986	37,414	37,643
一人一日平均排出量（ｇ/人・日）	861	871	878

資料：廿日市市循環型社会推進課

（２）ごみ処理施設

本市の燃やせるごみ、大型ごみ、小型及び複雑ごみは、はつかいちエネルギークリーンセンターで処理しています。資源ごみなどは、リサイクルプラザ等２施設で処理し、焼却残さを含む埋立ごみは、最終処分場３施設で処分しています。

はつかいちエネルギークリーンセンターは、平成３１（２０１９）年４月より稼働しているエネルギー回収型廃棄物処理施設で、燃やせるごみの処理能力１５０ｔ／日、粗大ごみの処理能力１０ｔ／日の施設です。焼却で発生する熱エネルギーを用いて高効率発電（最大発電量３，１４０ｋW）を行います。また、従来未利用の排熱から熱回収し、隣接する都市ガス事業者に温水供給します。これにより、世界最高水準のエネルギー効率（最大約６８%）の達成が可能になり、売電による二酸化炭素削減量と合わせて、年間約９，７００ｔ－CO_2の二酸化炭素削減効果を見込んでいます。

写真　はつかいちエネルギークリーンセンター

課　題

■　本市のごみ排出量は、総排出量、一人一日平均排出量共に増加傾向にあります。

6. 公害苦情

現　状

本市の公害苦情は、種類別では大気に係るものが最も多く件数が増加しています。水質及びその他については減少しており、騒音・振動及び悪臭に係るものは同程度となっています。

大気に係るものはごみを適正な構造を有しない焼却設備で処分する野焼き、水質に係るものは事業場等からの汚れや油流出、騒音・振動に係るものは工場や特定建設作業*による騒音・振動が主な原因です。

表２－３－９　公害苦情件数

年　度	大　気	水　質	騒音･振動	悪　臭	その他	合　計
平成２１年度	25	13	9	8	28	83
平成２５年度	42	7	11	7	11	78
平成２９年度	55	11	10	8	25	109

資料：廿日市市環境政策課

課　題

■　野焼きについての苦情が多く寄せられており、不適正な焼却設備の使用や野外焼却の自粛について、啓発を行っていく必要があります。

■　事業場による水質汚濁、工場や特定建設作業*による騒音･振動について苦情が寄せられており、引き続きこれらの監視に努めていく必要があります。

7. 景観

現　状

（１）廿日市市景観計画

本市では、市町村合併による景観の多様化や市民意識の高まりの中で、平成２１（２００９）年７月に「景観行政団体*」となり、平成２３（２０１１）年９月に景観法に基づく「廿日市市景観条例」を公布し、平成２４（２０１２）年２月に「廿日市市景観計画」（以下、「景観計画」という。）を策定しました。これにより、同年４月より景観法・市景観条例に基づく届出などが必要となりました。

「景観計画」では、本市全域を「景観計画の区域」とし、吉和・佐伯・廿日市・大野・宮島の各地域について「景観形成基準*」を設定しています。また、「宮島口周辺区域」、「シビックコア区域」、「宮島区域」の３区域を「景観重点区域*」の候補区域として選定し、その指定に向けた取組を進めており、令和２年４月１日には、「宮島口周辺区域」が「景観重点区域*」として、新たに指定される予定となっています。

（２）景観施策

本市では、良好な景観形成を具現化するために、平成２４（２０１２）年度から地区住民などを対象に勉強会や説明会、ワークショップを開催しています。

このワークショップでの提案を踏まえ、平成２９（２０１７）年３月に市民公募による「はつかいち景観百選」を選定しました。

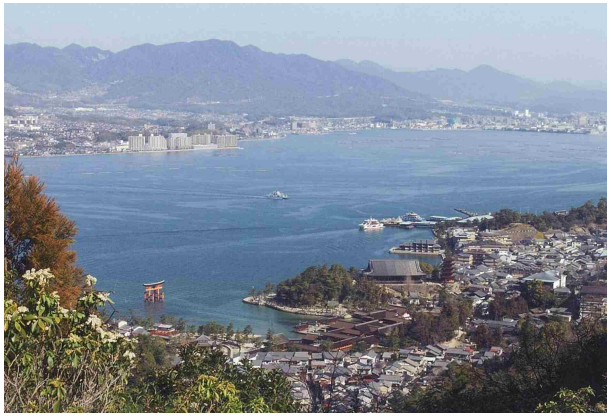

資料：はつかいち景観百選

写真　左）宮島から見た大野瀬戸　右）冠岳からの眺望

課　題

■　本市には、嚴島神社を始めとする歴史的建物や、自然の豊かさを感じさせる山並みや渓流など、魅力的な景観が展開しています。これらの優れた景観を保全するため、景観資源そのものだけでなく、周辺環境も含め、より広く一体的に景観を保全していく必要があります。

8. 公園・緑地

現　状

本市の市街地（市街化区域、用途地域）における緑地（広義の緑地：公園・広場、農地、樹林地、河川・湖沼など）の割合は、廿日市・大野地域で１９．４%、佐伯地域で３３．２%となっています（都市計画基礎調査（平成２４年）による）。

本市の都市公園は、表２－３－１０のとおりであり、計２３５か所、面積５０９．３６ｈａが整備されています（平成２９（２０１７）年４月１日現在）。

地域別の一人当たり公園面積は、表２－３－１１のとおりで、地域によって差が見られます。

本市では、自然環境上の特性を有する緑地として、市域の各所が西中国山地国定公園、瀬戸内海国立公園、県自然環境保全地域*、緑地環境保全地域*に指定されています。

表２－３－１０　都市公園の整備状況

区　分	平成２１年度		平成２９年度	
	箇所数	面積（ｈａ）	箇所数	面積（ｈａ）
住区基幹公園（街区公園等）	198	53.15	213	57.77
都市基幹公園（運動公園）	1	24.50	1	24.47
特殊公園（風致公園*）	2	419.30	2	419.61
緑地（都市緑地等）	16	7.23	19	7.51
合計	217	504.18	235	509.36

資料：廿日市市緑の基本計画

表２－３－１１　地域別一人当たり公園面積

単位：m^2/人

年　度	市全域※	廿日市地域	大野地域	佐伯地域	宮島地域※
平成２１年度	43.90 7.39	6.11	5.00	24.82	2,278.37 1.20
平成２９年度	45.38 8.04	6.71	5.24	29.91	2,505.73 2.15

※　上段は風致公園*を含み、下段は風致公園*を除く。

資料：廿日市市緑の基本計画

課　題

■　緑地については、国が目標として示す市街地における永続性のある緑地の割合３０%以上に対し、廿日市・大野地域では１９．４%と低い水準にあり、市街地における緑地化を進める必要があります。

■　都市公園については、風致公園*を除く一人当たり面積が、国の定める標準面積１０m^2を下回っており、都市公園の整備を進める必要があります。

■　世界遺産を有する宮島を始めとし、瀬戸内海から中国山地まで南北に多彩な環境を持つ本市においては、それぞれの地域特性をいかした緑地の保全・活用を進める必要があります。

4. 地球環境

現　状

1. 地球温暖化・エネルギー問題をとりまく社会動向

地球温暖化・エネルギー問題をとりまく近年の社会動向は、「第１章　基本的事項－計画策定の背景と趣旨」の項で述べたように、前計画が策定された平成２１（２００９）年以降、以下のような大きな動きがありました。

東京電力福島第一原子力発電所の事故

平成２３（２０１１）年に東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、我が国のエネルギー政策や地球温暖化対策は大きな見直しを余儀なくされました。

固定価格買取制度（ＦＩＴ）*

我が国では再生可能エネルギー*の普及を推進するため、平成２１（２００９）年に太陽光発電の余剰電力買取制度*が始まりました。平成２４（２０１２）年には、対象を太陽光発電以外の再生可能エネルギー*にも広げた固定価格買取制度（ＦＩＴ）*に変更され、以後、各地で太陽光発電を中心に再生可能エネルギー*による発電施設が建設されました。

しかしながら、近年においては、電力会社の買取拒否、買取価格の低下、賦課金の負担等の問題が顕在化しているほか、令和元（２０１９）年１１月からは、順次、ＦＩＴによる買取期間が終了します。

電力システム改革

電力の安定供給や電気料金の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会拡大等を目的に、電力システム改革が進められています。電力システム改革は、電気事業法の改正により、３段階で進められています。

第１段階は、平成２５（２０１３）年の広域的運営推進機関の設立（平成２７（２０１５）年実施）。第２段階は、平成２６（２０１４）年の小売全面自由化（平成２８（２０１６）年実施）。第３段階は、平成２７（２０１５）年の発送電分離と電気料金の規制撤廃（平成３０（２０１８）年～令和２（２０２０）年実施）です。

パリ協定*と地球温暖化対策計画

平成２７（２０１５）年にパリ協定*が締結され、令和２（２０２０）年以降の地球温暖化対策が国際的に定められました。これを受け、我が国は同年、令和１２（２０３０）年度の温室効果ガス排出を平成２５（２０１３）年度比で２６%削減するとした「約束草案」を気候変動枠組条約事務局に提出しました。さらに、平成２８（２０１６）年に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、令和３２（２０５０）年までに８０%の削減を図ることを長期目標として設定しました。この国の方針を受け、以後、様々な施策が展開されています。

2. 既定計画

（１）廿日市市・地域省エネルギービジョン

本市では、平成２０（２００８）年２月に「廿日市市・地域省エネルギービジョン」（以下、「省エネビジョン」という。）を策定しました。

「省エネビジョン」では、「『はつかいちエコブランド』を創る」を基本テーマに、平成１８（２００６）年度を基準年とし、平成２４（２０１２）年度までにエネルギーの使用量を３%削減するという省エネルギー目標を設定しました。この目標を達成するために、以下の５つの基本方針を設定して重点プロジェクトを始めとする取組を行うこととしました。

１．環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルを実践する
２．環境教育などのトップランナーを目指す
３．地域ぐるみで省資源・省エネルギーに取り組む
４．地球環境の改善に貢献する地域完結型カーボンオフセットなど先進的な試みに挑戦する
５．世界遺産「宮島」エコアイランド構想を実現する

（２）廿日市市・地域新エネルギービジョン

本市では、「省エネビジョン」に続き、平成２１（２００９）年２月に「廿日市市・地域新エネルギービジョン」（以下、「新エネビジョン」という。）を策定しました。

「新エネビジョン」では、「省エネビジョン」と同様、「『はつかいちエコブランド』を創る」を基本テーマに、最終目標年度（平成３１（２０１９）年度）における新エネルギー導入目標量の総量を０．８%（平成１８（２００６）年度の本市のエネルギー消費量比）、二酸化炭素排出削減量を１．４%（平成１８（２００６）年度の本市の二酸化炭素排出量比）と設定しました。この目標を達成するために、以下の５つの基本方針を設定して重点プロジェクトを始めとする取組を行うこととしました。

１．豊かな自然を利活用した新エネルギー導入
２．多角的なエネルギー利用
３．公共施設等への率先的な新エネルギー導入
４．世界遺産「宮島」における二酸化炭素排出量の削減
５．市民や事業者の高い環境意識の具体的な新エネルギー導入への結びつけ

（３）地方公共団体実行計画（事務事業編）

本市では、前計画において、自らが事業者・消費者として環境保全に向けた取組を率先して実行するための計画として「率先実行計画」を策定し、同計画を地球温暖化対策推進法による「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として位置づけています。同計画のうち、地球温暖化対策や省エネルギーに係る取組についての進捗状況は、電気使用量や二酸化炭素排出量について、おおむね削減目標を達成しています。

3. 地球温暖化対策

（１）廿日市市の二酸化炭素排出量

本市における平成２８（２０１６）年度の二酸化炭素排出量（推計値）は１，４０１千ｔ－CO_2で、平成２１（２００９）年度比で、１３．１%増加しました。

部門別にみると、産業部門が７１７千ｔ－CO_2で最も大きく、次いで運輸部門が２６１千ｔ－CO_2、業務その他部門*が２３２千ｔ－CO_2となっています。

平成２１（２００９）年度比で、産業部門及び業務その他部門*の増加率が高くなっています。

表２－４－１　二酸化炭素排出量（推計値）

単位：千ｔ－CO_2

項　目	平成２１年度	平成２８年度	増減量（率）
全国排出量合計	1,102,335	1,189,409	87,074（＋ 7.9%）
広島県排出量合計	48,092	51,149	3,057（＋ 6.4%）
廿日市市排出量合計	1,232	1,401	169（＋13.7%）
産業部門	586	717	131（＋22.4%）
業務その他部門*	196	232	36（＋18.4%）
家庭部門*	202	187	△15（△ 7.4%）
運輸部門	242	261	19（＋ 7.9%）
一般廃棄物	6	4	△2（△33.3%）
（廿日市市人口）	118,411	116,947	△1,464（△ 1.2%）
（廿日市市世帯数）	47,823	50,485	2,662（＋ 5.6%）

資料：環境省、廿日市市

（２）地球温暖化対策

本市では、地球温暖化対策として、平成３０（２０１８）年からエネファームや蓄電池などの「住宅用地球温暖化対策設備」に対して補助金制度を設けて普及を促進しています。

また、室内・壁面・地面の温度上昇を抑えて夏季の冷房使用を低減し、二酸化炭素削減や省エネルギーにつながる「緑のカーテン」を普及させるため、平成２１（２００９）年度から平成２６（２０１４）年度まで「緑のカーテン講座」を開催しました。平成２９（２０１７）年度からは「緑のカーテンコンテスト」として、緑のカーテンの写真を募集し、最優秀作品を発表しています。平成３０（２０１８）年度は、個人６人、団体３団体からの応募がありました。

本市では、多くの公共施設でＬＥＤ照明設備の導入を平成１７（２００５）年度より進めています。平成２８（２０１６）年度までに新設した照明設備は１，４１１個、更新した照明設備は１，６３７個に上ります。

また、防犯灯については、市内に設置されている約８，７５０灯のうち、平成３０（２０１８）年度末までに約９５%がＬＥＤ化されています。

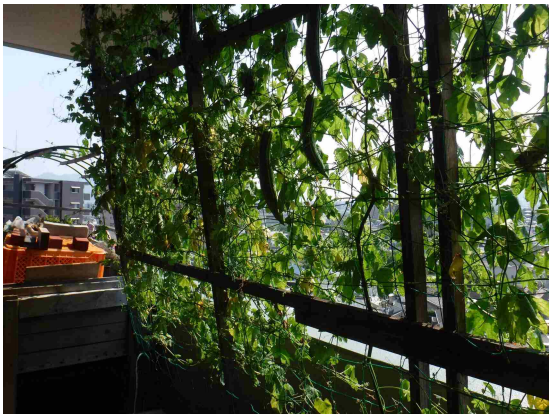

写真　「緑のカーテン」平成３０年度最優秀作品

4. 再生可能エネルギー*

本市では、設備機器の普及・啓発や災害時のライフライン確保などを目的に、本庁舎や文化センターを始めとして、様々な公共施設に太陽光発電システムを設置しています。また、保育園や小学校を中心に屋根貸し・土地貸しによる太陽光発電を行っています。

本市の平成３０（２０１８）年度末における太陽光発電導入施設数は２９施設、合計発電能力は３，３２３．０ｋＷとなっています。

表２－４－２　太陽光発電導入の状況

分類	施設数	発電能力（ｋW）	年間二酸化炭素削減量（ｔ－CO_2）
庁舎、市民センターなど（自家消費）	12	187.1	108.6
学校、保育園など（屋根貸し）	15	572.9	333.1
学校（法面）など（土地貸し）	5	2,563.0	1,490.0
合　計	29	3,323.0	1,931.7

資料：廿日市市環境政策課

課　題

■　本市の二酸化炭素排出量は増加しており、市民・事業者・市のいずれも排出削減に向け一層の努力が必要です。特に、本市で増加率の大きい産業部門及び業務その他部門*に対する取組が必要です。

■　本市においては、太陽光発電やＬＥＤの導入が公共施設を中心に進められていますが、官・民で再生可能エネルギー*の導入や省エネルギーを更に推進していく必要があります。

5. 環境活動

現　状

1. 環境保全

（１）地域との協働による清掃活動

本市では、各地域の公衆衛生推進協議会（以下、「公衛協」という。）主催により、市民による一斉清掃等が実施されています。地域によっては、ボランティア団体の参加もあり、沿道・海・川などの清掃活動が行われています。

平成３０（２０１８）年度は、廿日市地域で実施された市内一斉清掃に、１７，６１０名の参加がありました。

表２－５－１　市内一斉清掃（廿日市地域）参加者数

年　度	参加者数
平成２８年度※	8,646
平成２９年度	16,933
平成３０年度	17,610

※　平成２８年度は、雨天のため中止となった地区があった。

資料：廿日市市環境政策課

写真　地域との協働による清掃活動

（２）海のクリーンアップ作戦

本市では、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会の提唱により、平成５（１９９３）年度から阿品・地御前地区、平成２８（２０１６）年度から大野鳴川地区を海のクリーンアップ作戦に位置付け、３か所で海岸清掃を展開しています。

平成３０（２０１８）年度は雨天のため大野鳴川地区のみの実施でしたが、約１５０名の参加がありました。

表２－５－２　海のクリーンアップ作戦参加者数とごみ回収量

年　度	参加者数	回収量（ｔ）
平成２８年度※	150	3.1
平成２９年度	305	2.9
平成３０年度※	150	1.4

※　平成２８年度及び平成３０年度は、雨天のため阿品・地御前地区は中止となった。

資料：廿日市市環境政策課

写真　海のクリーンアップ作戦

（３）宮島海岸の清掃

宮島の貴重な環境の保全を目的とし、平成２５（２０１３）年度より、関係機関の協力を得て、宮島での清掃活動を行っています。

平成３０（２０１８）年度は１回実施し、０．８ｔの漂着ごみを回収しました。

表２－５－３　宮島海岸での漂着ごみ回収量

年　度	実施回数	回収量（ｔ）
平成２８年度	3	1.3
平成２９年度	2	0.8
平成３０年度	1	0.8

資料：廿日市市環境政策課

写真　宮島海岸の清掃

（４）アルゼンチンアリの一斉防除

本市では、平成５（１９９３）年に初めてアルゼンチンアリの生息が確認されましたが、平成２３（２０１１）年に廿日市地区町内会連合会が一斉駆除を実施しました。以後、公衛協の呼びかけにより、公衛協と各町内会連合会及び町内会・自治会が協力してアルゼンチンアリの一斉防除に取り組んでいます。

表２－５－４　アルゼンチンアリ一斉防除参加世帯数

年　度	参加世帯数
平成２８年度	8,597
平成２９年度	8,568
平成３０年度	8,230

資料：廿日市市環境政策課

資料：環境省.アルゼンチンアリ防除の手引き.
平成２５年７月

写真　アルゼンチンアリ

2. 人材育成

（１）はつかいち環境アドバイザー養成講座

地域環境を守る取組を市民と協働で進めていくため、平成２４（２０１２）年度から「はつかいち環境アドバイザー養成講座」を実施しています。全６回の講座を受講して環境に関する基礎知識を習得した人は、「はつかいち環境アドバイザー」として環境に関する地域でのボランティア活動を実践していただくことを目指しています。

表２－５－５　環境アドバイザー養成講座の開催状況

年　度	実施回数	修了者数
平成２８年度	6	6
平成２９年度	6	4
平成３０年度	6	10

資料：廿日市市環境政策課

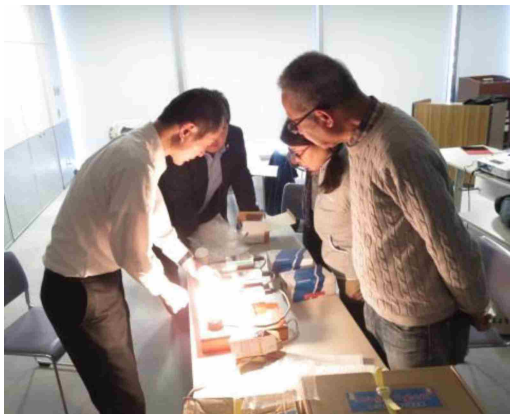

写真　はつかいち環境アドバイザー養成講座

（２）はつかいち環境アドバイザースキルアップ講座

養成講座を修了したはつかいち環境アドバイザーを対象に、平成２６（２０１４）年度に地域活動における「伝える技術」をテーマとしてスキルアップ講座を開催しました。

3. 環境学習

（１）環境学習会への講師派遣

本市では、市内の学校、企業、町内会・自治会などが実施する環境学習会などで指導・助言を行う「廿日市市環境学習指導員」を随時募集し、要請があれば講師として派遣しています。

（２）環境講座等の実施

はつかいち環境アドバイザーの協力を得て、小学生を対象として、動植物と触れ合う体験学習「水辺・里山教室」、地球温暖化の原因と影響について考え学習する「地球温暖化防止教室」のほか、「夏休み親子環境講座」を開催しています。また、市民センターでは、地球温暖化について考えるきっかけづくりとしてエコカフェを開催しています。

表２－５－６　環境講座の開催状況

年　度	水辺・里山教室		地球温暖化防止教室		夏休み親子環境講座	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
平成２８年度	12	632	9	253	1	25
平成２９年度	11	478	10	259	1	8
平成３０年度	9	493	6	189	1	13

資料：廿日市市環境政策課

写真　左）夏休み親子環境講座　右）地球温暖化防止教室

（３）ラムサール条約*特別教室

市内の小学生を対象にラムサール条約*特別教室を開催しています。特別教室では、宮島の貴重な自然環境に触れ、ラムサール条約*やミヤジマトンボの生態を学習しています。

表２－５－７　ラムサール条約*特別教室の開催状況

年　度	実施回数	参加者数
平成２８年度	2	71
平成２９年度	2	79
平成３０年度	1	57

資料：廿日市市環境政策課

写真　ラムサール条約*特別教室

4. 啓発活動

（1）はつかいち環境フェスタ

本市においては、平成２２（２０１０）年度までリサイクルを主目的とした「リサイクルフェスタはつかいち」を開催していましたが、平成２３（２０１１）年度からは、環境について楽しく学べる、参加体験型の環境イベント「はつかいち環境フェスタ」を開催しています。例年、約５，０００人の来場者が訪れています。

写真　はつかいち環境フェスタ

課　題

■　地域清掃などの環境活動は地域との協働によりなされるものですが、近年は、地域のコミュニティーが希薄になりつつあり、活動に参加する人も限られた住民となる傾向があります。今後は、世代や年代の枠を超え、活動に参加する住民の枠を広げていく必要があります。

■　本市においては、環境活動を行う市民や市民活動団体も多く、活動は活発と言えます。一方で、本市には、全国的な大企業や特色を持つ企業も多く存在しており、今後はこれらの事業者とも、更に積極的に連携して環境活動を推進していく必要があります。

■　宮島をフィールドとした環境活動が盛んですが、本市の特徴的環境資源である中国山地や中山間地域を対象とした活動の拡大も望まれます。

6. アンケート調査

概　要

1. 調査概要

アンケート調査は、市民アンケートと事業所アンケートの２つについて実施しました。概要は以下のとおりです。なお、アンケート調査結果の詳細は資料編に記載しており、ここでは調査結果の概要を述べます。

表２－６－１　アンケート調査の概要

項　目	市民アンケート	事業所アンケート
調査時期	平成３０年１２月	
調査対象	廿日市市民	廿日市市内に立地する事業所
抽出方法	無作為抽出（等間隔抽出法）	
配布数	2,003	412
回収数	811	107
回収率	40.5%	26.0%
配布・回収方法	郵　送	

2. 市民アンケート調査結果の概要

▽　身の回りの環境への評価は、自然環境のうち外来生物*による被害についてのマイナス評価が比較的多く見られます。また、太陽光発電など再生可能エネルギー*の利用等の地球環境や、環境イベントへの参加のしやすさなどの環境活動については低い評価となっています。

▽　地球温暖化問題については、解決すべき問題であるとの認識が高くなっています。

▽　将来の世代に残したい本市の環境素材は、生活環境、自然環境、快適環境の様々な素材が挙げられています。地域別にみると、佐伯地域の「田や畑」、吉和地域の「動植物」及び「きれいな空気や水」、宮島地域の「古い町並みや建物、史跡等」など地域ごとの特徴が見られます。

▽　環境に関する市民の取組については、清掃や調査や保全など環境活動の取組割合が低くなっています。

▽　省エネルギー・新エネルギー設備では高効率照明の普及が進んでいます。導入しない理由としては、費用の問題が挙げられます。また、わからないという回答も比較的多くあります。

▽　本市の支援制度対象設備として望まれるものは、エコカー、建物の省エネルギー化などふだんよく使用される設備について多く挙げられています。

▽　環境保全の行動のために必要なものとして、環境問題と生活の関わり、身近な工夫、問題の現状や対策などについての知識・情報が求められています。

▽　環境に関する情報・知識は、広報はつかいち及びテレビ、ラジオ、新聞からの入手が特に多くなっています。

▽　本市の環境都市宣言及び環境基本計画について、８２．０%がどちらも知らない状況です。

▽　本市の環境施策について、重要度に比べ満足度が低いものとして、ポイ捨て・不法投棄対策、外来生物*対策、二酸化炭素排出量の削減、水質汚濁対策が挙げられます。また、ニーズ度（対策の必要性）が高いものとして、上記に加えて、大気汚染対策、河川・海岸等の環境保全が挙げられます。

▽　環境の現状への意見・感想では、生活環境に関する記述が多く、その中でも特に廃棄物に対する関心が高く見受けられます。山・川・海・外来生物*、安心・安全などに関する記述も比較的多くありますが、地球環境や環境活動に関する記述は少ない状況です。そのほか環境の情報公開や問題意識に関する記述も見られます。

3. 事業所アンケート調査結果の概要

▽　７２．９％の事業所が、環境の担当部署・担当者がおらず、置く予定もありません。

▽　環境担当部署・担当者の分野は衛生分野が最多となっています。

▽　７７．６％の事業所が、環境マネジメントシステム*を構築する予定がありません。

▽　６６．４％の事業所が、温室効果ガス排出量削減のための目標や方針を定めていません。

▽　環境保全に関する情報は、十分得ている事業所から全く得ていない事業所まで、事業所により大きな差があります。また、どんな情報を得たらよいのかわからない事業所もあります。

▽　不足している情報として、環境問題の現状と対策に関する知識・情報が多く挙げられています。

▽　環境に関する事業所の取組については、清掃や調査や保全など環境活動の取組割合が低くなっています。

▽　省エネルギー・新エネルギー設備では高効率照明の普及が比較的進んでいます。導入しない理由としては、費用の問題が挙げられます。また、わからないという回答も比較的多くあります。

▽　本市からの設置・導入支援を望む設備は、エコカー、高効率照明など事業所で一般的によく使用される設備について多く挙げられています。

▽　多くの事業所は、環境問題に対して、環境問題の重要性、あるいは、企業の社会的責任を感じて取り組んでいます。

▽　環境問題への取組に当たり、多くの事業所で資金不足が問題となっています。そのほか、ノウハウ・人材・情報の不足や手間・時間の問題があります。

▽　廃棄物排出に関する取組では、手間、次いで費用が問題となっています。

▽　本市の環境都市宣言及び環境基本計画について、７１．０％がどちらも知らない状況です。

▽　行政機関の環境問題への取組としては、環境配慮行動の事例紹介が最も多く、そのほか、指針・ガイドラインの作成、廃棄物資源化などの情報提供が求められています。

▽　環境の現状への意見・感想では、廃棄物に関するものが多く、そのほか環境への問題意識に関する記述も見られます。

課　題

■　ポイ捨て・不法投棄対策、外来生物*対策、二酸化炭素排出量の削減、水質汚濁対策、大気汚染対策、河川・海岸等の環境保全が必要です。

■　地球温暖化について、市民は解決すべき問題と認識していますが、対策や活動は低調です。

■　環境活動があまり実施（参加）されていません。

■　環境問題等への組織的対応が実施されていない事業所が多くあります。

■　廿日市市環境都市宣言及び廿日市市環境基本計画が多くの市民・事業所に認知されていません。

■　事業所が取組を実施する場合、費用、手間・時間、人材などが足りません。また、環境問題や省エネルギー・新エネルギー設備に対する知識・情報（取組の事例紹介、指針・ガイドラインなど）も不足しています。

■　市民・事業者の多くは、日常の生活範囲における身近な環境への関心が高くなっており、地球環境や環境活動への関心が低い状況です。

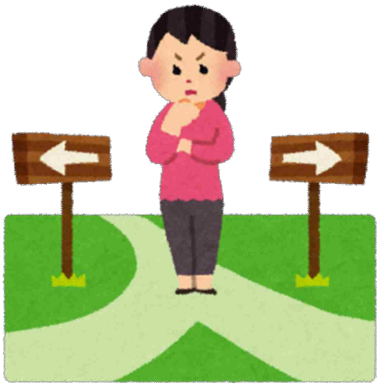

7. 環境の課題

これまで述べてきた本市における環境の課題は以下のとおりです。

自然環境の課題	【生態系の保全】希少な野生生物とその生育・生息環境を保全していくことが求められます。 【里山】里山や中山間地域の荒廃により生物の生育・生息空間が脅かされ、鳥獣被害が発生しています。 【ミヤジマトンボ】塩性湿地に生息するミヤジマトンボは、生息環境の保全・創造が求められます。 【外来生物*】アルゼンチンアリなどの外来生物*により、生態系が脅かされています。
生活環境の課題	【河川水質】小瀬川水系で環境基準*を達成していないところがあります。 【海域水質】大野瀬戸東の表層で環境基準*を達成していません。かつての測定地点も達成していませんでした。 【道路交通騒音】県道２４７号（串戸）及び一般国道２号（宮島口西、阿品）で環境基準*等を達成していません。 【航空機騒音】本市の上空では、軍用機などによる低空飛行が確認されており、問題になっている地域もあります。 【ごみ排出量】本市のごみ排出量は、総排出量、一人一日平均排出量共に増加傾向にあります。 【公害苦情（野焼き）】野焼きについての苦情が多く、不適正な焼却設備の使用や野外焼却の自粛が必要です。 【公害苦情（水質、騒音・振動）】事業場による水質汚濁、工場や建設作業による騒音・振動について引き続き監視が必要です。 【景観】本市の優れた景観を保全するため、景観資源そのものだけでなく、周辺環境も含め、より広く一体的に景観を保全していく必要があります。 【緑地】市街地の緑地割合は廿日市・大野地域で１９．４％と低い水準にあり、市街地における緑地化を進める必要があります。 【都市公園】風致公園*を除く一人当たり面積は８．０４m^2で、国の定める標準面積１０m^2を下回っており、都市公園の整備を進める必要があります。 【緑環境】瀬戸内海から中国山地まで南北に多彩な環境を持つ本市においては、それぞれの地域特性をいかした緑環境の保全・活用を進める必要があります。
地球環境の課題	【業務その他部門での取組】本市の二酸化炭素排出量は増加しており、市民･事業者･市のいずれも排出削減に向け一層の努力が必要です。特に、本市で増加率の大きい産業部門及び業務その他部門*に対する取組が必要です。 【エネルギーに関する取組】官･民で再生可能エネルギー*の導入や省エネルギーを更に推進していく必要があります。
環境活動の課題	【地域活動への参加】地域のコミュニティーが希薄になる中、地域清掃などの環境活動は、世代や年代の枠を超え、参加する住民の枠を広げていく必要があります。 【企業との連携】本市を代表する大企業や特色のある企業とも更に連携を強め、環境活動を推進していく必要があります。 【中山間地域での活動】本市の特徴的環境資源である中国山地や中山間地域を対象とした活動の拡大も望まれます。
アンケート調査で明らかになった課題	【特に必要な取組】ポイ捨て・不法投棄対策、外来生物*対策、二酸化炭素排出量の削減、水質汚濁対策、大気汚染対策、河川・海岸等の環境保全の取組が特に必要です。 【地球温暖化問題】市民は解決すべき問題と認識していますが、対策や活動は低調です。 【低調な環境活動】環境活動があまり実施（参加）されていません。また、事業所でも組織的対応は低調です。 【事業所の対応状況】環境担当者・部署の設置、環境マネジメントシステム*（環境管理の仕組み）の構築、二酸化炭素排出削減の取組などについて、多くの事業所で実施されていません。 【事業所の取組に必要なもの】事業所では費用、手間・時間、人材などが足りません。また、環境問題の現状や対策についての知識・情報も不足しています。 【環境都市宣言・環境基本計画の認知】どちらも多くの市民・事業所に認知されていません。 【身近な環境への関心】日常生活における身近な環境への関心が高くなっており、地球環境や環境活動への関心は低くなっています。

第３章
基本的方針

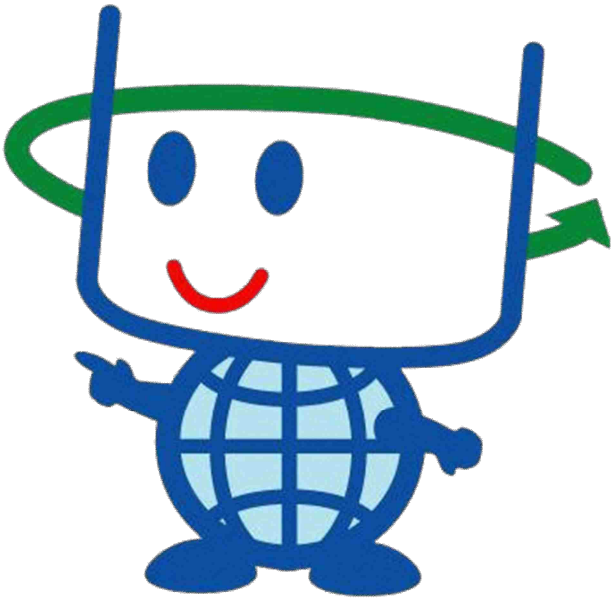

廿日市市環境マスコットキャラクター
ハーツくん

1. 環境の将来像

本市が目指す環境の将来像は、瀬戸内海から中国山地まで及ぶ広大な市域を持ち、海から山（緑）につながる豊かな環境の中で、そこに暮らす人々が協働し、より良い環境づくりに向けて取り組んでいくことを目指し、前計画と同様に、「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」とします。

2. 基本目標

本計画の対象とする４つの分野（３つの基本的な環境と、それらすべてに関わる環境活動を加えた４つ）について、それぞれ基本目標を設定します。

自然環境
自然と人が共生するまち

生活環境
きれいで暮らしやすいまち

地球環境
地球にやさしい低炭素のまち

環境活動
環境について学び行動するまち

3. 施策の体系

「環境の将来像」及び「基本目標」から基本的施策への展開を体系的に表すと次のようになります。

環境の将来像	基本目標		基本的施策
海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち	1 自然環境	自然と人が共生するまち	1－1．野生生物の暮らしを守ります
			1－2．豊かな森林や農地を守ります
			1－3．自然とのふれあいを大切にします
	2 生活環境	きれいで暮らしやすいまち	2－1．清潔で静かな生活を守ります
			2－2．ごみを適正に処理します
			2－3．美しいまちづくりを進めます
	3 地球環境	地球にやさしい低炭素のまち	3－1．低炭素のまちづくりを進めます
			3－2．再生可能エネルギーの利用を進めます
			3－3．市の排出する温室効果ガスを削減します（地方公共団体実行計画（事務事業編））
	4 環境活動	環境について学び行動するまち	4－1．環境にやさしい活動を実践します
			4－2．環境についてみんなで共に学びます

図３－３－１　施策の体系

第４章
基本的施策

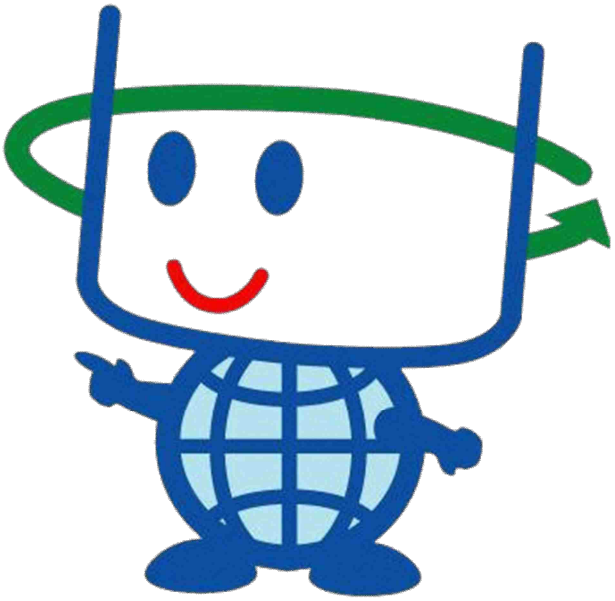

廿日市市環境マスコットキャラクター
ハーツくん

1. 自然環境　自然と人が共生するまち

1. 野生生物の暮らしを守ります

瀬戸内海から中国山地まで及ぶ広大な市域を持ち、多様な自然環境を有する本市には、県による特定野生生物種であるミヤジマトンボを始めとして、多くの希少な野生生物が生育・生息しており、これらの野生生物とその生育・生息環境を保全していくことが求められます。

一方、アルゼンチンアリなどの外来生物*により生態系が脅かされており、これらについても対策が必要です。

市民の取組

■　市内に生育・生息する野生生物に関心を持ち、生育・生息場所の清掃活動や保全活動などに協力します。
■　外来生物*問題に関心を持ち、アルゼンチンアリの一斉防除活動などに取り組みます。
■　自然の生態系を保全するため、ペットとして飼っている外来生物*などは、自然の中に捨てません。

事業者の取組

■　市内に生育・生息する野生生物に関心を持ち、生育・生息場所の清掃活動や保全活動などに協力します。
■　外来生物*問題に関心を持ち、アルゼンチンアリの一斉防除活動などに協力するほか、外来生物*の運搬・保管などは行いません。
■　事業活動の実施に際しては、自然の生態系に配慮した手法を採用するなど、環境負荷の低減を図ります。

市の取組

■　希少な野生生物とともに、その生育・生息基盤となる自然環境を保全します。また、希少な野生生物の保全に関する啓発活動を行います。
■　アルゼンチンアリに関する勉強会を開催するなど、関係機関と連携してアルゼンチンアリ対策に取り組みます。
■　公共事業の実施に際しては、自然の生態系に配慮した工法を採用するなど、環境負荷の低減を図ります。

外来生物被害予防三原則について

もともとその地域にはいなかったのに、人間の様々な活動により、他の地域から持ち込まれた生物のことを外来生物*といいます。

外来生物*の中には、もともといた野生生物の住み家やえさを奪い、根絶やしにすることでその地域の生態系のバランスを崩したり、人間を刺したりかんだりすることで直接危害を加えたり、様々な悪影響をもたらすものもいます。

また、外来生物*の中には、生命力が強く、新たに侵入した地域で、瞬く間に勢力を拡大していく種類もあり、いったん広まってしまった外来生物*を駆除するのは容易なことではありません。

そのため、環境省では、外来生物*による被害を予防するために、**「入れない」「捨てない」「拡げない」**の「外来生物被害予防三原則」を呼び掛けています。

1　**入れない**　⇒　悪影響を及ぼすかもしれない外来生物*をむやみに持ち込まない
2　**捨てない**　⇒　飼っている外来生物*がいる場合は絶対に自然の中に捨てない
3　**拡げない**　⇒　自然の中にいる外来生物*はそれ以上他の地域に拡げない

2. 豊かな森林や農地を守ります

森林や農地は、林業や農業の対象としてだけでなく、水源かん養や生物の生育・生息の場、さらには二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担っています。しかしながら、里地里山や中山間地域の荒廃により、これらの機能が脅かされています。また、そのことにより、鳥獣被害が発生しています。特に、佐伯地域や吉和地域に広がる森林や農地は、環境保全の立場から重要であり、これらの環境を守っていくことが必要です。

市民の取組

■　木材製品を購入する際は、森林保全等に寄与する環境配慮型商品の購入に努めます。また、木材製品や農産物は地元産を購入するなど、地産地消に取り組みます。

■　植林や間伐*などのボランティア活動や森林・林業体験活動に参加し、市民参加・市民協働による森づくりに協力します。

■　市内に点在する果樹や野菜などの観光農園を活用したり、市民農園を利用したりするなど、農業を楽しみながら身近に体験します。

■　鳥獣被害地域では、被害地域と周辺地域との協力体制を構築します。また、地域住民が自ら対策に取り組むことができるよう鳥獣被害対策勉強会に積極的に参加します。

事業者の取組

■　森林保全等に寄与する環境配慮型の木材製品を流通させるとともに、木材製品の地産地消に取り組みます。
■　地元産の安全で安心できる農産物を消費者に提供するなど、農産物の地産地消に取り組みます。
■　農薬や化学肥料の使用を抑制するなど、自然と調和した環境保全型農業*の推進に努めます。
■　関係機関と連携して、植林や間伐*などのボランティア活動や森林・林業体験活動を支援します。

市の取組

■　間伐*による人工林の健全化や放置山林の整備などにより、森林の適正な整備保全を推進します。
■　森林保全等に寄与する環境配慮型の木材製品を啓発するとともに、木材製品の地産地消を推進します。
■　農地の遊休・荒廃化の防止や農地の集積・有効利用等に取り組み、農地の保全を図ります。
■　低農薬や有機栽培など環境にやさしい農業の普及や農産物の地産地消を推進します。
■　林業・農業体験活動やボランティア活動による市民参加の森づくりや市民農園の活用を推進します。
■　鳥獣被害対策として、侵入防止柵の設置、追い払い活動、緩衝帯の設置などの被害防止実践活動のほか、研修会・勉強会の実施などの被害防止対策を推進します。

3. 自然とのふれあいを大切にします

瀬戸内海から中国山地まで広がる本市には、多様な自然環境を反映して海や島、山岳や田園、森林や渓谷・滝などの様々な自然資源があります。これらの自然環境を活用した、もみのき森林公園や吉和魅惑の里、おおの自然観察の森や観光農園などの自然とふれあえる様々な施設があります。また、宮島水族館では、干潟にすむ生き物の観察会を行うなど、自然とふれあえる体験型の学習会を開催しています。今後も、本市の恵まれた資源や施設を活用した、こうした自然体験活動を推進していく必要があります。

市民の取組

■　生き物観察会などの自然とふれあえるイベントに積極的に参加し、自然に親しみます。
■　吉和魅惑の里やおおの自然観察の森、宮島水族館などの自然とふれあえる施設を積極的に活用します。

事業者の取組

■　本市の豊かな自然を活用した生き物観察会などに積極的に協力します。
■　吉和魅惑の里やおおの自然観察の森、宮島水族館などの自然とふれあえる施設を積極的に活用します。

市の取組

■　本市の豊かな自然を活用した生き物観察会の開催など市民が自然とふれあえる機会を確保します。
■　吉和魅惑の里やおおの自然観察の森、宮島水族館などの自然にふれあえる施設を積極的に周知します。

写真　左）吉和魅惑の里　右）干潟観察会（宮島水族館主催）

環境指標

項　目	基準値 （基準年度）	目標値 （目標年度）
自然環境の保全状況などに対して肯定的な回答をした市民の割合	13.1% （平成３０（２０１８）年度）	18.7% （令和１１（２０２９）年度）

2. 生活環境　きれいで暮らしやすいまち

1. 清潔で静かな生活を守ります

大気汚染の原因には、自動車から出る排気ガス、工場から出るばい煙、ごみの不適正焼却などがあります。また、近年では微小粒子状物質（ＰＭ２．５）*についても注意が必要となっています。本市では、二酸化硫黄*、二酸化窒素*、浮遊粒子状物質*について環境基準*を達成しており、良好な大気の状態を保っています。

水質汚濁の原因には、工場や事業場などから放流された排水や、私たちの家庭から流される生活排水などがあります。本市では、小瀬川水系の河川と、大野瀬戸東の海域で環境基準*を達成していません。また、事業場による水質汚濁について苦情が寄せられることもあります。

騒音・振動の原因には、工場や事業場の事業活動、建設作業、交通機関などがあります。本市では、道路交通騒音で基準値を超過している地点があります。また、軍用機などの低空飛行による騒音や特定建設作業*などによる騒音・振動について苦情が寄せられることもあります。

生活に身近な環境を良好な状態を保ち、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動を防止するためには、引き続きこれらの監視を行うとともに、発生源への指導・啓発に取り組んでいく必要があります。

市民の取組

■　台所から油を直接排水しないなど家庭でできる水質汚濁の防止に取り組みます。
■　近隣の住民の迷惑となる生活騒音などの発生を抑制します。
■　自家用車を購入する際は、エコカーの導入に努めます。また、運転する際はエコドライブ*を実践します。
■　遠方へ外出する際は、できるだけ自家用車の使用を控え、公共交通機関の利用に努めます。また、近隣への外出は、徒歩や自転車により行います。
■　基準を満たさない焼却炉やドラム缶、一斗缶などによるごみの焼却（野焼き）は行いません。
■　公共下水道*が整備されていない地域では、浄化槽を早期に設置し、定期点検や定期清掃など適正な管理を行います。

事業者の取組

■　法令を遵守し、低公害型の設備機器を導入し、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止など環境の保全に取り組みます。また、自主的な環境調査や環境報告書*の公表など、情報提供に努めます。
■　社用車等を購入する際は、エコカーの導入に努めます。また、運転する際はエコドライブ*を実践します。

■　遠方へ出張する際は、できるだけ社用車等の使用を控え、公共交通機関の利用に努めます。
■　通勤する際は、できるだけ公共交通機関を利用し、徒歩・自転車通勤に努めます。
■　モーダルシフト*など、効率的な物流システムの導入に努めます。
■　基準を満たさない焼却炉やドラム缶、一斗缶などによるごみの焼却（野焼き）は行いません。

市の取組

■　法令に基づき、特定の事業所からの大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などについて、関係機関と連携して監視・指導を行います。また、河川及び海域の公共用水域*における水質などを測定します。
■　公用車を購入する際は、エコカーの導入に努めます。また、エコドライブ*の普及・啓発に取り組むとともに、運転する際はエコドライブ*を実践します。
■　ノーマイカー通勤の普及・啓発に努めます。
■　遠方へ出張する際は、できるだけ公用車の使用を控え、公共交通機関の利用に努めます。
■　通勤する際は、できるだけ公共交通機関を利用し、徒歩・自転車通勤に努めます。
■　ごみの焼却に関する情報提供、啓発及び違法な焼却処理に対する監視・指導を行います。
■　公共下水道*を早期に整備するとともに、浄化槽の普及を推進するなど、河川・海域の水質改善を図ります。
■　海域の環境改善を図るため、関係機関と連携して、海底耕うん*や海底清掃の実施に努めます。

2. ごみを適正に処理します

平成１２（２０００）年に循環型社会形成推進基本法が公布され、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして「循環型社会*」の概念が一般的となり、３Ｒ*という言葉とともに廃棄物行政は大きく転換されました。近年においては、プラスチックごみやフードロス*などが新たな問題として社会的な課題となっています。また、市民から野焼きへの苦情が多く寄せられています。

本市においては、これまでＲＤＦ*製造施設やリサイクルプラザを整備し、ごみ処理を行ってきましたが、高効率の余熱利用による発電施設を持つ「はつかいちエネルギークリーンセンター」が平成３１（２０１９）年より稼働し、本市のごみ処理は新たな段階に入りました。一方で、本市のごみ排出量は、総排出量、一人一日平均排出量ともに若干の増加傾向にあり、ごみの排出抑制に努めていく必要があります。

市民の取組

■　３Ｒ*を実践し、中でもリデュース（ごみを出さない）を心がけ、ごみの減量化に取り組みます。

■　分別ルールなどを自ら学び、ごみを適正に排出します。近所にごみ出しで困っている人がいたら、ごみ出しを手伝います。また、ごみステーションは地域住民が協力して管理します。
■　スーパーなどの量販店が実施している資源ごみの店頭回収に協力します。また、ばら売り、量り売りなどの簡易包装商品を優先的に購入します。
■　買い物袋を持参してレジ袋の使用を控えるなど、身近にあるプラスチック製品の使用を控えることにより、プラスチックごみの排出抑制に取り組みます。
■　ごみの不法投棄は行いません。また、ごみの不法投棄を未然に防ぐため、自らの土地又は建物を適正に管理します。

事業者の取組

■　積極的にごみの減量化に取り組みます。多量排出事業者*は、廃棄物処理担当者を選任して、廃棄物減量計画を作成します。
■　ごみの排出は指定された方法を守り、適正に排出します。
■　積極的に自主回収や簡易包装などに取り組むほか、資源回収業者と協力し、再資源化、排出抑制に取り組みます。また、資源回収業者は、排出事業者の取組を支援します。
■　販売事業者は、レジ袋有料化を実施し、市民の取組を後押しします。
■　事業活動の実施に際しては、プラスチック製品から非プラスチック製品への転換を図ることなどにより、プラスチックごみの排出抑制に努めます。
■　ごみの不法投棄は行いません。また、ごみの不法投棄を未然に防ぐため、事業所の土地又は建物を適正に管理します。

市の取組

■　環境イベント、環境教育資料、パンフレットなどにより、ごみの減量化などに関する市民への情報発信を行います。また、ごみ排出事業者への減量指導などを行います。
■　スーパーなどでの資源ごみの店頭回収や簡易包装協力店の普及を図ります。
■　市の事務事業におけるプラスチック製品の使用の低減を図ることなどにより、プラスチックごみの排出抑制を図ります。また、プラスチックごみの排出抑制について、市民・事業者へ啓発します。
■　不法投棄については、監視カメラの設置や監視パトロールを実施します。また、ごみステーションに出された資源ごみの持ち去り対策を行います。
■　ごみ処理費用の負担の公平性を確保し、市民サービスの向上を図るため、家庭から排出される燃やせるごみの有料化を導入します。

プラスチックごみと海洋汚染

近年は、自然界で分解されないプラスチックごみが問題になっています。環境中に流出したプラスチックごみのうち、特に、海洋プラスチックごみが大きな課題となっています。

海洋に流出したプラスチックごみは、化粧品などに含まれるマイクロビーズと呼ばれるプラスチック微粒子や、紫外線や波浪により破砕されて５ｍｍ以下のマイクロプラスチックとなり、魚類などの海洋生物の体の中に取り込まれ、更に食物連鎖による生物濃縮*で、有害物質となることが懸念されています。

令和元（２０１９）年６月に、大阪市で開催された２０か国・地域首脳会議（Ｇ２０サミット）では、令和３２（２０５０）年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が宣言されました。

広島湾においては、カキいかだで使用されるプラスチック製品が、海洋プラスチックごみとなって周辺海域に漂着することが問題となっており、広島県では、平成２８（２０１６）年度に「海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定し、平成３０（２０１８）年度には海岸漂着物の実態調査を実施したほか、海岸清掃活動の支援を行うなど、海洋プラスチック問題に対する取組を行っています。

3. 美しいまちづくりを進めます

美しいまちをつくることは、快適な環境づくりとして重要なことです。美しいまちづくりには、大きく景観の形成と緑地の保全・活用があります。

景観の形成については、我が国では平成１６（２００４）年に景観法が公布され、本市では、平成２４（２０１２）年に「廿日市市景観計画」が策定されました。本市には、嚴島神社を始めとする歴史的建物や、自然の豊かさを感じさせる山並みや渓流など、魅力的な景観が展開しています。これらの優れた景観を保全するため、景観資源そのものだけでなく、周辺環境も含め、より広く一体的に景観を保全していく必要があります。

一方、緑地の保全・活用については、世界遺産を有する宮島を始めとして、瀬戸内海から中国山地まで南北に多彩な環境を持つ本市において、それぞれの地域特性をいかした緑地の保全・活用を進める必要があります。その中で、本市の緑地は、廿日市・大野地域では低い水準にあり、市街地における緑地化を進める必要があります。また、本市の都市公園は、風致公園*を除く一人当たり面積が、国の定める標準面積１０ｍ²を下回っており、都市公園の整備を進める必要があります。

市民の取組

■　宮島の町家通りなどの歴史的町並みや、津和野街道（廿日市・佐伯地域）や西国街道（廿日市・大野地域）といった歴史街道の景観保全に協力します。
■　草花や樹木の植栽により、宅地の緑化に努めます。植栽スペースがない場合でも、ポットやプランターを活用してベランダ園芸や緑のカーテンなどに取り組みます。
■　アダプト制度*などを活用し、地域の公園や道路の清掃・美化などに取り組みます。

写真　左）歴史街道（石見津和野路）　右）「原地区コミュニティ推進協議会」による美化活動

事業者の取組

■　建築行為などに当たっては、法令を遵守し、歴史的町並みの保全や周辺景観への影響に配慮します。
■　屋外広告物を表示する際は、法令を遵守し、周辺の景観を阻害しないよう配慮します。
■　歴史的町並みや歴史街道の景観保全に協力します。また、地域における景観に関する協議会などに参加し、景観づくりに協力します。
■　草花や樹木の植栽により、事業所の緑化に努めます。植栽スペースがない場合でも、屋上緑化や壁面緑化などに努めます。
■　事業所周辺の公園や道路の清掃・美化などの維持管理に協力します。

市の取組

■　廿日市市景観計画などに基づき、建築行為などに対して指導を行うことにより、地域の特性をいかした良好な景観形成を図ります。
■　重要な景観構成要素である屋外広告物について、法令に基づく指導などを行います。

■　宮島地域の歴史的町並みの保存・復元・継承に向けた取組を推進します。
■　景観の啓発・情報発信を行うとともに、景観の保全・継承・活用に取り組みます。
■　保全すべき緑地については、保安林、自然環境保全地域*、自然公園地域などとして、それぞれの地域特性に合わせた保全・活用を行います。
■　市街地における身近な緑地については、保存樹・保存樹林の指定や市民緑地制度*などにより、保全・活用を図ります。
■　緑豊かな都市環境の形成を図り、都市公園の整備や道路緑化を進めます。

写真　左）峰高公園　右）街路樹などの道路の緑（宮園）

環境指標

項　目	基準値 （基準年度）	目標値 （目標年度）
大気中における二酸化窒素*・二酸化硫黄*濃度の環境基準*達成率	100.0% （平成２９（２０１７）年度）	100.0% （令和１１（２０２９）年度）
河川におけるＢＯＤ*の環境基準*達成率	76.9% （平成２９（２０１７）年度）	100.0% （令和１１（２０２９）年度）
市域における騒音の環境基準*達成率	93.3% （平成２９（２０１７）年度）	100.0% （令和１１（２０２９）年度）
家庭系収集ごみ排出量　※	544ｇ／人・日 （平成２９（２０１７）年度）	450ｇ／人・日 （令和４（２０２２）年度）

※　「第２次廿日市市一般廃棄物処理基本計画」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えるものとします。

3. 地球環境　地球にやさしい低炭素のまち

1. 低炭素のまちづくりを進めます

平成２７（２０１５）年のパリ協定*を受け、我が国は同年、令和１２（２０３０）年度の温室効果ガス排出量を、平成２５（２０１３）年度比で２６%削減するとした「約束草案」を気候変動枠組条約事務局に提出し、翌年には「地球温暖化対策計画」を閣議決定して、以後、様々な施策が展開されています。「地球温暖化対策計画」では、エネルギー起源二酸化炭素排出量を、平成２５（２０１３）年度比で、業務その他部門*では約４０%削減、家庭部門*では約３９%削減という高い目標が設定されており、特にこれら民生部門*における対策が強く求められています。

本市の二酸化炭素排出量は増加傾向にあり、市民・事業者・市のいずれも排出削減に向け一層の努力が必要です。特に、本市における増加率の大きい業務その他部門*に対する取組が重要です。

市民の取組

住宅については

■　住宅を新築・改築する際は、断熱化、気密化を図り、省エネルギー対応型の設備を使用するなど、住宅の省エネルギー化に努めます。

■　水栓やトイレは節水型のものにします。

電気製品の利用に当たっては

■　家電製品を購入するときは、省エネルギーラベル*・統一省エネルギーラベル*のついた省エネルギー性能の高い製品を購入します。

■　電気製品を使用しないときは、小まめに主電源を切ります。

■　不必要な冷暖房の使用を控え、温度設定は適温を守ります。

■　長時間使用しない電気製品は、コンセントからプラグを抜きます。

■　電力監視装置等により使用電力の「見える化」に取り組み、消費電力の削減を図ります。

自動車の利用に当たっては

■　自家用車を購入する際は、エコカーの導入に努めます。

■　遠方へ外出する際は、できるだけ自家用車の使用を控え、公共交通機関の利用に努めます。また、近隣への外出は、徒歩や自転車により行います。

■　自家用車を運転する際は、アイドリングストップ*や滑らかなアクセルワークなどエコドライブ*を実践します。

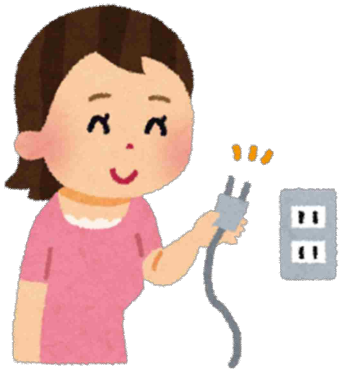

日常生活では

■　環境家計簿*を利用し、家庭におけるエネルギー使用量の削減を図ります。
■　ヨシズやスダレ、「緑のカーテン」などを活用して日差しを遮り、住宅の室温の上昇を抑えます。
■　お風呂は家族で続いて入り、シャワーはお湯を流したままにしないなど、余分なエネルギー消費を減らします。
■　家庭で空調が効いた部屋などで過ごすのではなく、空調設備のある図書館などの公共施設やショッピングセンターなどの商業施設を利用する「クールシェア*」や「ウォームシェア*」を実践します。

事業者の取組

事業所については

■　事業所・工場などの省エネルギー診断を受診し、エネルギー使用の効率化を図ります。
■　ＩＳＯ１４００１やエコアクション２１など環境マネジメントシステム*の導入に努めます。
■　事業所を新築・改築する際は、断熱化、気密化を図り、省エネルギー対応型の設備を使用するなど、事業所の省エネルギー化に努めます。
■　水栓やトイレは節水型のものにします。

電気製品の利用に当たっては

■　ＯＡ機器などの電気製品を購入するときは、省エネルギーラベル*・統一省エネルギーラベル*や国際エネルギースターロゴ*のついた省エネルギー性能の高い製品を購入します。
■　設備機器を更新するときは、インバーター式*蛍光灯やＬＥＤ照明などの省エネルギー対応型の製品に更新します。
■　電気製品を使用しないときは、小まめに主電源を切ります。
■　不必要な冷暖房の使用を控え、温度設定は適温を守ります。
■　使用していない部屋や昼休みの消灯を徹底します。
■　電力監視装置等により使用電力の「見える化」に取り組み、消費電力の削減を図ります。また、高圧受電の事業所は、デマンド*を監視し、ピークカット・ピークシフト*に取り組みます。

自動車の利用に当たっては

■　社用車等を購入する際は、エコカーの導入に努めます。
■　遠方へ出張する際は、できるだけ社用車等の使用を控え、公共交通機関の利用に努めます。
■　通勤する際は、できるだけ公共交通機関を利用し、徒歩・自転車通勤に努めます。
■　社用車等を運転する際は、アイドリングストップ*や滑らかなアクセルワークなどエコドライブ*を実践します。

日常業務に当たっては

■　ブラインドや「緑のカーテン」などを活用して日差しを遮り、事業所の室温の上昇を抑えます。
■　事業所での物品の購入に当たっては、グリーン購入*を推進します。
■　クールビズ*やウォームビズ*に取り組みます。
■　近くの階への移動にはできるだけエレベーターではなく、階段を使用します。

市の取組

■　環境家計簿*の普及や省エネルギー診断の受診を推進し、省エネルギー意識の啓発を図ります。
■　事業者による環境マネジメントシステム*の導入を促進するため周知・啓発に取り組みます。
■　地球温暖化防止及び環境保全意識の向上を図るため、住宅用地球温暖化対策設備などの設置を支援します。
■　はつかいち環境フェスタ、地球温暖化防止教室、緑のカーテンコンテストなどにより地球温暖化対策の普及・啓発に取り組みます。
■　低炭素型の都市構造の実現に向けて、拠点の形成による持続可能なまちづくり計画（廿日市市立地適正化計画）や廿日市市地域公共交通網形成計画に基づく取組を推進します。

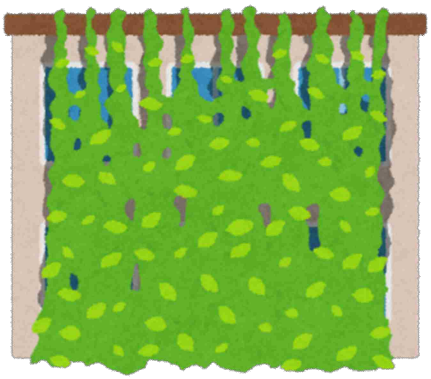

ＥＳＧの広がりと地球温暖化対策

ＥＳＧ*とは、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の頭文字を取ったものです。今日、企業の長期的な成長のためには、この３つの観点が必要で、企業への投資の意思決定において、従来型の財務情報だけでなく、ＥＳＧ*を考慮に入れるという考え方が世界的に浸透してきています。日本でも、私たちの年金を運用している年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）が採用し、ＥＳＧ*投資が広がっています。

企業がどのような地球温暖化対策に取り組んでいるかは、ＥＳＧ*投資の重要な評価ポイントで、地球温暖化対策に消極的若しくは逆行するような取組を行っている企業への投資を控える動きが世界的にみられ、近年では、化石燃料に関わる企業等から投資を引き揚げる「ダイベストメント」（投資撤退）の動きが広がっています。

2. 再生可能エネルギー*の利用を進めます

平成２３（２０１１）年の東京電力福島第一原子力発電所の事故をきっかけに、我が国のエネルギー政策は大きく転換されました。平成２４（２０１２）年に電力の固定価格買取制度（ＦＩＴ）*が始まり、平成２８（２０１６）年には電力小売自由化が実施されました。このような流れの中で、太陽光、バイオマス*、風力を中心に再生可能エネルギー*の普及が進みました。エネルギー別の温室効果ガス排出量は電力が最も大きな割合を占めることから、発電における化石燃料から再生可能エネルギー*への転換は、地球温暖化対策として大きな意味を持ちます。

本市では、本庁舎や文化センターを始めとする公共施設に太陽光発電システムを設置しているほか、保育園や小学校を中心に屋根貸しによる太陽光発電を行っています。本市には、県と中国電力グループが共同して取り組んでいるメガソーラーの大野太陽光発電所（平成２６（２０１４）年売電開始２，１６３ｋW）がありますが、官・民で再生可能エネルギー*の導入を更に推進していく必要があります。

市民の取組

■　太陽光、地熱、バイオマス*などの再生可能エネルギー*を活用した設備の導入に努めます。

事業者の取組

■　太陽光、地熱、中小水力*、バイオマス*などの再生可能エネルギー*を活用した設備の導入に努めます。

■　再生可能エネルギー*で作られた電気であるグリーン電力証書*を受けた電力を積極的に活用します。

市の取組

■　本市における率先的な取組として、公共施設の新築や改築に併せて屋根を活用した太陽光発電設備の導入を促進します。

■　太陽光、地熱、中小水力*、バイオマス*などの再生可能エネルギー*を活用した設備の普及・啓発に取り組みます。

写真　本庁舎の太陽光発電システム

3. 市の排出する温室効果ガスを削減します（地方公共団体実行計画(事務事業編)）

本市は、事業者として多くの事務事業を行うとともに、消費者として多くの資材・製品を消費しています。このような現状を踏まえ、本市では、平成１２（２０００）年に策定した廿日市市環境基本計画において「率先実行計画」を定め、本市自らが事業者・消費者として、環境保全に向けた取組を率先して実行してきました。

その後、平成２１（２００９）年に改定した前計画においても「率先実行計画」を定め、新たに地球温暖化対策推進法による「地球温暖化対策実行計画」として位置づけ、継続して取り組んできましたが、今回、前計画の期間満了に伴い、その内容を整理し、本項において「地方公共団体実行計画（事務事業編)」として改めて位置付け、本市の事務事業によって排出される温室効果ガスの排出の抑制に取り組むものとします。

計画期間

令和２（２０２０）年度から令和１１（２０２９）年度までとします。

計画対象

本市が実施するすべての事務事業により排出される二酸化炭素排出量を対象とします。

削減目標

エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー消費原単位を中長期的に毎年１％以上低減する努力目標に準じて、二酸化炭素排出量を毎年１%削減するものとします。

市の取組

物品の購入に当たっては

■　グリーン購入*を推進します。

■　ＯＡ機器などの電気製品を購入するときは、省エネルギーラベル*・統一省エネルギーラベル*や国際エネルギースターロゴ*のついた省エネルギー性能の高い製品を購入します。

■　設備機器を更新するときは、インバーター式*蛍光灯やＬＥＤ照明などの省エネルギー対応型の製品に更新します。

■　公用車を購入する際は、エコカーの導入に努めます。

電気製品の利用に当たっては

■　電気製品を使用しないときは、小まめに主電源を切ります。
■　不必要な冷暖房の使用を控え、温度設定は適温を守ります。
■　使用していない部屋や昼休みの消灯を徹底します。
■　近くの階への移動にはできるだけエレベーターではなく、階段を使用します。
■　フィルターの清掃など設備機器の点検・維持管理を励行します。
■　電力監視装置等により使用電力の「見える化」に取り組み、消費電力の削減を図ります。また、高圧受電の公共施設は、デマンド*を監視し、ピークカット・ピークシフト*に取り組みます。

公用車の使用に当たっては

■　遠方へ出張する際は、できるだけ公用車の使用を控え、公共交通機関の利用に努めます。
■　公用車を運転する際は、アイドリングストップ*や滑らかなアクセルワークなどエコドライブ*を実践します。

日常業務に当たっては

■　公共施設を新築し、改築し、又は改修する際は、ＬＥＤ照明、高効率熱源・空調機等、環境に配慮した省エネルギー設備の導入に努めます。
■　公共施設などの省エネルギー診断を受診し、エネルギー使用の効率化を図ります。
■　ブラインドや「緑のカーテン」などを活用して日差しを遮り、公共施設の室温の上昇を抑えます。
■　通勤する際は、できるだけ公共交通機関を利用し、徒歩・自転車通勤に努めます。
■　クールビズ*やウォームビズ*に取り組みます。
■　事務の効率化や残業の低減を図り、照明や空調などのエネルギー使用量を削減します。
■　無駄なコピーを減らし、両面コピーや裏面利用などにより、紙の使用量を削減します。
■　適正な分別等により、公共施設から排出されるごみの減量化を図ります。
■　研修等により、地球温暖化対策など環境保全に関する職員の意識の向上を図ります。

環境指標

項　目	基準値 （基準年度）	目標値 （目標年度）
市域における民生部門*の二酸化炭素排出量	419 千ｔ－CO_2 （平成２８（２０１６）年度）	278 千ｔ－CO_2 （令和１１（２０２９）年度）
市の事務事業における二酸化炭素排出量　※	38,413ｔ－CO_2 （平成２９（２０１７）年度）	34,572ｔ－CO_2 （令和１１（２０２９）年度）

※　本市における「地方公共団体実行計画（事務事業編）」の目標値とします。

4. 環境活動　環境について学び行動するまち

1. 環境にやさしい活動を実践します

“Think globally, Act locally.”（地球規模で考え、足元から行動する）の言葉に象徴されるように、環境においては実際に「活動する」ことが非常に重要です。「ひとごと」ではなく、「わがこと」として考え、行動を起こすことが必要です。

本市では、公衛協のほか多くの市民活動団体が、清掃・美化や学習会の開催などの環境活動を展開しています。しかし一方で、これらの市民活動団体は、スタッフの高齢化や人員減少、運営経費の不足などの共通の課題を抱えています。アンケート調査によれば、市民の日常生活における身近な環境への関心が高くなっていますが、環境活動への関心は低くなっており、一般市民は環境活動にあまり参加していない現状にあります。

地域のコミュニティが希薄になる中、地域清掃などの環境活動は、世代や年代の枠を超え、参加する住民の枠を広げていく必要があります。また、市内の事業者とも更に連携を強め、環境活動を推進していく必要があります。

市民の取組

- ■　各地域の公衆衛生推進協議会主催による一斉清掃を始め、海のクリーンアップ作戦や宮島海岸の清掃などの環境活動に参加します。
- ■　「はつかいち環境フェスタ」に参加し、環境について楽しく学びます。
- ■　アダプト制度*などを活用し、地域の公園や道路の清掃・美化などに取り組みます。
- ■　市、市民や市民活動団体、事業者のパートナーシップやネットワークの構築に協力します。

事業者の取組

- ■　地域で行われている環境活動や環境イベントに積極的に参加します。
- ■　はつかいち環境アドバイザーや市民活動団体に対し、人員や施設、技術や設備機器の提供などの支援を行います。
- ■　市、市民や市民活動団体、事業者のパートナーシップやネットワークの構築に協力します。
- ■　環境活動の取組状況について、ウェブサイトや環境報告書*を通じて積極的に情報公開します。

市の取組

- ■　市民・事業者や市民活動団体などと協働して海のクリーンアップ作戦や宮島海岸の清掃など環境活動を行います。

■　環境について楽しく学べる、参加体験型の環境イベント「はつかいち環境フェスタ」を開催します。
■　環境に関する基礎知識を習得し、地域ボランティアとして環境啓発活動を実践する人材を育成するため、「はつかいち環境アドバイザー養成講座」を開催します。
■　市、市民や市民活動団体、事業者のパートナーシップやネットワークの構築を図ります。
■　環境基本計画に基づき、毎年度、環境保全の取組状況や環境指標などを整理し、環境年次報告書として公表します。環境に関する情報については、市の広報やウェブサイトなどによる周知を行います。

2. 環境についてみんなで共に学びます

環境教育は、平成１８（２００６）年改正の教育基本法、平成１９（２００７）年改正の学校教育法において、教育の目標の一つとして位置づけられ、さらにはＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）として展開されています。近年では、学校以外も含む自発的な学びという側面から、「環境学習」という言葉が使われることが多くなっています。

本市では、市民が楽しみながら環境学習を行うことができる場を提供するため、「水辺・里山教室」や「夏休み親子環境講座」、「地球温暖化防止教室」などの多くの教室や講座を開催しています。今後も、環境学習の機会・内容を充実させることで、より多くの市民が、環境学習に取り組めるよう支援する必要があります。

市民の取組

■　地域や学校での環境学習の機会を活用して環境学習に取り組み、環境に関する知識や意識の向上に努めます。
■　環境学習で得た知識を地域での環境活動にいかします。
■　こどもエコクラブ*に登録するなど、様々な環境学習や活動を実践します。
■　ｅｃｏ検定*などの環境に関する検定や資格取得に取り組み、環境意識やスキルの向上に努めます。

事業者の取組

■　専門性をいかし、出前講座への講師派遣や、施設見学の受入れを行うなど、事業者でなくてはできない取組を推進します。
■　ｅｃｏ検定*などの環境に関する検定や資格取得に事業所単位で取り組み、社員の環境意識やスキルの向上に努めます。

市の取組

■　体験学習「水辺・里山教室」や「夏休み親子環境講座」、地球温暖化について考え学習する「地球温暖化防止教室」などの教室や講座を開催します。
■　はつかいち環境アドバイザーによる環境学習を実施します。

環境指標

項　目	基準値 （基準年度）	目標値 （目標年度）
市内で「環境の保全」を活動分野とする特定非営利活動（ＮＰＯ）法人の数	15 団体 （平成３０（２０１８）年度）	20 団体 （令和１１（２０２９）年度）
水辺・里山教室を受講した児童の割合（過去３年合計値）	53.5% （平成３０（２０１８）年度）	60.0% （令和１１（２０２９）年度）

我が国が提唱したＥＳＤ

ＥＳＤ（Education for Sustainable Development）は、「持続可能な開発のための教育」と訳され、現代社会の様々な課題を「わがこと」として捉え、身近なところから取り組むことにより、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことをいいます。

平成１４（２００２）年のヨハネスブルグサミットで我が国がＥＳＤを提唱し、同年の国連総会で平成２６（２０１４）年までの１０年間を「国連持続可能な開発のための教育の１０年」とする決議案が採択され、ユネスコが主導機関に指名されました。

我が国では、７か所の「ＥＳＤに関する地域拠点」が国連大学により認定されているほか、文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会がＥＳＤの推進拠点として「ユネスコスクール」を位置づけており、令和元（２０１９）年現在、広島県では５９校が加盟し、本市では、宮島学園（宮島小学校・宮島中学校）が加盟しています。

5. 地域別環境配慮指針

基本目標の実現を目指して、それぞれの具体的取組を進めていくためには、本市の５つの地域の特性に配慮していく必要があります。

この項では、ここまで示した基本的施策に沿って、市民・事業者アンケート調査の結果も踏まえ、地域別に特に環境に配慮する事項について、地域別環境配慮指針として整理しました。

吉和地域

野生生物の暮らしを守ります	・むやみな野生生物の捕獲や採取をしないなど自然や生態系の保全に協力しましょう。
豊かな森林や農地を守ります	・二酸化炭素吸収機能などを有する森林の大切さへの理解を深め、保全に協力しましょう。
清潔で静かな生活を守ります	・安全でおいしい水への理解を深め、自然豊かな水環境を守りましょう。

佐伯地域

豊かな森林や農地を守ります	・二酸化炭素吸収機能などを有する森林の大切さへの理解を深め、保全に協力しましょう。
豊かな森林や農地を守ります	・水源かん養機能などを有する農地の大切さへの理解を深め、保全に協力しましょう。
清潔で静かな生活を守ります	・安全でおいしい水への理解を深め、自然豊かな水環境を守りましょう。

大野地域

野生生物の暮らしを守ります	・外来生物による被害を予防するため、外来生物被害予防三原則を徹底しましょう。
清潔で静かな生活を守ります	・身近な海岸の環境保全に努め、海岸清掃などへ参加しましょう。
ごみを適正に処理します	・使えなくなった家電製品やタイヤなどの不法投棄は絶対にやめましょう。
環境にやさしい活動を実践します	・市内で行われる環境保全活動に積極的に参加し、地域の美化に協力しましょう。

廿日市地域

野生生物の暮らしを守ります	・外来生物による被害を予防するため、外来生物被害予防三原則を徹底しましょう。
ごみを適正に処理します	・使えなくなった家電製品やタイヤなどの不法投棄は絶対にやめましょう。
環境にやさしい活動を実践します	・市内で行われる環境保全活動に積極的に参加し、地域の美化に協力しましょう。

宮島地域

豊かな森林や農地を守ります	・二酸化炭素吸収機能などを有する森林の大切さへの理解を深め、保全に協力しましょう。
自然とのふれあいを大切にします	・自然とふれあうイベントや自然観察会などへ積極的に参加しましょう。
清潔で静かな生活を守ります	・身近な海岸の環境保全に努め、海岸清掃などへ参加しましょう。
美しいまちづくりを進めます	・地域の歴史的町並みへの理解を深め、将来への継承に協力しましょう。

第５章
重点的施策

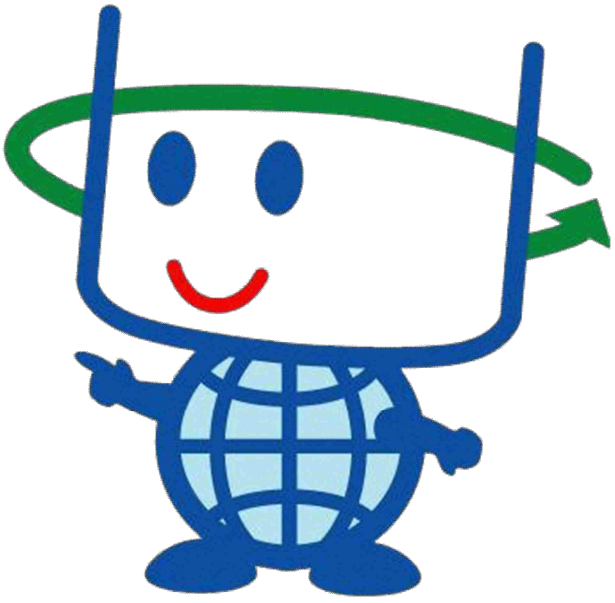

廿日市市環境マスコットキャラクター

ハーツくん

1. 重点的施策の意義

本計画が掲げる環境の将来像「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」を実現していくためには、市民・事業者・市の三者が、本計画に基づいた様々な行動を起こすことが重要です。そのために、本計画に示された様々な取組の中から、重要度の高いもの、優先的に行うべきもの、実効性の高いものなどを選択し、限られた人的・物的資源の範囲内で、効率的に取組を推進していく必要があります。

このような趣旨を踏まえ、特に重点的に取り組む必要のある事項について、「重点的施策」を設定し、積極的に取り組むことにより、本計画を先導的に推進することとします。

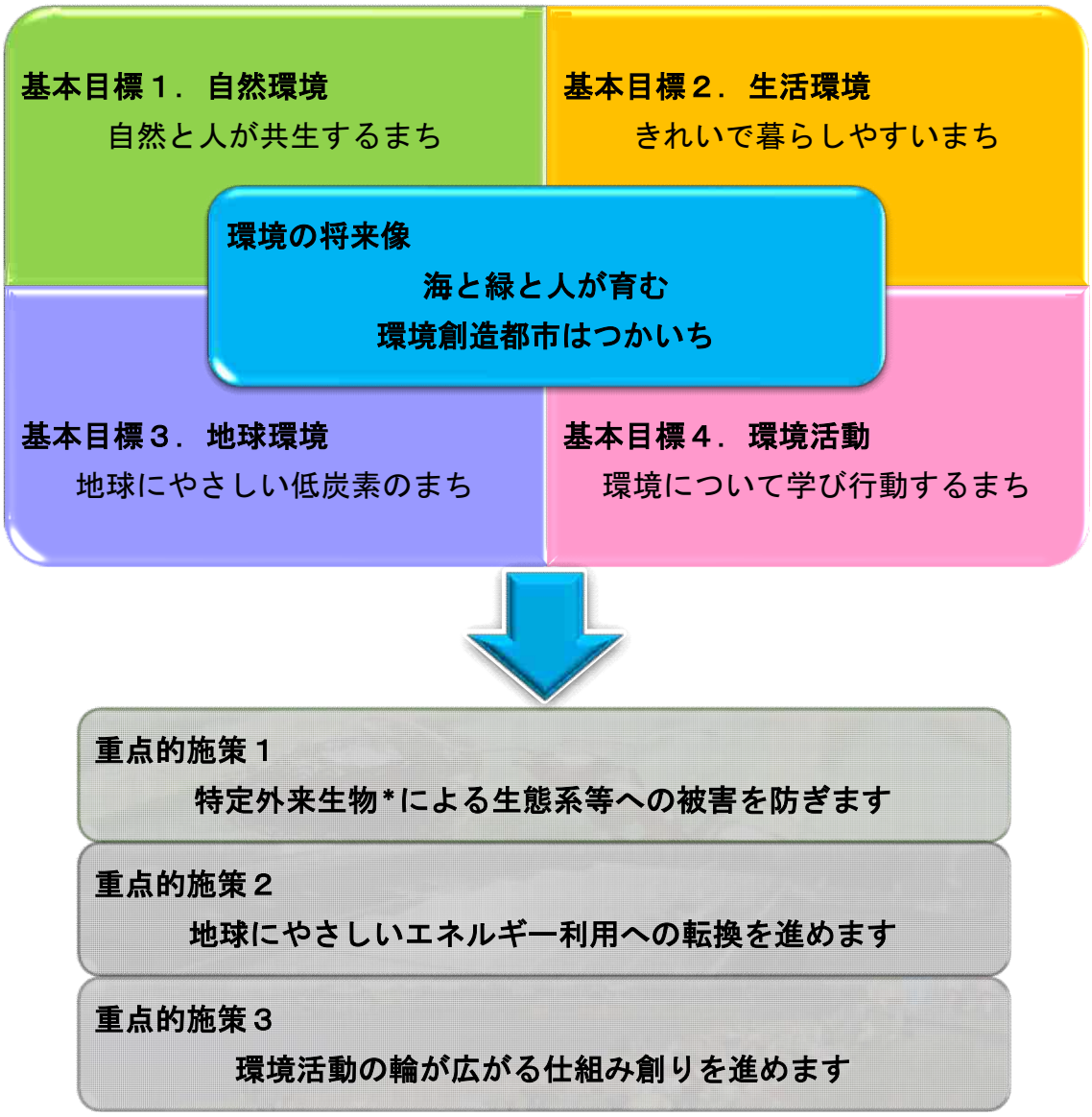

図５－１－１　環境の将来像と重点的施策のイメージ

2. 重点的施策の内容

重点的施策1. 特定外来生物*による生態系等への被害を防ぎます

本市には、アルゼンチンアリやセアカゴケグモ等の特定外来生物*が生育・生息しています。これらの特定外来生物*は、人的・物的被害を与えるほか、長い年月を経て形成されてきた地域の生態系に深刻なダメージを与えます。このような被害を防止するため、必要に応じて実態調査等を行い、市民・事業者等へ情報発信を行うほか、深刻な被害が発生する恐れのある場合には、市民・事業者・市等が連携して、防除等の対策を実施します。

主な取組

- ■　アルゼンチンアリ等の特定外来生物*について、必要に応じて実態調査等を行い、侵入状況や分布状況等、実態の把握に努めます。
- ■　特定外来生物*が引き起こす問題や被害を防止するため、外来生物被害予防３原則である「入れない。捨てない。広げない。」を周知・啓発するほか、生育・生息実態や対策方法などについて、積極的に情報提供を行います。
- ■　特定外来生物*を防除する場合は、国や県、近隣市町等の行政だけでなく、市民、市民活動団体、事業者、土地管理者等の様々な主体と協力・連携を図りながら推進します。
- ■　既に定着している特定外来生物*の分布拡大や新たな特定外来生物*の侵入により、深刻な被害が発生する、又はその恐れのある場合には、関係機関と連携して、特定外来生物*の種類、地域の特性、被害の状況等を考慮し、防除等の対策を検討します。

分布を拡大する特定外来生物

特定外来生物*には多くの生物が指定されています。昆虫類のアリ科では、アルゼンチンアリだけでなく、ヒアリや近縁のアカカミアリも指定されています。どちらも毒針を持ち攻撃的で人を刺します。ヒアリは広島港や呉市内、アカカミアリは広島市内に搬入された貨物内で確認されたことがあります。

クモ類のゴケグモ属も毒を持ち、触るとかむ場合があります。そのうち、セアカゴケグモとハイイロゴケグモは全国各地で定着しています。

その他の特定外来生物*では、哺乳類のヌートリアやアライグマ、鳥類のソウシチョウ、魚類のオオクチバスやブルーギルなどが広島県でも生息分布を拡大しており、生態系に影響を与えています。

また、特定外来生物*には植物も指定されています。観賞用や緑化用として導入されたオオキンケイギクやオオハンゴウソウは、全国の河川敷や道路などで分布を広げています。

重点的施策2. 地球にやさしいエネルギー利用への転換を進めます

本市の特性をいかした再生可能エネルギー*の利活用について検討を進めるとともに、近年普及が進む省エネルギー設備機器等の導入を促進することにより、温室効果ガス排出の原因となる化石由来のエネルギー利用から、地球にやさしいエネルギー利用への転換を進めます。

主な取組

- ■　家庭用の再生可能エネルギー*設備（太陽光発電等）やエネルギー利用の効率化を図る機器（蓄電池、ＨＥＭＳ*等）の導入支援により設備機器の普及促進を図ります。
- ■　家庭向け省エネルギー診断等と支援制度の連動による省エネルギー設備機器の普及促進について検討します。
- ■　事業者用の再生可能エネルギー*設備やエネルギー利用の効率化を図る機器の導入支援について検討します。
- ■　公共施設への再生可能エネルギー*設備等の導入や設備機器の省エネルギー改修を推進します。

うちエコ診断

家庭部門*における二酸化炭素排出量の削減は、我が国の地球温暖化対策における重要な課題の一つとなっています。そこで、環境省では、家庭における二酸化炭素の排出削減を進めるため、地球温暖化や省エネ家電などに関する幅広い知識を持った診断士が、各家庭の実情に合わせた実行性の高い対策について提案・アドバイスを行う「うちエコ診断」などの家庭エコ診断制度を推進しています。

「うちエコ診断」は、資格試験に合格した専門の診断士が、環境省の専用ソフトを用いて、各家庭のライフスタイルに合わせた無理のない対策を提案することにより、家庭における効果的な二酸化炭素排出削減行動に結びつけるためのサービスです。

◆診断の流れ

資料：環境省ウェブサイト

重点的施策3. 環境活動の輪が広がる仕組み創りを進めます

「はつかいち環境アドバイザー養成講座」や「はつかいち環境フェスタ」等の講座やイベントを通じて、継続的に環境学習や環境活動に取り組む機会を提供します。このような機会を通じて、本市の環境に通じた環境活動を担う人材を育成するとともに、地域における環境活動を支援する体制の構築について検討するなど、多くの人々に環境活動の輪が広がる仕組み創りを進めます。

主な取組

■　環境講座やイベントの内容の向上に努め、市民が環境学習に参加できる場の充実を図ります。

■　市内で開催されている環境学習等の情報収集を行うとともに、開催情報や募集情報等について、市のウェブサイト等で分かりやすく情報発信します。

■　環境アドバイザー養成講座修了者の活動の支援や市民活動団体との連携について検討するなど、環境アドバイザーが活躍する機会の創出に努めます。

■　環境活動に取り組む市民活動団体の把握に努めるとともに、団体に対する情報提供等の活動支援を行います。

■　事業者、市民活動団体、教育機関等と連携し、地域における環境活動を支援する体制の構築を目指します。

環境先進都市Ａ市の取組

Ａ市では、かつての公害問題を克服する過程で「事業者」、「市」、「教育機関」、「市民」の四者から成る環境活動に関するパートナーシップが形成され、四者が協働して様々な活動に取り組んでいます。

活動の中心となっているのは、四者により構成されるＮＰＯ法人や地球温暖化対策地域協議会です。

ＮＰＯ法人は、指定管理者としてＡ市の環境学習拠点施設の運営を行うほか、環境家計簿*などの環境啓発事業や水源保護活動事業、里山ビオトープ支援事業などの取組を展開しています。

地球温暖化対策地域協議会は、環境学習ポータルサイトの運営を始め、省エネルギー・環境教育の出前授業、様々な地球温暖化防止活動やイベントへの出展などの取組を展開しています。

そのほか、地元企業を中心とした地球温暖化対策に関する協議会が設立されたり、市内にＳＤＧｓ*の推進拠点が開設されるなど、様々な取組を行っています。

第６章
計画の推進

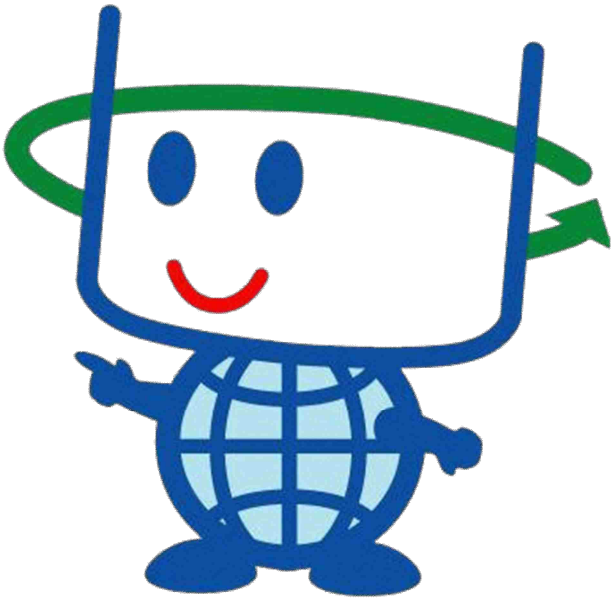

廿日市市環境マスコットキャラクター

ハーツくん

1. 推進体制

本計画に掲げる環境の将来像「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」や基本目標の実現のためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を意識し、互いに連携を図りながら、協働して本計画を推進することが大切です。

具体的には、市民・事業者・市の代表者によって構成される「環境都市推進委員会」により、本計画を推進していきます。市民・事業者・市、環境都市推進委員会の関係性は次のとおりです。

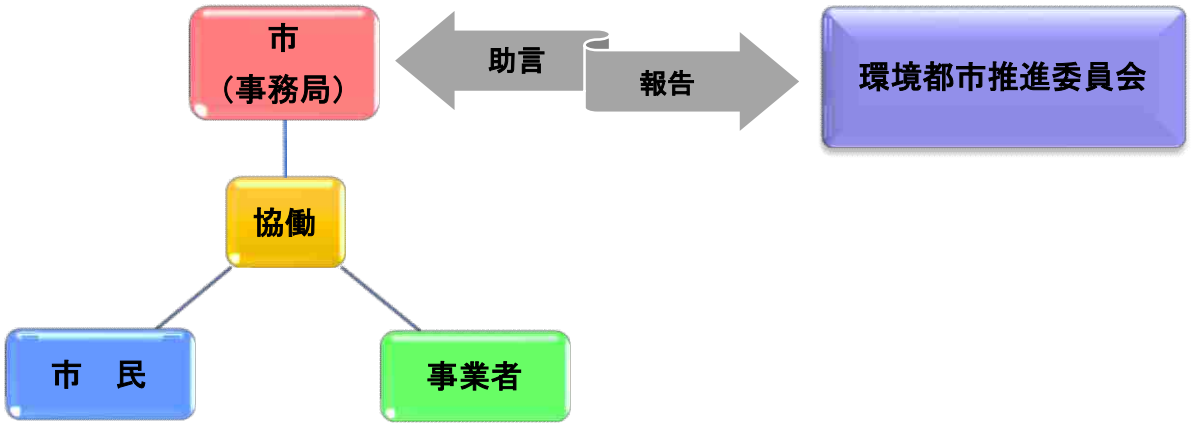

図６－１－１　推進体制のイメージ

【環境都市推進委員会】

■　学識経験者や市民・事業所の代表者等で構成される委員会です。
■　本市の環境の現状や施策の進捗状況等について、専門的見地から助言を行います。
■　事務局は環境政策課に置きます。

【市民】

■　市民の取組を積極的に実施するとともに、市の施策に協力します。

【事業者】

■　事業者の取組を積極的に実施するとともに、市の施策に協力します。

【市（事務局）】

■　市の取組を積極的に実施するとともに、施策の推進及び進捗管理を行います。
■　毎年、施策の進捗状況を、環境年次報告書（「廿日市市の環境」）に取りまとめ、環境都市推進委員会に報告するとともに、市ウェブサイト等で公表します。

2. 進行管理

本計画の確実な推進を図るため、環境都市推進委員会が主体となり、進行管理を行います。進行管理に当たっては、ＰＤＣＡサイクルに基づき、本計画の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行いながら、本計画を推進していきます。

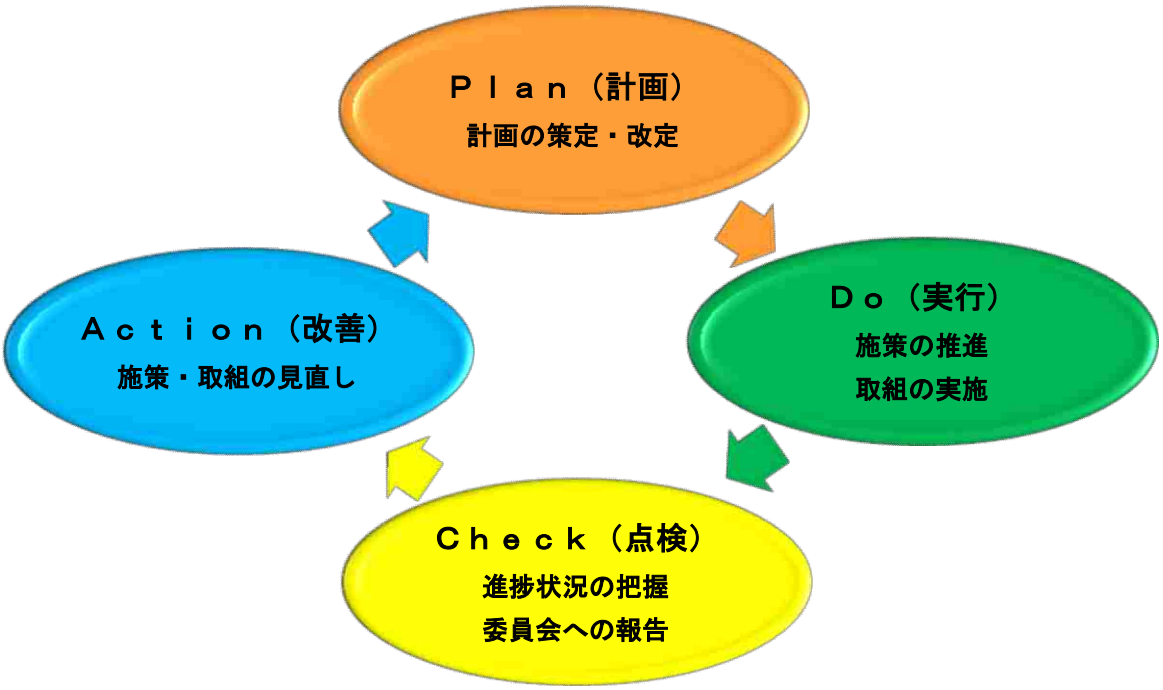

図６－１－２　ＰＤＣＡサイクルによる進行管理

3. 周知啓発

本計画に掲げる環境の将来像の実現のため、市民・事業者・市が主体となって各取組を実施できるよう、本計画の周知・啓発を積極的に図ります。

具体的には、市ウェブサイト等への本計画の掲載や広報等により周知・啓発を行います。また、公衛協等の市民活動団体、商工会議所等の事業者団体などを通じても、市民・事業者に対する周知・啓発を行い、それぞれの役割についての理解と取組の実施を促します。

資料編

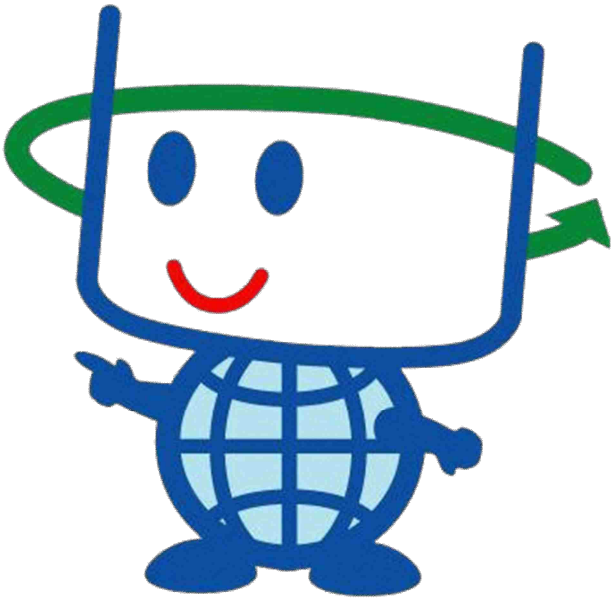

廿日市市環境マスコットキャラクター

ハーツくん

１．廿日市市環境都市宣言

本市では、環境施策の基本方針となる「廿日市市環境基本計画」を基に、環境保全を推進しています。また、平成１９（２００７）年から２か年をかけ、環境都市宣言の制定に向けた検討、環境基本計画の見直しを行いました。

本市の多様な環境を守り、次世代に引き渡すため、ここに「環境都市宣言」を制定し、新たな環境基本計画に基づき、市民・事業者・行政が一体となって取組・行動を推進します。

廿日市市環境都市宣言

私たちのまち廿日市市は、海や山、川など恵まれた自然をもつまちです。豊かな緑と清らかな水を育む山々。穏やかで美しい瀬戸の海、そこに浮かぶ厳島神社は、悠久の時を越えて現在に至っています。

これらの自然や歴史・文化を守り、次の世代に引き渡すことは、私たちの責務です。

私たち廿日市市民は、自然への思いやりをもち「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」の実現にむけて取り組むことを、ここに宣言します。

○美しく豊かな自然を愛し、自然と共生した潤いのあるまちをつくります。
○資源とエネルギーを大切にし、健康で安心して暮らせるまちをつくります。
○ふるさとに愛着と誇りをもち、快適で魅力に満ちた住みよいまちをつくります。
○地球に暮らす一員としての自覚をもち、持続可能な循環型のまちをつくります。
○人と自然を思いやる心を育み、環境を守るために自ら行動するまちをつくります。

平成２１年４月５日

廿 日 市 市

２．市民・事業所アンケート調査結果

●２．１　調査の概要

項　目	市民アンケート	事業所アンケート
調査時期	平成３０年１１月２２日（木）～１２月１７日（月）	
調査対象	廿日市市民	廿日市市内に立地する事業所
抽出方法	無作為抽出（等間隔抽出法）	
配布数（件）	2,003	412
回収数（件）	811	107
回収率（%）	40.5	26.0
配布・回収方法	郵　送	

○市民アンケート回収率

【地域別】

地　域	廿日市	佐　伯	吉　和	大　野	宮　島
配布数（件）	1,291	180	12	491	29
回収数（件）	568	53	6	168	12
回収率（%）	44.0	29.4	50.0	34.2	41.4

【年代別】

年　代	２０代	３０代	４０代	５０代	６０代	７０代以上
配布数（件）	227	283	342	296	393	462
回収数（件）	37	81	120	125	207	239
回収率（%）	16.3	28.6	35.1	42.2	52.7	51.7

○事業所アンケート回収率

【地域別】

地　域	廿日市	佐　伯	吉　和	大　野	宮　島
配布数（件）	248	48	6	86	24
回収数（件）	71	9	2	17	6
回収率（%）	28.6	18.8	33.3	19.8	25.0

※　集計結果について

- 百分率は四捨五入のため、割合の少ない回答は「０%」と表示されている。また、各設問における回答の合計百分率が１００%とならない場合がある。
- グラフにおける「その他」の回答数と、その他の内容記載数について、「その他」には記述のない回答もあり、また、重複により内容記載を省いたものもあるため、一致しない場合がある。
- 回答によってはクロス集計ができなかったものもあるため、全体集計とクロス集計で回答数合計が一致しない場合がある。
- クロス集計に「不明」は含んでいない。

●２．２　市民アンケートの結果

属性

ア．居住地域

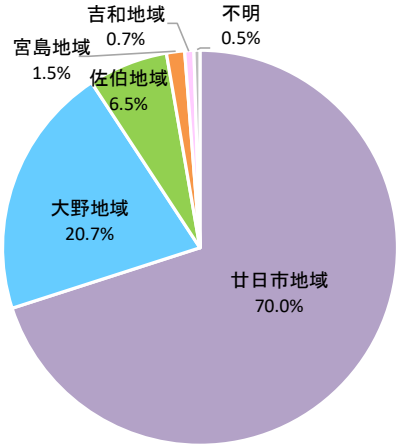

イ．性別

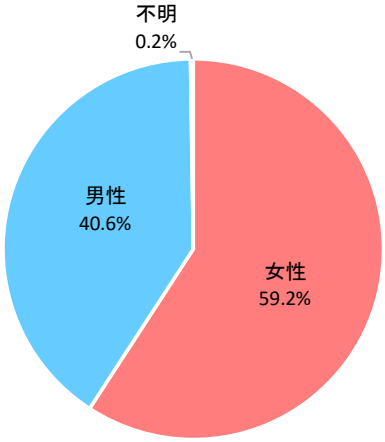

ウ．年齢

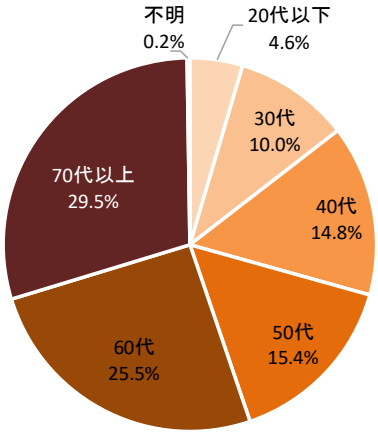

エ．職業

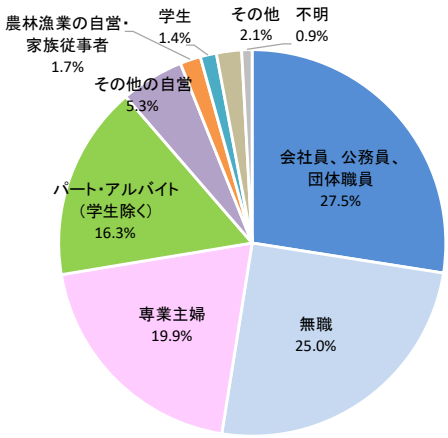

オ．居住年数（通算）

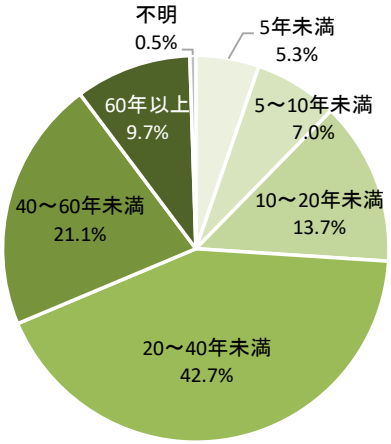

カ．家族の人数

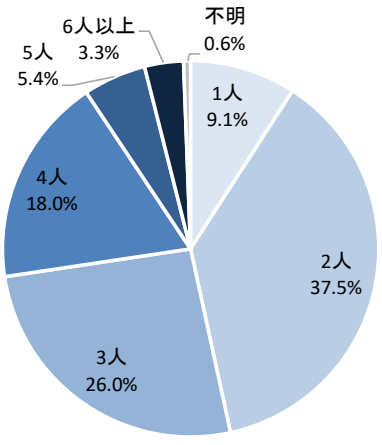

注）集計に当たり、回答数の少ない選択項目については合算した。

市民アンケート

問１　あなたは、身の回りの環境について、どのようにお考えですか。

○　緑や水辺などの自然環境や臭いや静かさなどの生活環境について、半数以上が「５」（良い）又は「４」（やや良い）となっています。ただし、有害な外来生物による被害については「２」（やや悪い）以下が比較的多く見られます。また、地球環境や環境活動についても「２」（やや悪い）以下が比較的多くなっています。

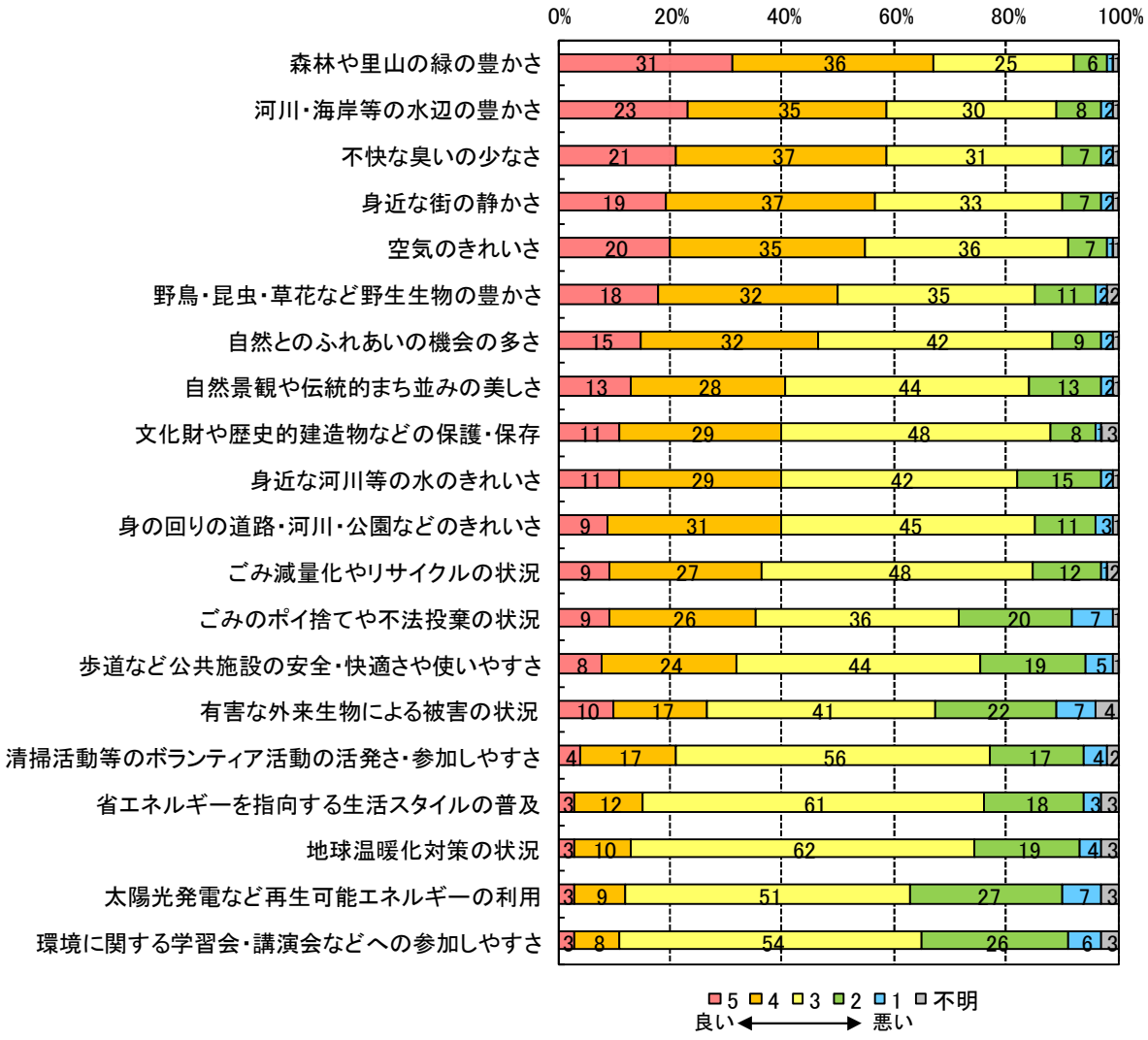

市民アンケート

問２　あなたは、地球温暖化問題についてどうお考えですか。

○　問題意識の高い回答である「早急に解決すべき問題である」及び「解決すべき問題である」で多くを占めています。

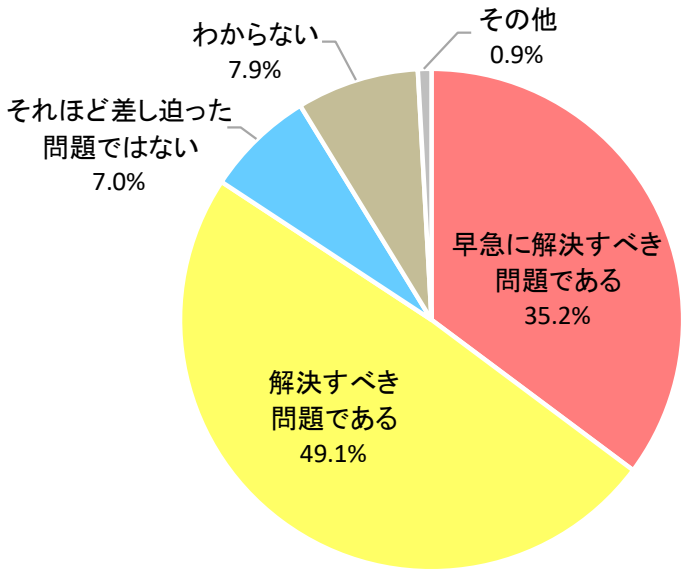

○いずれの年代・職種も問題意識は高いものの、年齢が上がるほど「早急に」という意識が高い傾向があり、職種では「農林漁業の自営・家族従事者」が比較的高く、「学生」が低くなっています。

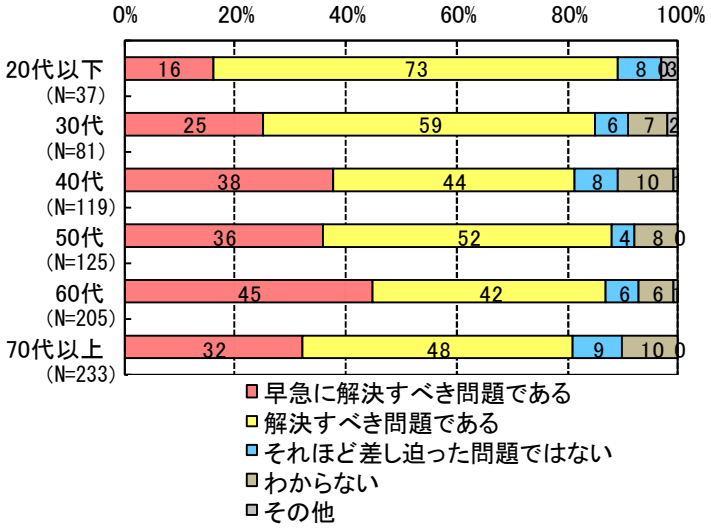

市民アンケート

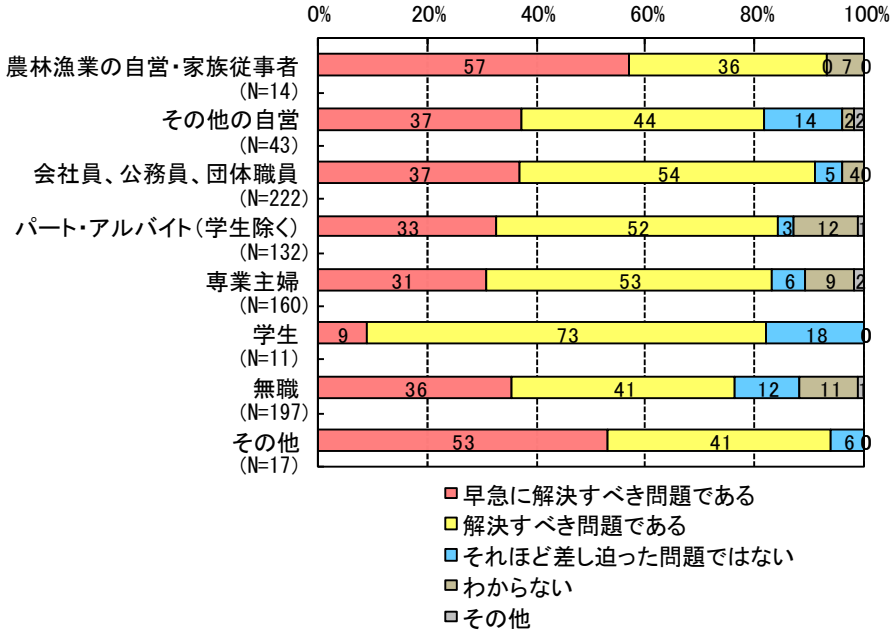

問３　あなたが、廿日市市で将来の世代に残したいと思う環境の素材は何ですか。
［３つまで選択可］

○　きれいさや静かさといった生活環境や、海、森や山などの自然環境等、自然と触れ合える場などの快適環境等、様々な素材が挙げられています。

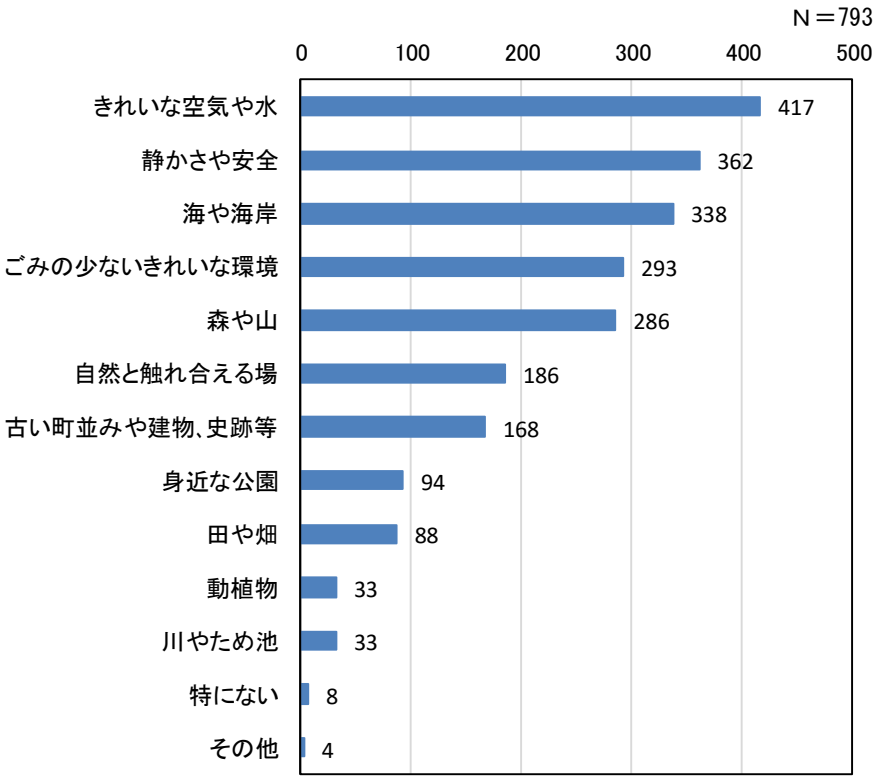

市民アンケート

○　いずれの地域も大きな差はありませんが、「田や畑」が佐伯地域で、「動植物」及び「きれいな空気や水」が吉和地域で、「古い町並みや建物、史跡等」が宮島地域で、他の地域よりも高い割合となっており、地域の特徴が見られます。

単位：％

項目	きれいな空気や水	静かさや安全	海や海岸	ごみの少ないきれいな環境	森や山	自然と触れ合える場	古い町並みや建物、史跡等	身近な公園	田や畑	川やため池	動植物	特にない	その他
廿日市地域（N=557）	53.1	47.2	42.7	37.0	36.1	24.6	22.3	12.6	8.6	3.6	3.2	0.5	0.5
佐伯地域（N=52）	61.5	40.4	7.7	38.5	44.2	19.2	3.8	7.7	40.4	9.6	5.8	3.8	0.0
吉和地域（N=6）	83.3	16.7	0.0	16.7	50.0	16.7	16.7	0.0	16.7	0.0	33.3	16.7	0.0
大野地域（N=164）	48.8	45.1	54.3	37.8	31.1	20.7	20.1	11.6	10.4	4.9	5.5	1.2	0.6
宮島地域（N=12）	25.0	25.0	50.0	33.3	50.0	33.3	58.3	8.3	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0
全　体（N=793）	52.5	45.6	42.5	36.9	35.8	23.5	21.1	11.9	11.0	4.2	4.2	1.0	0.5

市民アンケート

問４　廿日市市環境基本計画では、計画の基本目標を達成するため、市民が行う実行可能な様々な取組を挙げています。また、それ以降の新たな環境問題に対応した取組も必要となっています。下記に示したこれらの取組を、あなたは日常生活の中でどのくらい実施していますか。
（1 回でも実施又は参加した場合は、「現在実施（参加）している」としてください）

○　肯定的な回答である「現在実施（参加）している」及び「今後実施（参加）する予定」の合計について見ると、ふだんの生活行動において実践できることは高い割合となっています。

○　これに対し、取組そのものを目的として動く必要のある、清掃活動、環境調査、環境保全活動などについては割合が低く、半分を下回っているものが多くなっています。

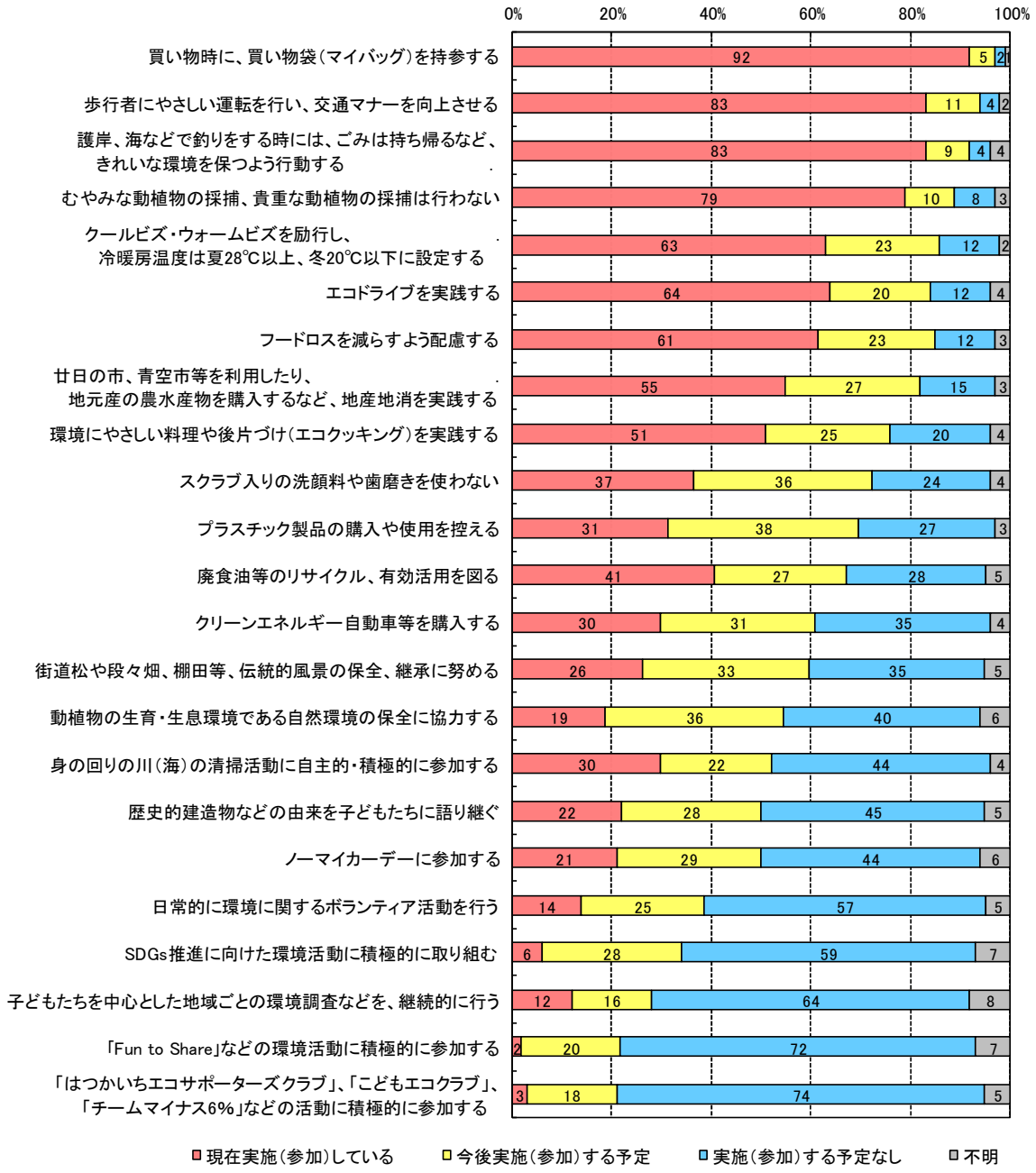

注）選択肢のうち、「あてはまらない」は集計から除外している。

市民アンケート

問５　下記のエネルギー設備の導入状況について、あなたのお考えをお聞かせください。

○　高効率照明がかなり普及しています。

○　多くの設備について導入しない理由は「不要である」と「費用がかかる」が比較的多くなっています。

○　わからないという回答も比較的多くあります。

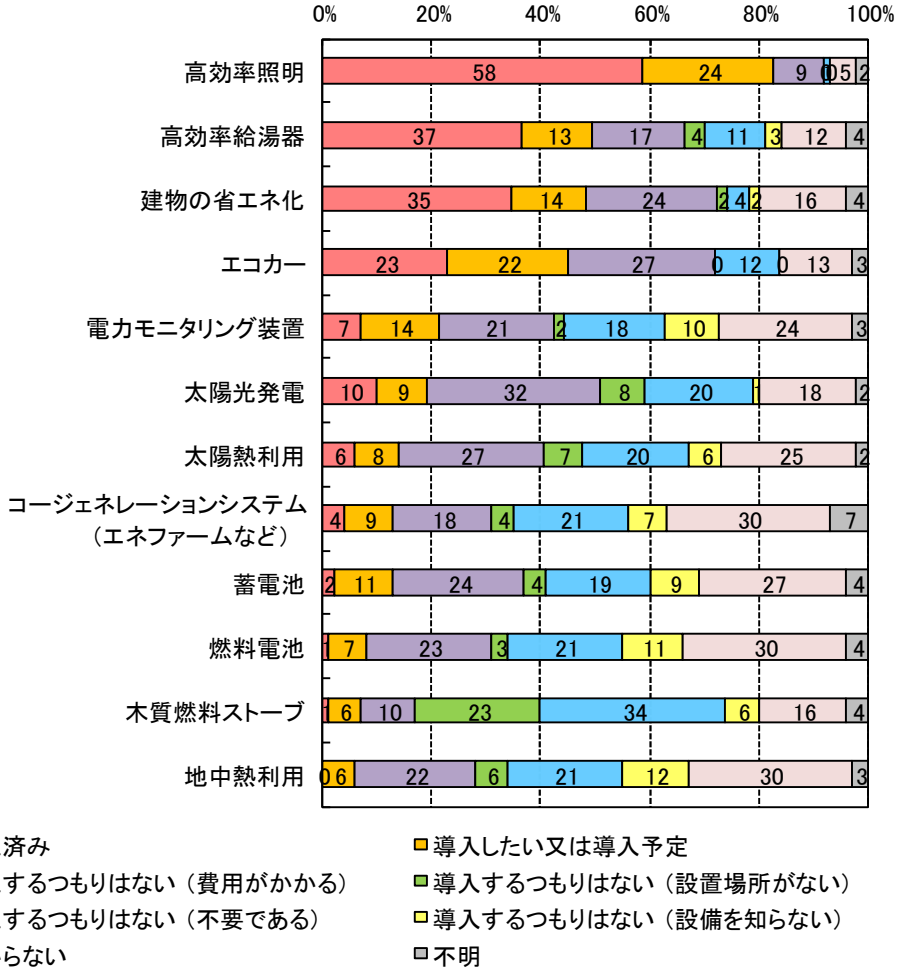

市民アンケート

問６　廿日市市の政策として、設置・導入等のための支援制度があれば良いと思う設備はありますか。
［いくつでも選択可］

○　ふだんよく使用される設備について多く挙げられています。

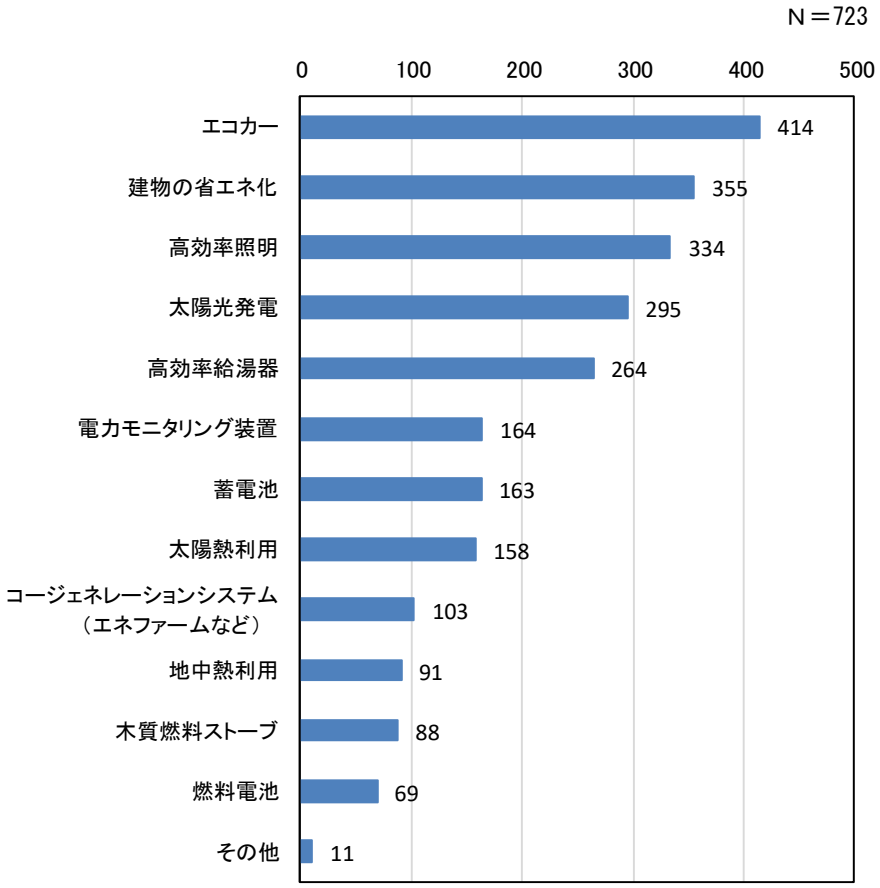

市民アンケート

○吉和地域で木質燃料ストーブの割合が他の地域よりも高くなっています。

単位：%

項目	エコカー	建物の省エネ化	高効率照明	太陽光発電	高効率給湯器	蓄電池	電力モニタリング装置	太陽熱利用	コージェネレーションシステム	地中熱利用	木質燃料ストーブ	燃料電池	その他
廿日市地域（N=515）	58.4	49.7	47.0	42.9	36.3	21.9	24.5	22.7	15.9	12.8	10.5	9.7	1.6
佐伯地域（N=47）	42.6	44.7	46.8	21.3	29.8	12.8	17.0	21.3	6.4	6.4	23.4	6.4	2.1
吉和地域（N=3）	66.7	66.7	33.3	66.7	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0
大野地域（N=146）	58.9	47.3	42.5	40.4	39.0	30.1	19.2	21.2	11.6	15.1	13.7	11.0	2.7
宮島地域（N=10）	40.0	50.0	50.0	30.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全　体（N=723）	57.1	48.8	45.9	40.8	36.5	22.5	22.4	21.9	14.2	12.6	12.2	9.5	1.8

問７　あなたが環境保全のために何か行動しようとするとき、何が必要だと思いますか。
［２つまで選択可］

○　「環境問題と生活の関わりや身近な工夫についての情報」及び「環境問題の現状や対策についての知識・情報」が特に多く挙げられています。

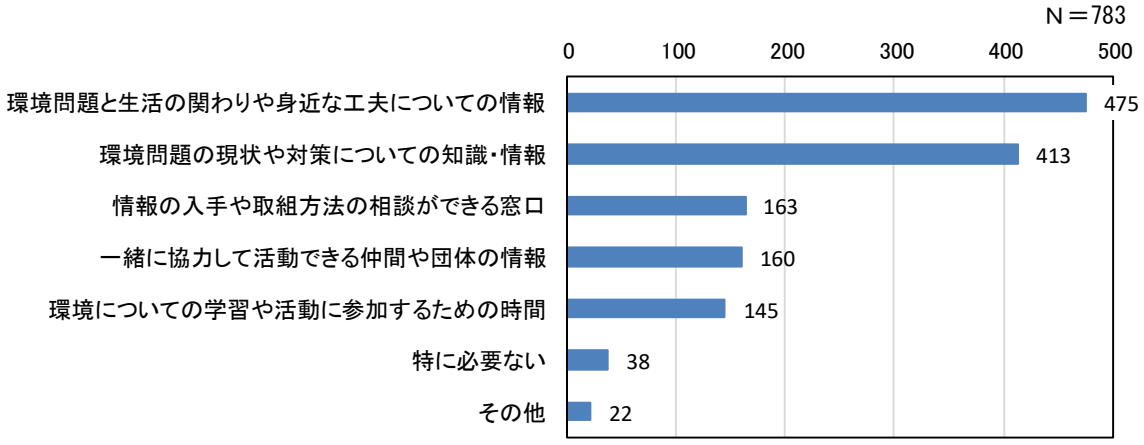

市民アンケート

問８　あなたは、廿日市市の環境に関する情報や知識をどこから入手しますか。
［２つまで選択可］

○　「広報はつかいち」が特に多く、次いで、「テレビ、ラジオ、新聞」が多く挙げられています。

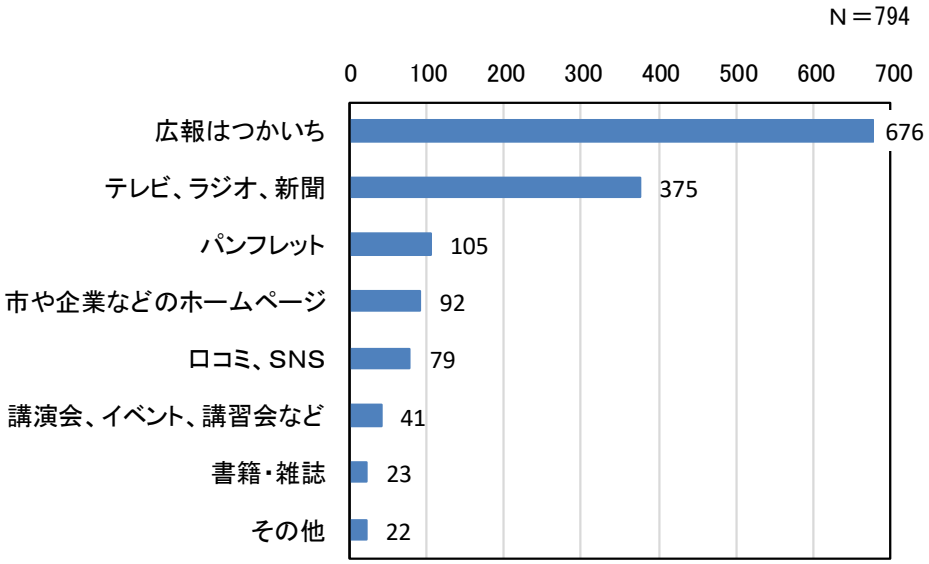

○　２０代以下は他の年代と比べ、「広報はつかいち」の割合が若干低く、「口コミ、ＳＮＳ」が若干高い傾向があります。

単位：%

項目	広報はつかいち	テレビ、ラジオ、新聞	パンフレット	市や企業などのホームページ	口コミ、SNS	講演会、イベント、講習会など	書籍・雑誌	その他
20代以下（N=35）	54.3	54.3	17.1	17.1	25.7	0.0	0.0	0.0
30代（N=80）	81.3	41.3	13.8	7.5	13.8	0.0	1.3	7.5
40代（N=118）	84.7	44.1	5.1	21.2	10.2	4.2	4.2	3.4
50代（N=125）	83.2	44.0	10.4	12.0	9.6	5.6	2.4	5.6
60代（N=204）	86.3	47.5	17.2	10.8	9.3	3.9	4.9	1.5
70代以上（N=231）	91.3	51.1	14.7	7.8	6.9	9.1	1.7	1.3
全体（N=794）	85.0	47.1	13.2	11.6	9.9	5.2	2.9	2.9

○　学生は他の職業と比べ、「広報はつかいち」の割合が低く、「テレビ、ラジオ、新聞」、「パンフレット」及び「口コミ、ＳＮＳ」が高い傾向があります。

単位：％

項目	広報はつかいち	テレビ、ラジオ、新聞	パンフレット	市や企業などのホームページ	口コミ、ＳＮＳ	講演会、イベント、講習会など	書籍・雑誌	その他
農林漁業の自営・家族従事者（N=14）	71.4	50.0	21.4	0.0	7.1	14.3	14.3	0.0
その他の自営（N=43）	76.7	53.5	20.9	9.3	11.6	7.0	4.7	2.3
会社員、公務員、団体職員（N=220）	80.0	40.9	10.9	18.6	10.9	4.1	4.1	3.6
パート・アルバイト（学生除く）（N=129）	88.4	50.4	11.6	11.6	8.5	2.3	0.8	3.9
専業主婦（N=159）	89.3	42.1	12.6	10.1	11.9	6.3	1.9	2.5
学生（N=10）	40.0	70.0	40.0	10.0	20.0	0.0	0.0	0.0
無職（N=196）	89.3	54.1	15.3	6.6	6.6	6.6	2.6	2.0
その他（N=17）	100.0	41.2	0.0	11.8	11.8	5.9	5.9	5.9
全体（N=794）	84.5	46.9	13.2	11.6	9.7	5.2	2.9	2.9

問９　廿日市市では、市の多様な環境を守り次世代に引き渡すため、平成２１年に「廿日市市環境都市宣言」を制定しました。この宣言のもと、市民・事業者・行政が協働して地域環境の保全や地球温暖化防止などに積極的に取り組み、同年に策定した「廿日市市環境基本計画（改訂版）」の取組・行動を推進しています。
あなたは、「廿日市市環境都市宣言」及び「廿日市市環境基本計画」があることをご存知ですか。

○　どちらも知らない人が多くを占めています。

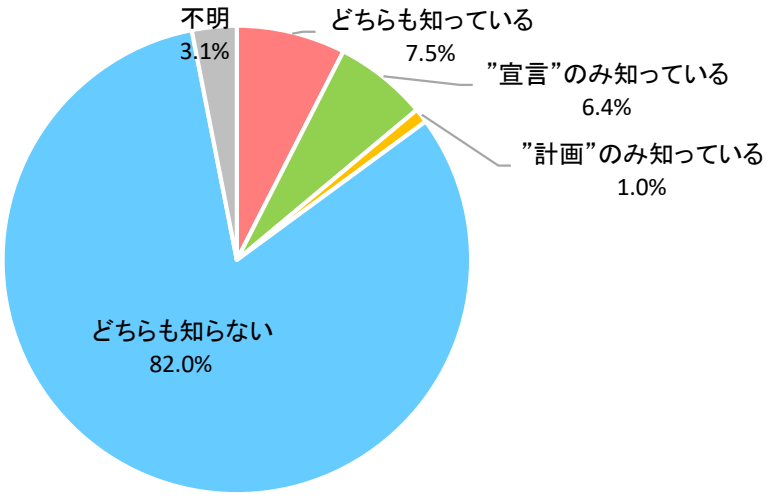

市民アンケート

問１０　あなたは、環境に関する市の施策について、①どのくらい重要だと思いますか。
また、②どのくらい満足していますか。

○　集計方法は以下のとおり。

１．施策の項目ごとに、「５」～「１」（重要である～重要ではない、又は、満足～不満）の選択された番号について、全回答者の合計を出し、それを回答者数で割ることにより平均値を求めた。これを項目別の重要度及び満足度とした。

重要度又は満足度　＝　選択された番号（数値）の全回答合計　÷　回答者数

２．求めた項目ごとの重要度及び満足度の相関をグラフに表した。グラフは全項目の平均値を境界として、以下の４領域に分けられる。

Ａ領域：重要度が高く、満足度が低い（重点改善領域）
重要度は高いが満足度が相対的に低く、施策の重点化や抜本的見直しなども含め満足度を高める必要のある領域
Ｂ領域：重要度、満足度共に高い（重点維持領域）
重要度も満足度も高く、現時点での満足度の水準を維持していくことが必要な領域。
Ｃ領域：重要度が低く、満足度が高い（維持領域）
重要度は低いものの満足度が高く、満足度の水準を維持していくか、あるいは施策の在り方を含めて検討する必要のある領域。
Ｄ領域：重要度、満足度共に低い（検討領域）
重要度も満足度も低く、施策の目的やニーズを再確認するとともに、施策の在り方や進め方そのものを改めて検討する必要のある領域。

３．さらに、重要度と満足度の差をニーズ度とした。

ニーズ度　＝　重要度　－　満足度

○　重要度と満足度の相関グラフによると、Ａ領域が４項目、Ｂ領域が９項目、Ｃ領域が４項目、Ｄ領域が５項目でした。

○　Ａ領域では、「ポイ捨て・不法投棄対策」（●９）及び「外来生物対策」（●４）が、重要度が高い反面、満足度がかなり低くなっています。また、「二酸化炭素排出量の削減」（●１５）もその重要性が認識されていながら満足度が低くなっています。

「水質汚濁対策」（●６）は重要度が全項目中最大値であるにも係らず満足度が平均値未満となっており、Ａ領域に含まれています。

○　Ｂ領域には、生活環境項目のうちＡ領域の２項目を除く５項目（●５、●７、●８、●１０）が含まれており、これら身の回りの生活環境への対策と、「森林・里山の環境保全」（●１）や「河川・海岸の環境保全」（●２）といった自然環境への対策については、ある程度の成果は上げていると考

えられます。

また、「自然景観・伝統的景観の保全」（●１２）及び「歴史的建造物などの次世代への継承」（●１３）もＢ領域にあることから、自然や歴史・伝統に対して比較的良好に受け止められていると考えられます。

○　Ｃ領域では、「希少生物の保全」（●３）及び「バリアフリー等のユニバーサルデザイン事業の推進」（●１４）が重要度、満足度共に平均値に近くなっています。

「清掃活動等ボランティア活動の推進」（●２２）及び「クールビズ・緑のカーテン運動などの普及・啓発」（●１９）は、満足度は平均より高くなっていますが、その重要性は比較的低い認識となっています。

○　Ｄ領域では、「環境教育・活動」（●２１）が重要度、満足度共に平均に近い値となっています。その他は地球環境６項目のうち４項目（●１６～●１８、●２０）があり、地球環境は重要度、満足度共に低いものが多い傾向があります。

○　ニーズ度を高い順に見ると、「ポイ捨て・不法投棄対策」、「外来生物対策」、「水質汚濁対策」、「大気汚染対策」、「河川・海岸等の環境保全」、「二酸化炭素排出量の削減」となっており、重要度に依存して高い傾向があり、相関グラフにおけるＡ領域のすべてと、Ｂ領域の一部の項目となっています。

○　ニーズ度を地域別に見ても、「ポイ捨て・不法投棄対策」は全５地域で３位以内、「外来生物対策」は廿日市・佐伯・大野の３地域で２位となっており、相関グラフでも示されたように、これらは対策の必要性が特に高いと考えられます。

また、「水質汚濁対策」は廿日市・佐伯・大野の３地域で３位以内となっており、さらに、「河川・海岸等の環境保全」は全５地域で、「大気汚染対策」は吉和地域を除く４地域で４位又は５位となっており、水や水辺と大気汚染に関する対策も依然必要性が高いと考えられます。

市民アンケート

【 重要度と満足度の相関 】

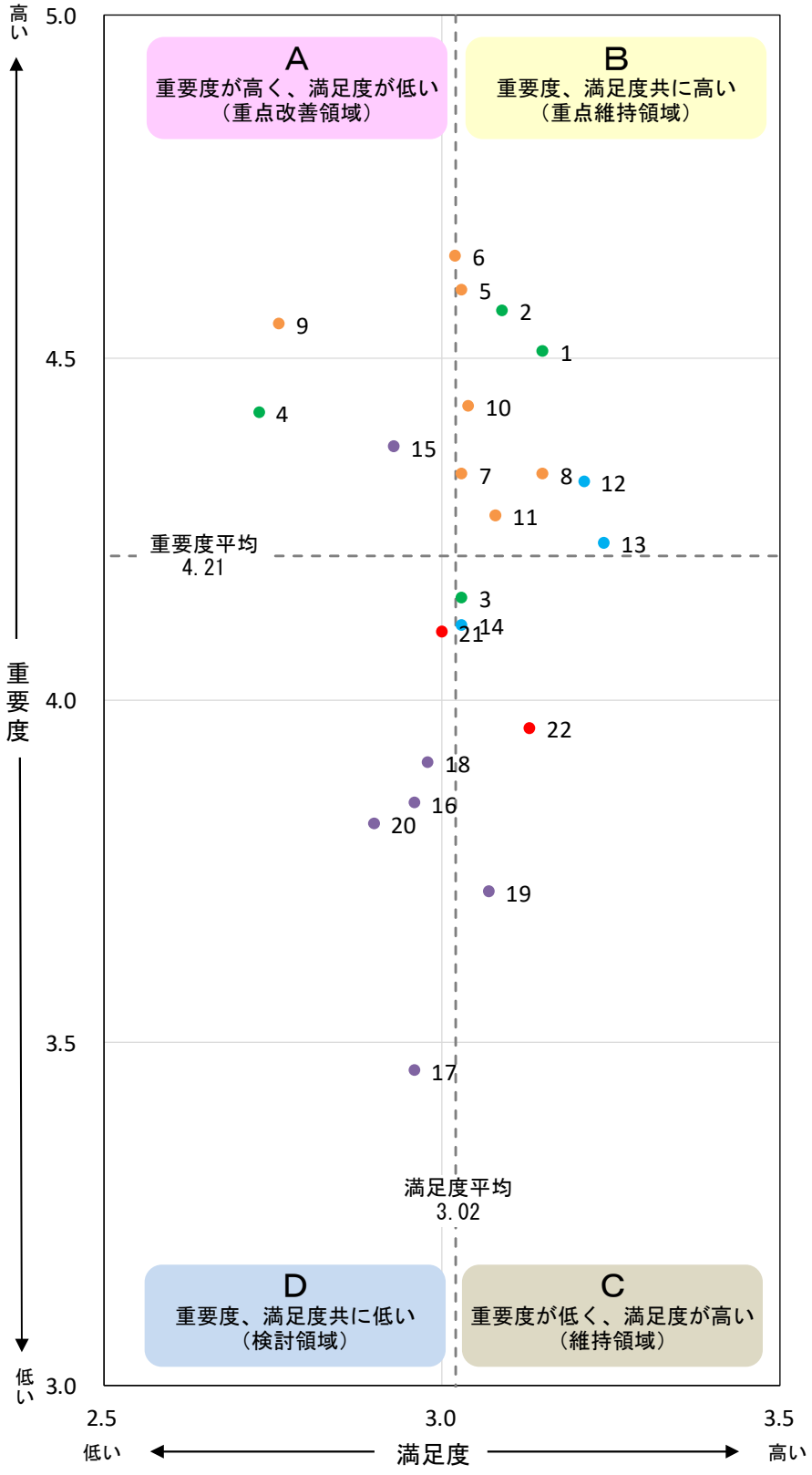

＜環境分野＞
●1～4：自然環境　●5～11：生活環境　●12～14：快適環境　●15～20：地球環境　●21、22：環境活動

【 満足度・重要度・ニーズ度 】

ニーズ度順位	凡例	項　　目	重要度		満足度		ニーズ度	領域分類
			値	順位	値	順位		
1 位	● 9	ポイ捨て・不法投棄対策	4.55	4 位	2.76	21 位	1.79	A
2 位	● 4	外来生物対策	4.42	7 位	2.73	22 位	1.69	A
3 位	● 6	水質汚濁対策	4.65	1 位	3.02	14 位	1.63	A
4 位	● 5	大気汚染対策	4.60	2 位	3.03	10 位	1.57	B
5 位	● 2	河川・海岸等の環境保全	4.57	3 位	3.09	6 位	1.48	B
6 位	● 15	二酸化炭素排出量の削減	4.37	8 位	2.93	19 位	1.44	A
7 位	● 10	ごみ減量化の推進	4.43	6 位	3.04	9 位	1.39	B
8 位	● 1	森林・里山の環境保全	4.51	5 位	3.15	3 位	1.36	B
9 位	● 7	騒音・振動対策	4.33	9 位	3.03	10 位	1.30	B
10 位	● 11	リサイクル等の３Ｒ活動の推進	4.27	12 位	3.08	7 位	1.19	B
11 位	● 8	悪臭対策	4.33	9 位	3.15	3 位	1.18	B
12 位	● 3	希少生物の保全	4.15	14 位	3.03	10 位	1.12	C
13 位	● 12	自然景観・伝統的景観の保全	4.32	11 位	3.21	2 位	1.11	B
14 位	● 21	環境教育・学習の推進	4.10	16 位	3.00	15 位	1.10	D
15 位	● 14	バリアフリー等のユニバーサルデザイン事業の推進	4.11	15 位	3.03	10 位	1.08	C
16 位	● 13	歴史的建造物などの次世代への継承	4.22	13 位	3.24	1 位	0.98	B
17 位	● 18	省エネルギー製品の導入の促進	3.91	18 位	2.98	16 位	0.93	D
18 位	● 20	新エネルギー設備の導入の促進	3.82	20 位	2.90	20 位	0.92	D
19 位	● 16	エコドライブ・ノーマイカーデーなどの推進	3.85	19 位	2.96	17 位	0.89	D
20 位	● 22	清掃活動等のボランティア活動の推進	3.96	17 位	3.13	5 位	0.83	C
21 位	● 19	クールビズ・緑のカーテン運動などの普及・啓発	3.72	21 位	3.07	8 位	0.65	C
22 位	● 17	環境家計簿の普及・啓発	3.46	22 位	2.96	17 位	0.50	D

【 地域別ニーズ度の上位項目 】

ニーズ度順位 / 地域等		１位	２位	３位	４位	５位
廿日市地域	項　目	●9 ポイ捨て・不法投棄対策	●4 外来生物対策	●6 水質汚濁対策	●5 大気汚染対策	●2 河川・海岸等の環境保全
	ニーズ度	1.75	1.68	1.60	1.56	1.43
佐伯地域	項　目	●6 水質汚濁対策	●4 外来生物対策	●9 ポイ捨て・不法投棄対策	●5 大気汚染対策	●2 河川・海岸等の環境保全
	ニーズ度	1.91	1.79	1.77	1.73	1.62
吉和地域	項　目	●7 騒音・振動対策	●9 ポイ捨て・不法投棄対策	●15 二酸化炭素排出量の削減	●21 環境教育・学習の推進	●2 河川・海岸等の環境保全
	ニーズ度	2.00	2.00	2.00	2.00	1.80
大野地域	項　目	●9 ポイ捨て・不法投棄対策	●4 外来生物対策	●6 水質汚濁対策	●5 大気汚染対策	●2 河川・海岸等の環境保全
	ニーズ度	1.87	1.75	1.67	1.57	1.54
宮島地域	項　目	●8 悪臭対策	●9 ポイ捨て・不法投棄対策	●20 新エネルギー設備の導入の促進	●2 河川・海岸等の環境保全	●5 大気汚染対策
	ニーズ度	1.80	1.77	1.60	1.45	1.44

市民アンケート

問１１　廿日市市の環境の現状について、ご意見やご感想があればご記入ください。

○　生活環境に関する記述が多く、その中でも特に廃棄物への関心が高く見受けられます。山・川・海・外来生物などの自然環境や、安全・安心などの快適環境に関する記述も比較的多くあります。地球環境や環境活動については少なくなっています。そのほか環境の情報公開や回答者自身の問題意識に関する記述も見られます。

意見の分類	件　数
自然環境	５７
生活環境	１００
快適環境	５３
地球環境	２２
環境保全活動	２５
その他環境全般	７１
環境以外	４５
合　　計	３７３
回答者数	２４５

注）複数分野の意見を記入した回答者がいるため、件数の合計と回答者数は一致しない。

●2.3 事業所アンケートの結果

属性

ア．立地地域

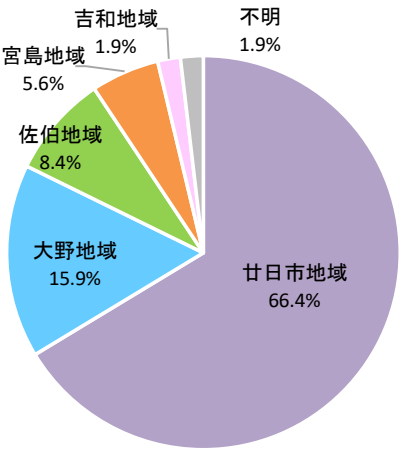

イ．主たる業種

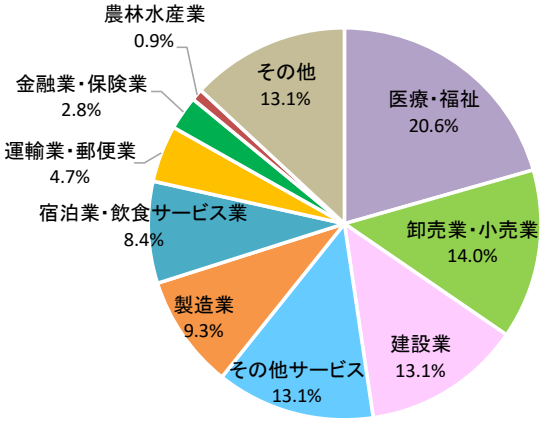

ウ．主たる形態

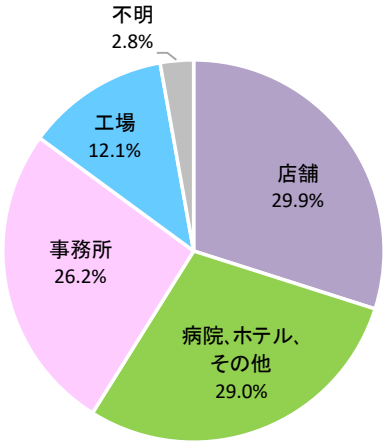

エ．従業員数

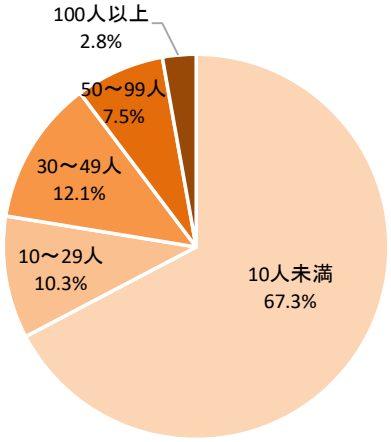

オ．設立年（設立後の年数）

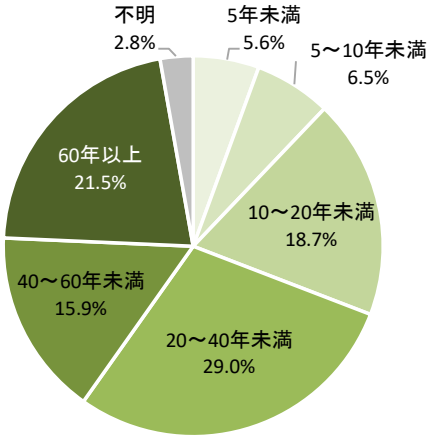

注 1）集計に当たり、回答数の少ない選択項目については合算した。
注 2）設立年は設立後の年数に換算して集計した。

事業所アンケート

問１　貴事業所では、環境に関する部署または担当者を置かれていますか。

○　環境担当者がおらず、置く予定もない事業所が多くを占めています。

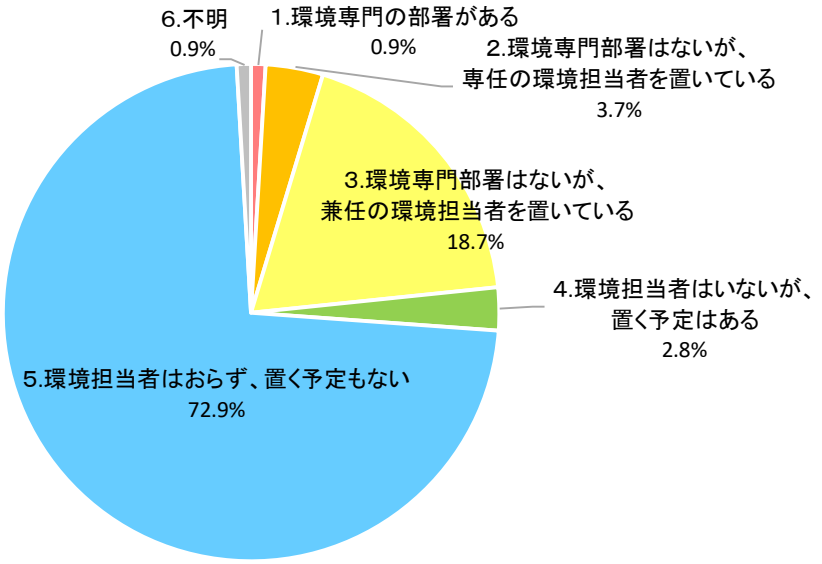

○　環境部署又は環境担当者を置いている割合は、業種では「建設業」、「製造業」、「運輸業・郵便業」、「医療・福祉」、形態では「工場」が比較的高く、また、従業員数が多いほど高い傾向があります。

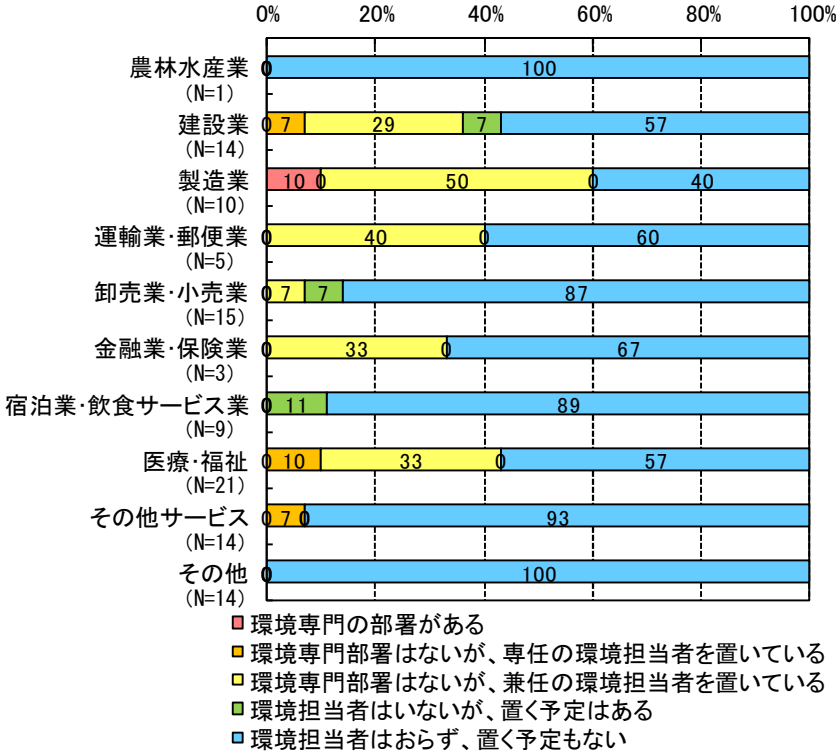

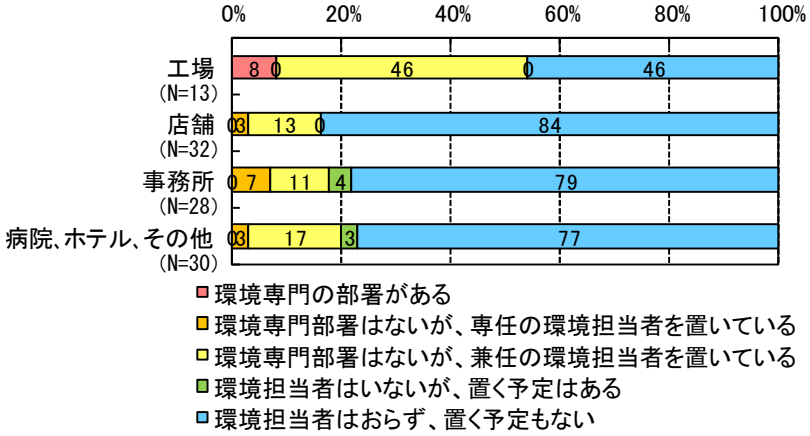

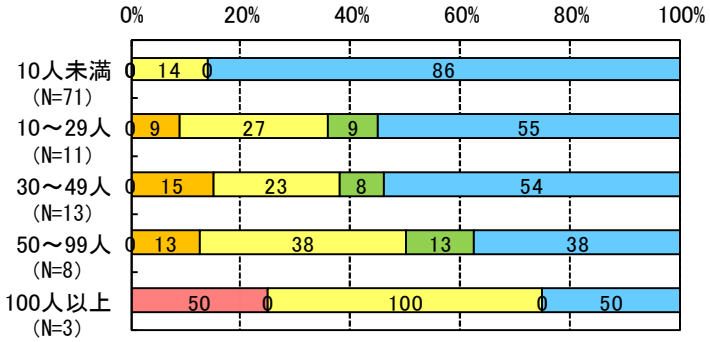

問２　問１で、１～３に○印をつけた事業所にお聞きします。その部署または担当者はどのような環境分野の担当でしょうか。

［いくつでも選択可］

○　衛生分野が最も多くなっています。

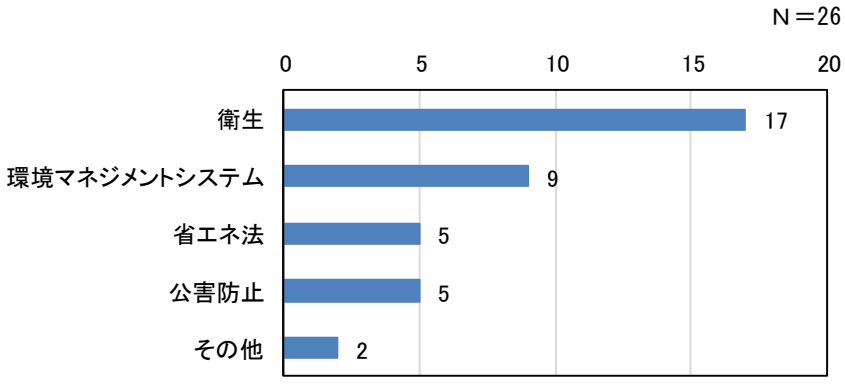

事業所アンケート

問３　貴事業所における環境マネジメントシステム（ＩＳＯ１４０００、エコアクション２１など）の構築状況について

［３つまで選択可］

○　構築する予定のない事業所が多くを占めています。

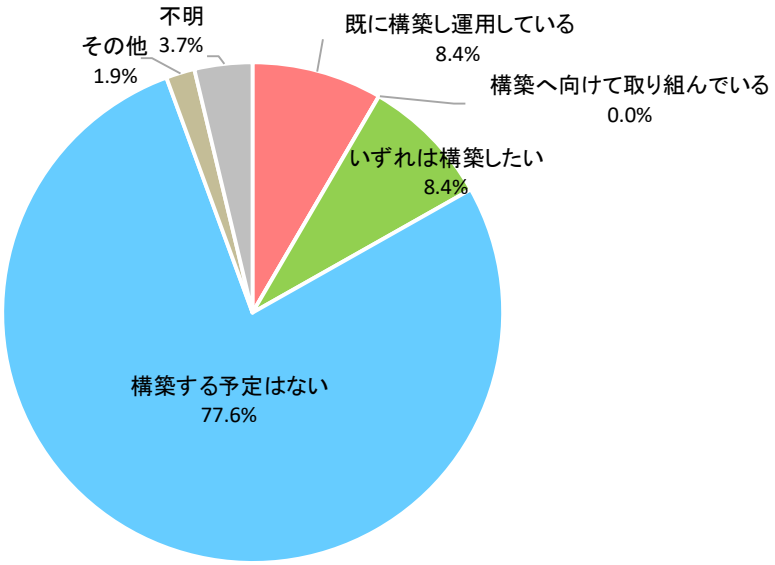

○　構築している割合は、業種では「工場」、設立後年数では「５年未満」の事業所で比較的高くなっています。

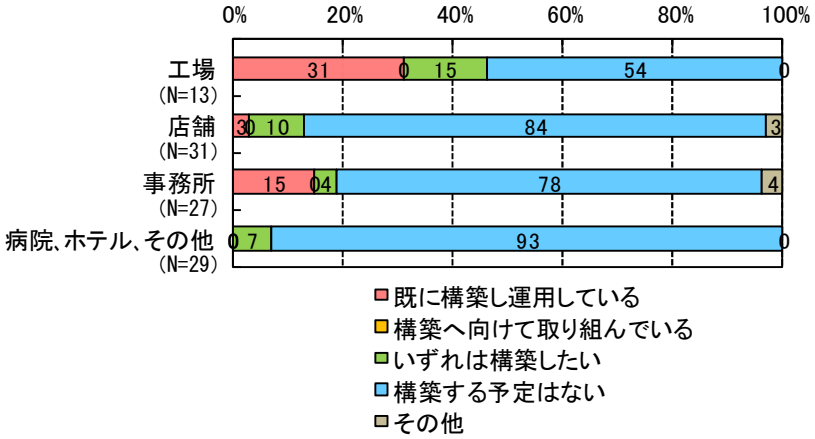

事業所アンケート

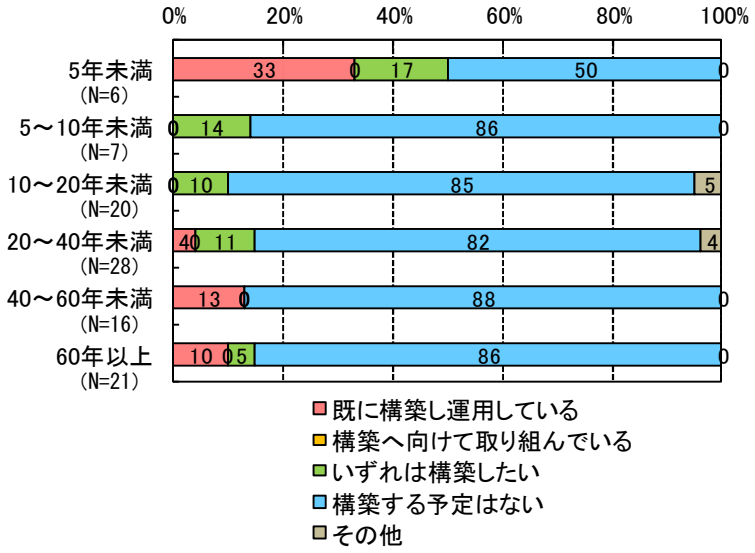

問４　貴事業所では、温室効果ガス排出量の削減に向けて、削減目標や方針を定めていますか。

○　取り組む予定のない事業所が多くを占めています。

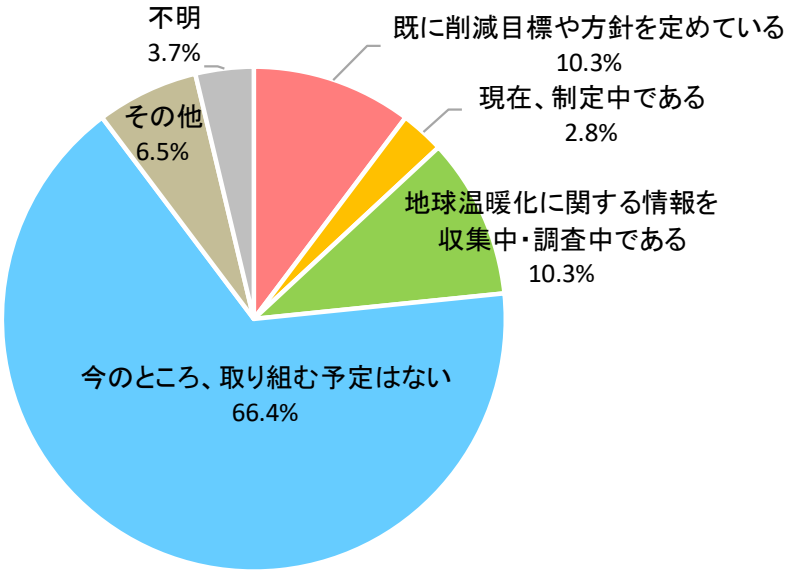

○　定めている、制定中、又は、情報収集中・調査中である割合は、業種では「運輸業・郵便業」、形態では「工場」、設立後年数では「５年未満」が最も高くなっています。

事業所アンケート

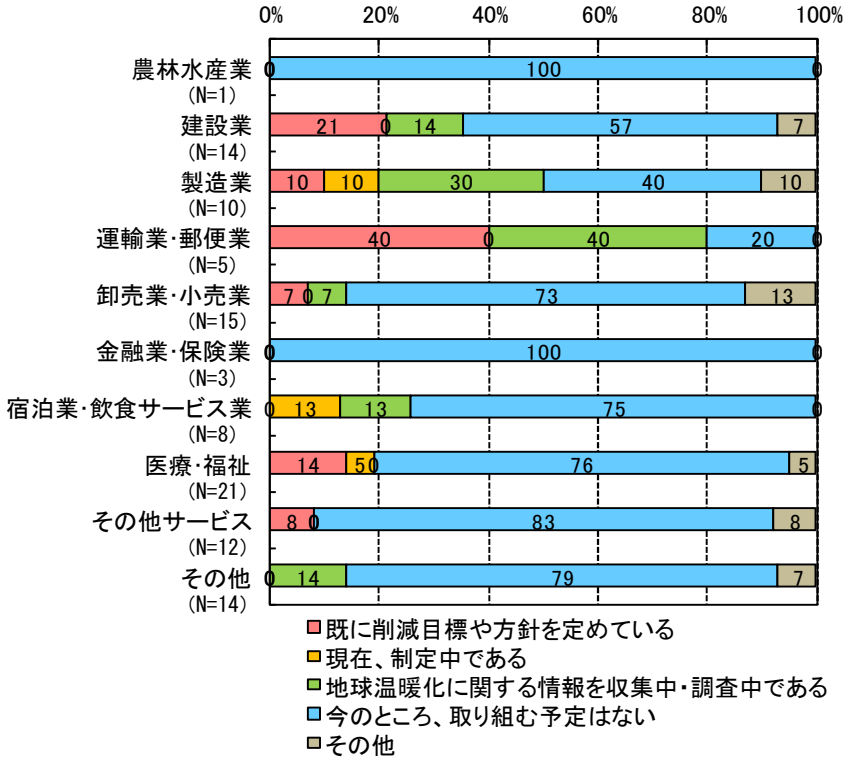
0%
20%
40%
60%
80%
100%
農林水産業 (N=1)
100
建設業 (N=14)
21
14
57
7
製造業 (N=10)
10
10
30
40
10
運輸業･郵便業 (N=5)
40
40
20
卸売業･小売業 (N=15)
7
7
73
13
金融業･保険業 (N=3)
100
宿泊業･飲食サービス業 (N=8)
13
13
75
医療･福祉 (N=21)
14
5
76
5
その他サービス (N=12)
8
83
8
その他 (N=14)
14
79
7
既に削減目標や方針を定めている
現在、制定中である
地球温暖化に関する情報を収集中・調査中である
今のところ、取り組む予定はない
その他

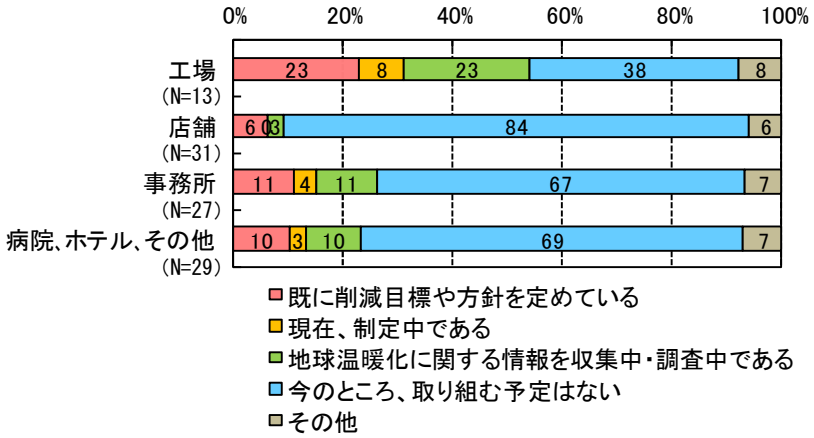
0%
20%
40%
60%
80%
100%
工場 (N=13)
23
8
23
38
8
店舗 (N=31)
6
3
84
6
事務所 (N=27)
11
4
11
67
7
病院､ホテル､その他 (N=29)
10
3
10
69
7
既に削減目標や方針を定めている
現在、制定中である
地球温暖化に関する情報を収集中・調査中である
今のところ、取り組む予定はない
その他

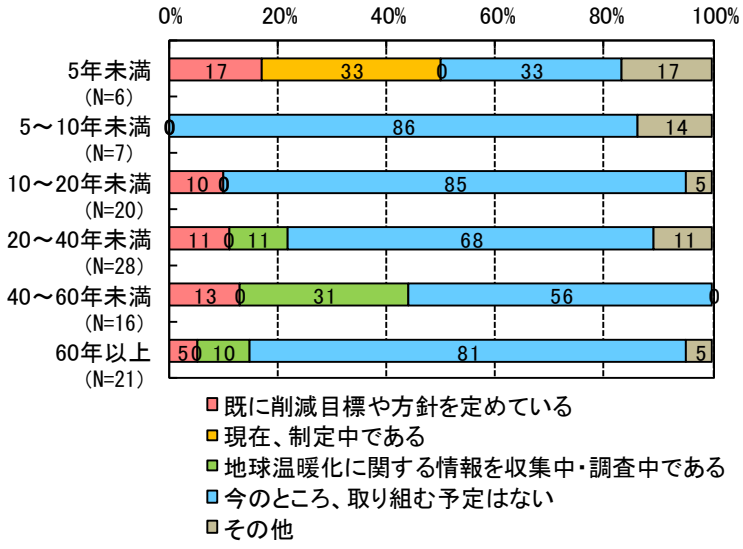
0%
20%
40%
60%
80%
100%
5年未満 (N=6)
17
33
33
17
5～10年未満 (N=7)
86
14
10～20年未満 (N=20)
10
85
5
20～40年未満 (N=28)
11
11
68
11
40～60年未満 (N=16)
13
31
56
60年以上 (N=21)
5
10
81
5
既に削減目標や方針を定めている
現在、制定中である
地球温暖化に関する情報を収集中・調査中である
今のところ、取り組む予定はない
その他

事業所アンケート

問５　貴事業所では、環境保全に関する情報を十分得ていると思いますか。

○　回答が分散しており、事業所により情報入手に大きな差があります。肯定的な回答である「十分得ている」及び「ある程度得ている」は合計２６％（約４分の１）となっています。また、「どのような情報を得たらよいのかわからない」事業所もあります。

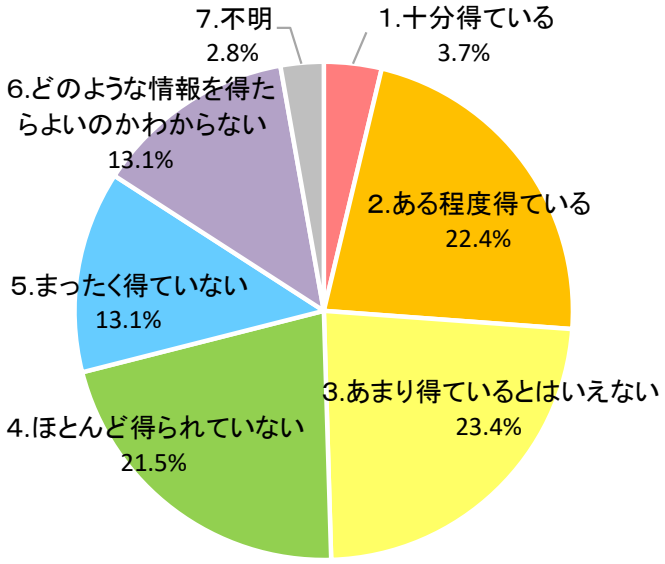

○　得ている割合は、従業員数が多い方が高い傾向があり、また、設立後年数では５年未満の事業所が最も高く、それより年数が長い事業所は長いほど高い傾向があります。

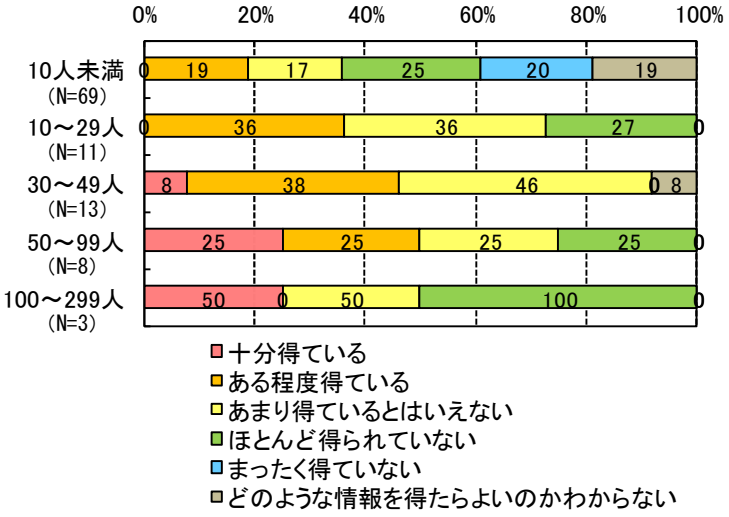

事業所アンケート

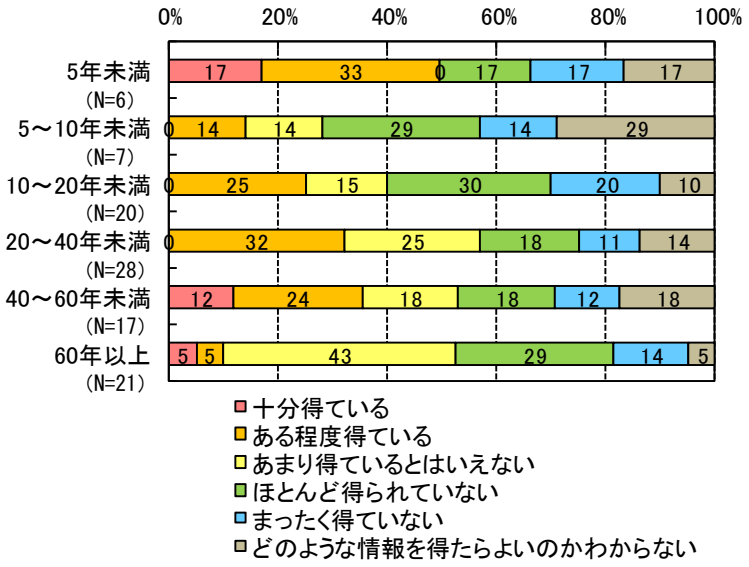

問６　問５で、２～６に○印をつけた事業所にお聞きします。どのような情報が不足していると思いますか。

［３つまで選択可］

○　環境問題についての現状と対策に関する知識や情報が多く挙げられています。

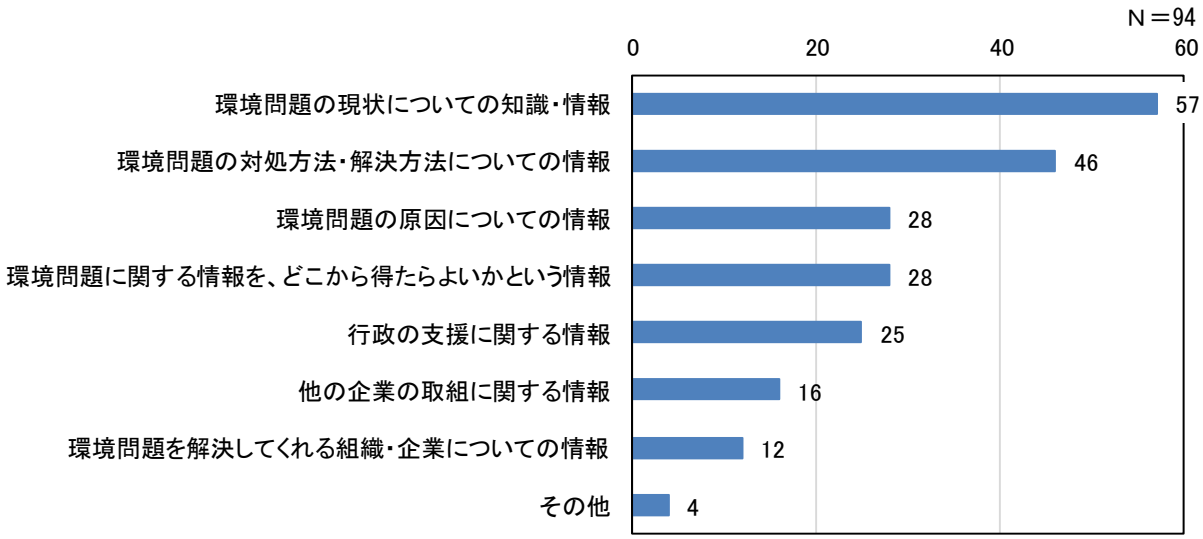

事業所アンケート

問７　廿日市市環境基本計画では、計画の基本目標を達成するため、事業者が行う実行可能な様々な取組を挙げています。また、それ以降の新たな環境問題に対応した取組も必要となっています。下記に示したこれらの取組を、貴事業所ではどのくらい実施していますか。
（1 回でも実施又は参加した場合は、「現在実施（参加）している」としてください）

○　肯定的な回答である「現在実施（参加）している」及び「今後実施（参加）する予定」の合計について見ると、市民アンケートと同様、ふだんの生活行動において実践できることは高い割合となっています。

○　これに対し、取組そのものを目的として動く必要のある、清掃活動、環境調査、環境保全活動などについては、割合が低いものが多くなっています。

○　最近話題となっているプラスチックごみに関して、「可能なものは非プラスチック製品を用いる」が比較的高い割合となっていますが、実際に実施している割合は比較的低くなっています。

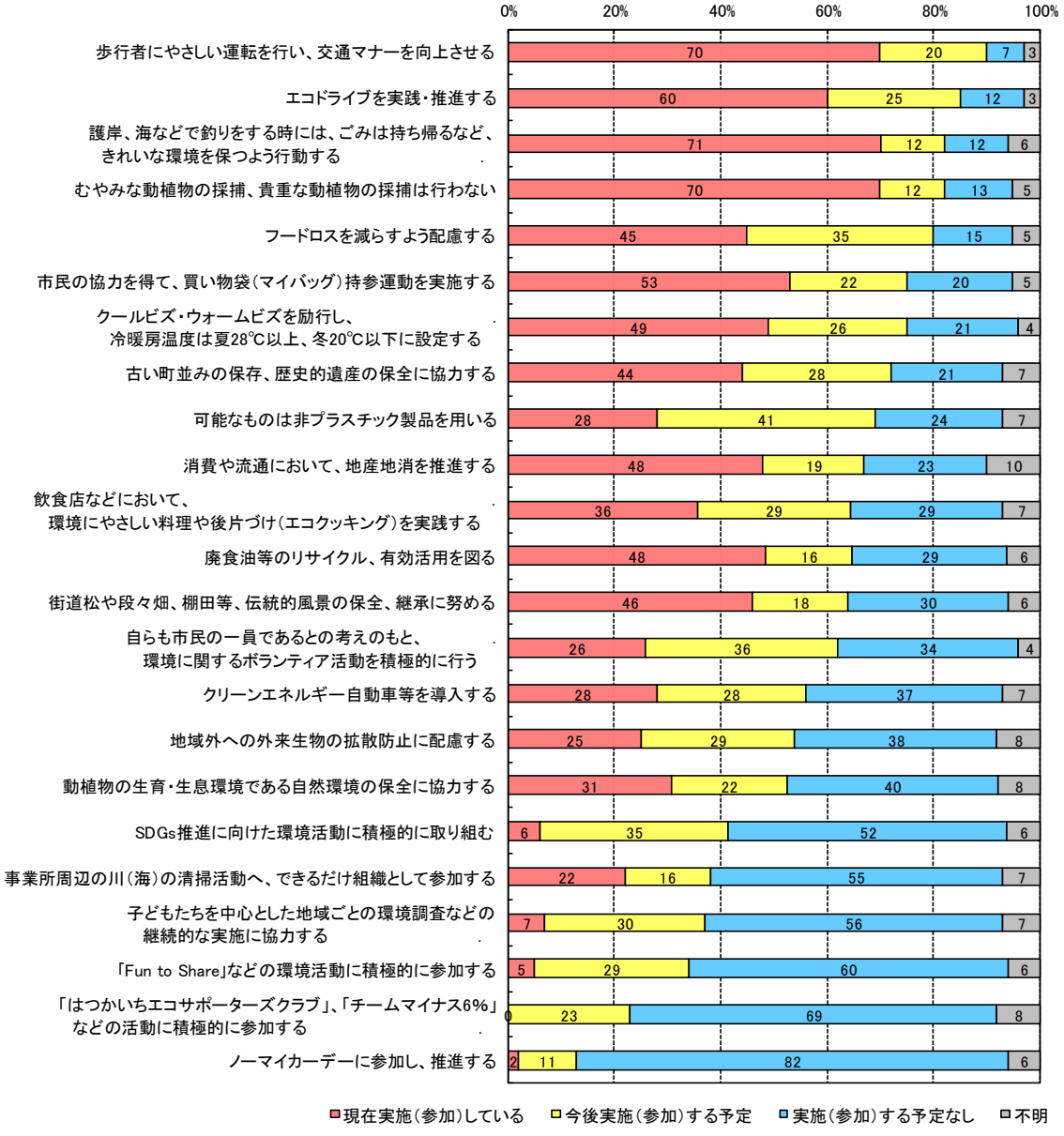

注）選択肢のうち、「あてはまらない」は集計から除外している。

事業所アンケート

問８　下記のエネルギー設備の導入状況について、貴事業所のお考えをお聞かせください。

○　補助金を取得しやすい設備の導入割合が高くなっています。

○　多くの設備について、導入しない理由は、「不要である」を除くと、費用の問題が比較的多くなっています。

○　わからないという回答も比較的多くあります。

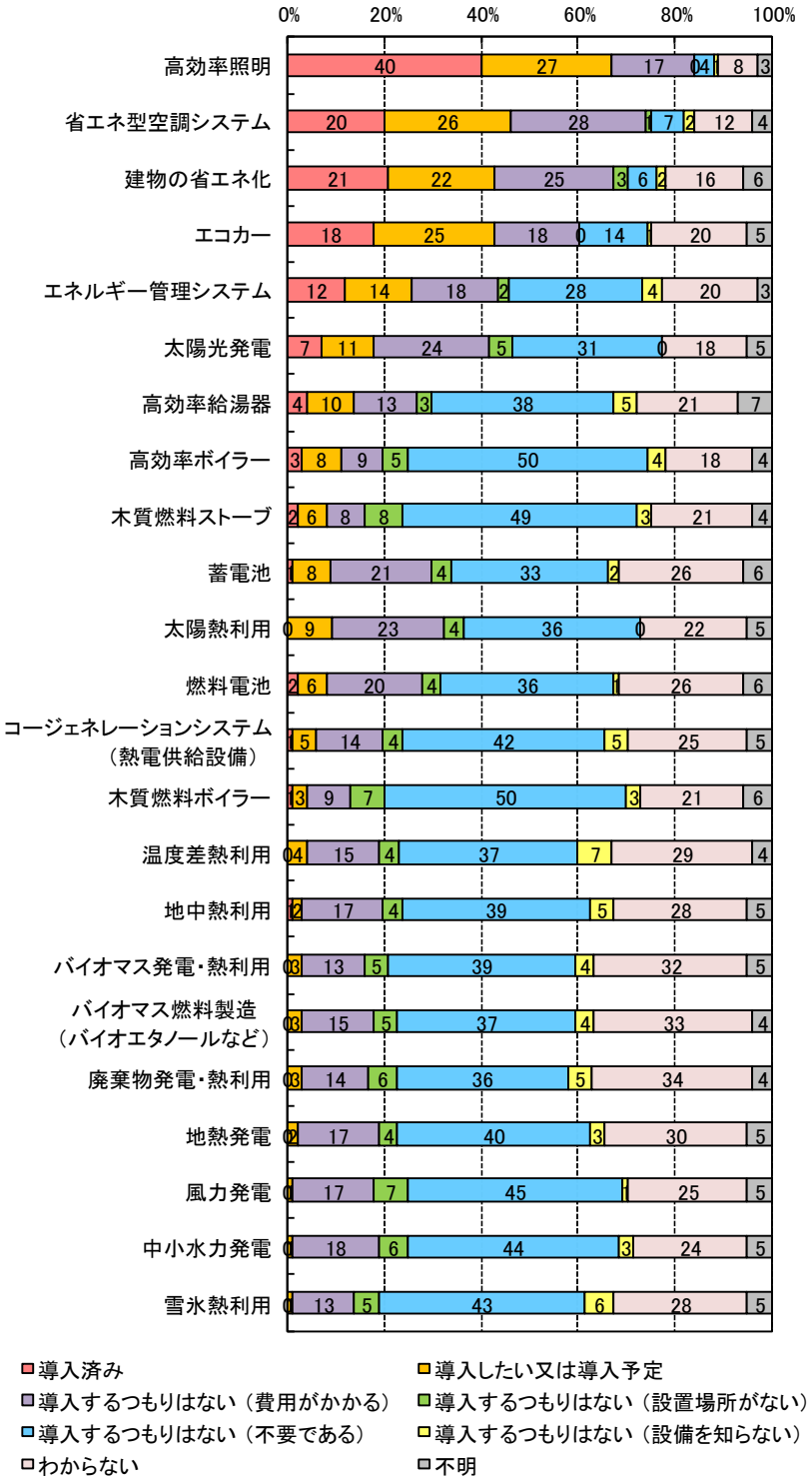

事業所アンケート

問９　廿日市市の政策として、貴事業所にとって設置・導入等の支援制度があれば良いと思う設備はありますか。

［いくつでも選択可］

○　事業所で一般的によく使用される設備について多く挙げられています。

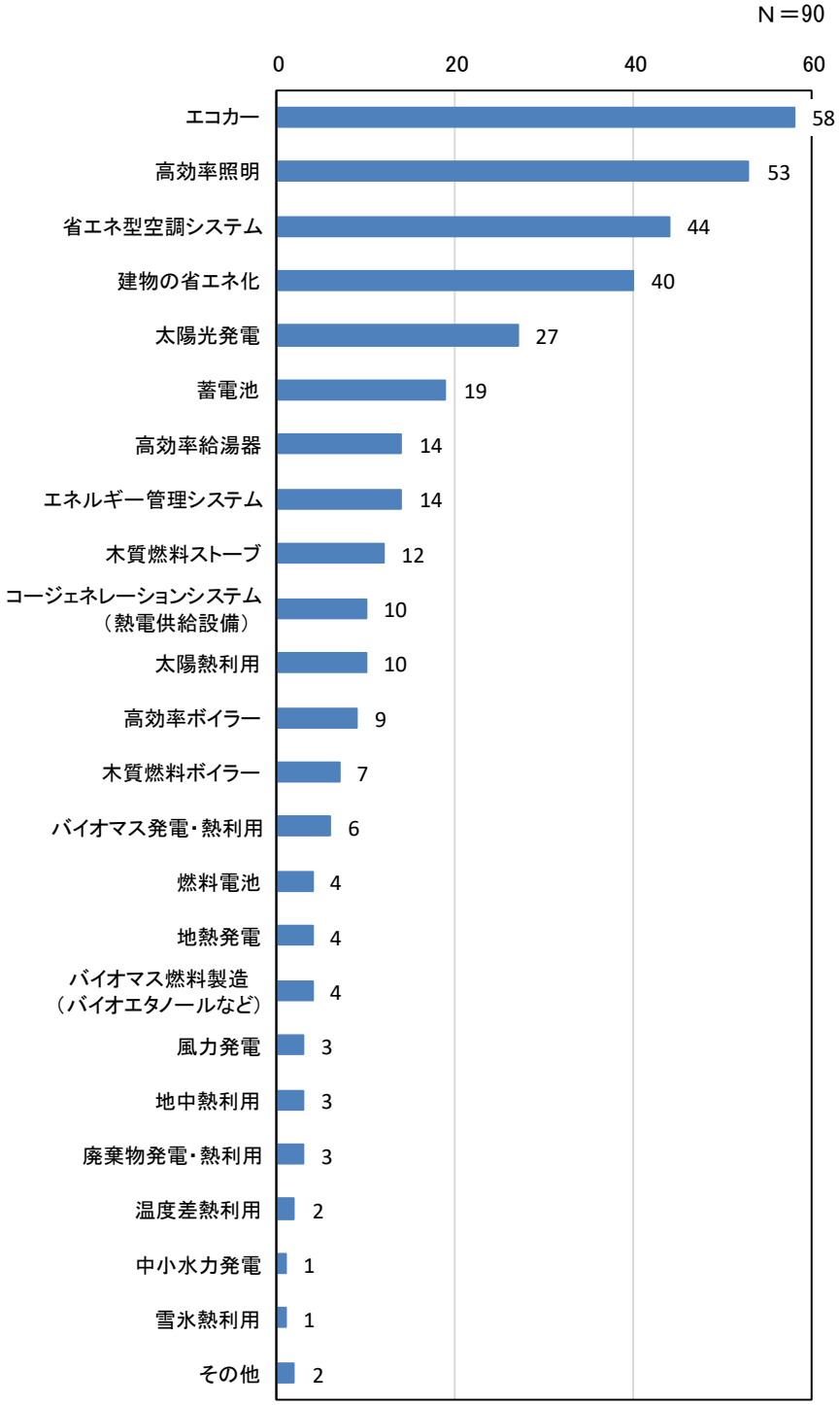

事業所アンケート

問１０　貴事業所が環境問題に取り組まれている理由は何ですか。
［３つまで選択可］

○　「環境問題の重要性を感じているから」及び「企業の社会的責任だから」が多く挙げられています。また、環境問題に取り組んでいない事業所もあります。

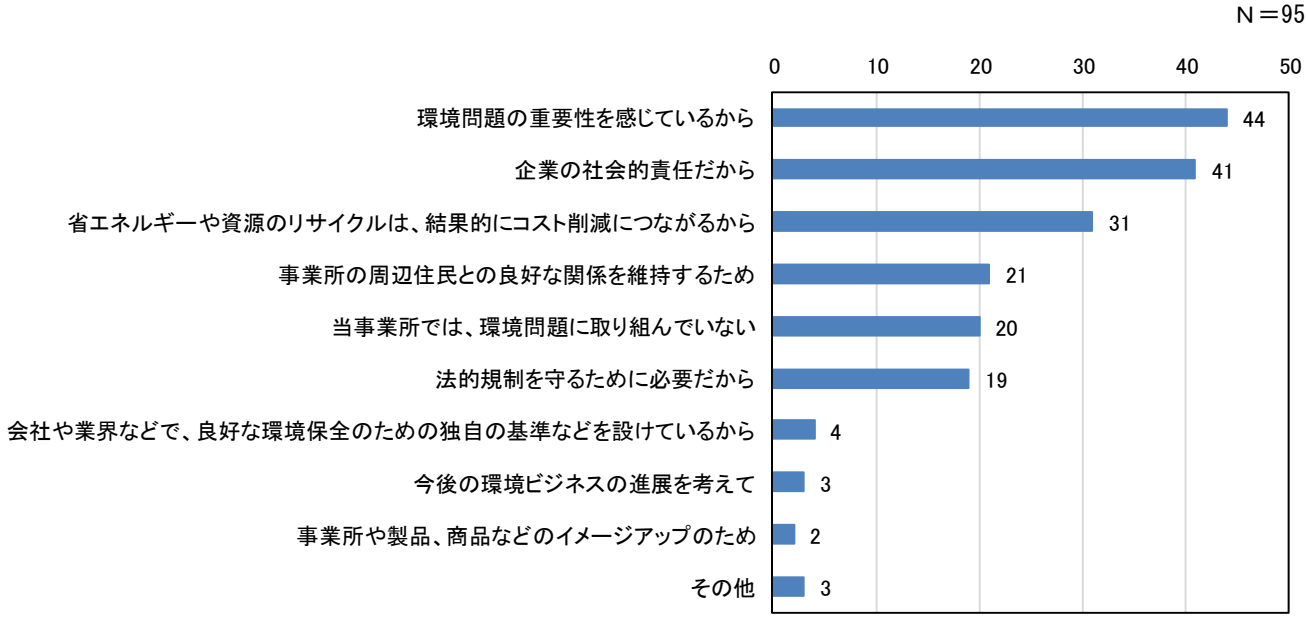

問１１　貴事業所が環境問題への取組を進める上で、どのようなことが問題になっていますか、または、問題となると思われますか。
［３つまで選択可］

○　費用の問題が大きいことがわかります。そのほか、ノウハウ、人材、情報の不足や、手間や時間がかかるといった問題が多く挙げられています。

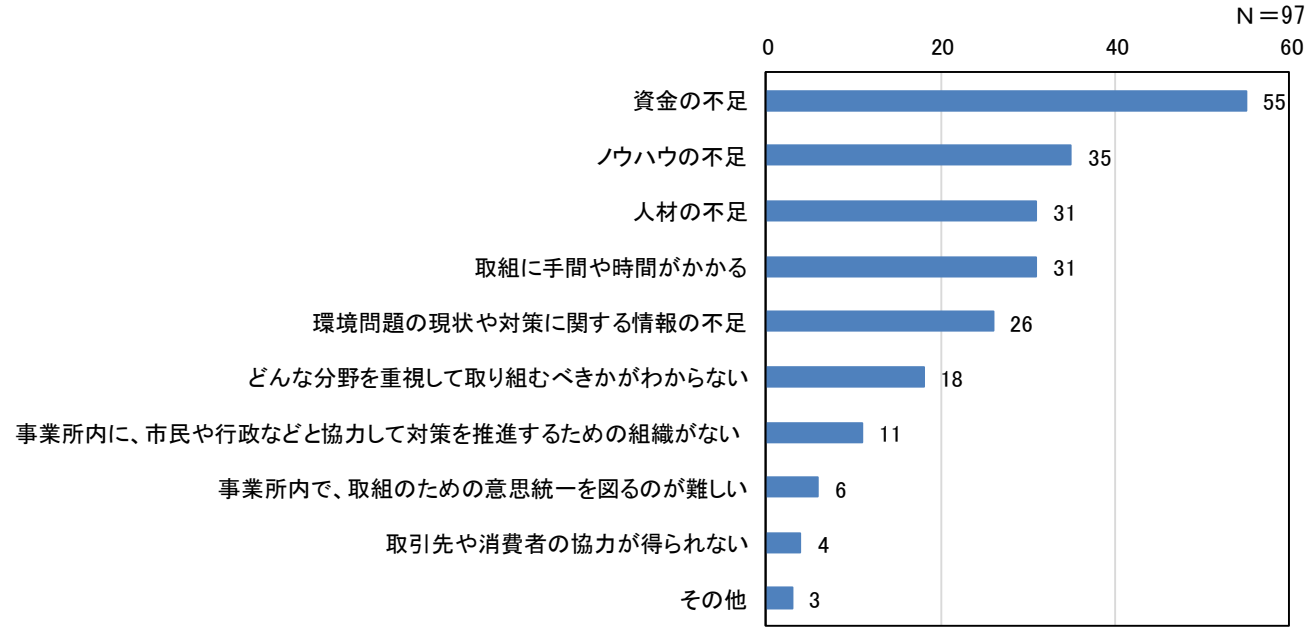

事業所アンケート

問１２　廃棄物の分別・減量、資源化やリサイクル製品（再生紙も含む）の使用に取り組むに当たって、問題となったこと、または、問題となると思われることは何ですか。
［いくつでも選択可］

○　「手間がかかる」ことが最も多くなっています。また、費用の問題も比較的大きいことがわかります。

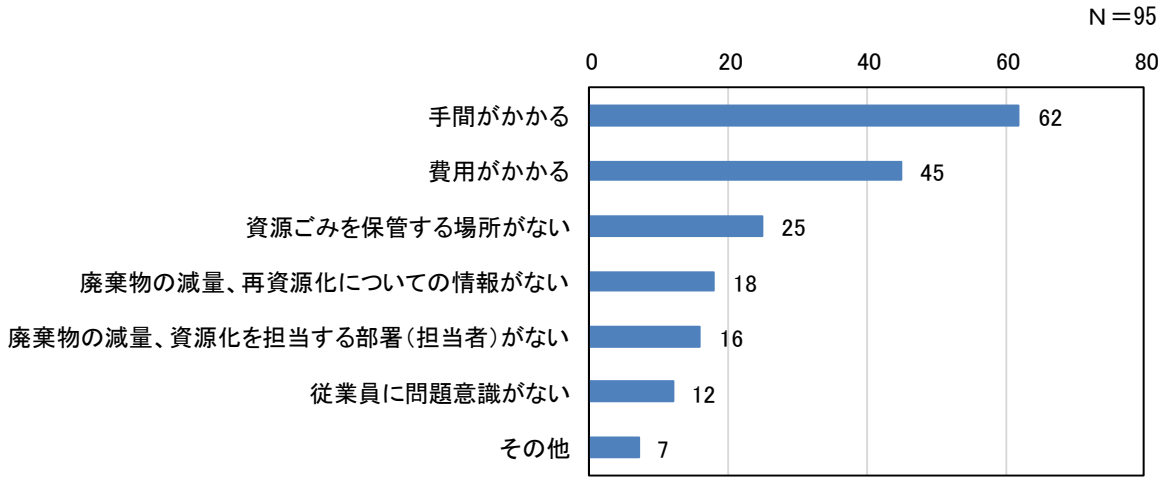

問１３　廿日市市では、市の多様な環境を守り次世代に引き渡すため、平成２１年に「廿日市市環境都市宣言」を制定しました。この宣言のもと、市民・事業者・行政が協働して地域環境の保全や地球温暖化防止などに積極的に取り組み、同年に策定した「廿日市市環境基本計画（改訂版）」の取組・行動を推進しています。
　貴事業所では、「廿日市市環境都市宣言」及び「廿日市市環境基本計画」があることをご存知ですか。

○　どちらも知らない事業所が多くを占めています。また、どちらかしか知らないよりも、どちらも知っている事業所の方が多くなっています。

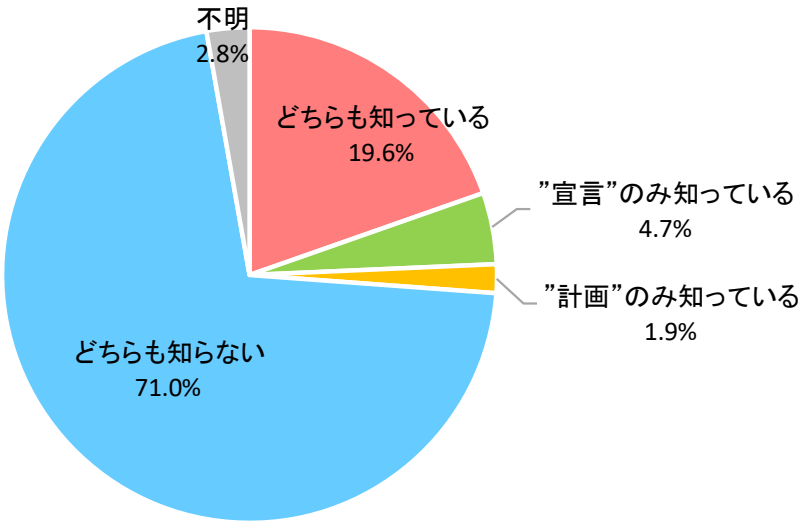

事業所アンケート

問１４　廿日市市などの行政機関は、環境問題に対し、今後どのようなことに取り組んでいけばよいとお考えでしょうか。
［３つまで選択可］

○　環境に配慮した行動の事例紹介が最も多く、そのほか、取組の指針・ガイドラインの作成、廃棄物資源化などの情報提供の場や機会が比較的多く挙げられています。

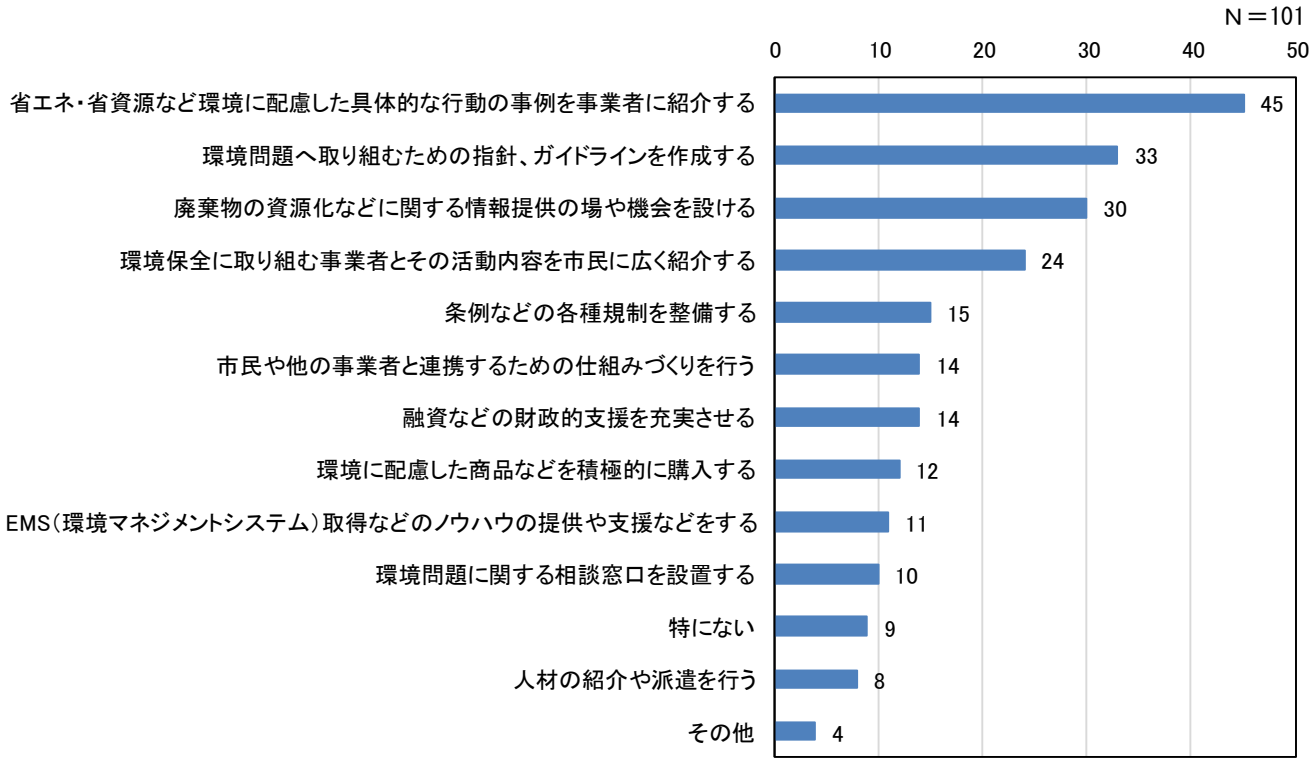

問１５　廿日市市の環境の現状について、ご意見やご感想があればご記入ください。

○　廃棄物に関する回答が多く、その内容は市の処理体制から身の回りのことまで広範囲に及んでいます。また、環境への問題意識に関する記述も見られます。

意見の分類	件　数
生活環境（廃棄物）	７
その他環境全般	８
環境以外	２
合　　計	１７
回答者数	１６

注）複数分野の意見を記入した回答者がいるため、件数の合計と回答者数は一致しない。

３．廿日市市環境基本計画策定委員会

●３．１　廿日市市環境基本計画策定委員会設置要綱

平成３０年８月１日
告示第２９５号

（設置）

第１条　廿日市市環境基本計画（平成２１年３月策定。以下「計画」という。）の改定に当たり、必要な調査及び審議を行うため、廿日市市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

⑴　計画の改定に関すること。

⑵　前号に掲げるもののほか計画の改定に当たり必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員１６人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

⑴　市民代表者

⑵　事業者代表者

⑶　学識経験者

⑷　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、市長が委嘱又は任命した日から計画策定の日までとする。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料等を提出させることができる。

（庁内検討部会）

第７条　委員会は、計画の改定に当たり、必要な事項を調査検討させるため、庁内検討部会を置くことができる。

２　庁内検討部会は、関係課等の職員をもって組織する。

３　庁内検討部会の部会長に環境産業部長を、副部会長に環境政策課長を充てる。

４　庁内検討部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

６　部会長は、庁内検討部会の会議において必要があると認めるときは、庁内検討部会の部会員以外の者に対し、その出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料等を提出させることができる。

（庶務）

第８条　委員会及び庁内検討部会の庶務は、環境産業部環境政策課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会又は庁内検討部会の運営に関し必要な事項は、委員長又は庁内検討部会の部会長が定める。

附　則

１　この告示は、平成３０年８月１日から施行する。

２　この告示は、平成３２年３月３１日限り、効力を失う。

●３．２　廿日市市環境基本計画策定委員会 委員名簿

No.	区　分	地　域	氏　名	役職等
1	市民代表者	廿日市	イマヅ　トシアキ 今津　俊昭	廿日市市公衆衛生推進協議会会長
2	市民代表者	廿日市	シマヅ　ヨリコ 島津　頼子	廿日市市公衆衛生推進協議会副会長
3	市民代表者	佐伯	サイトウ　マサヒロ 齋藤　正裕	廿日市市佐伯公衆衛生推進協議会会長
4	市民代表者	吉和	ヤマサキ　ヒデハル 山崎　英治	廿日市市吉和公衆衛生推進協議会会長
5	市民代表者	大野	ヒグチ　ノブコ 樋口　伸子	廿日市市大野公衆衛生推進協議会理事
6	市民代表者	大野	ヨコタ　ミツオ 横田　光男	廿日市市大野公衆衛生推進協議会副会長
7	市民代表者	宮島	ウチヤマ　タケシ 内山　健	廿日市市宮島公衆衛生推進協議会副会長
8	事業者代表者	廿日市	シブヤ　ノリカズ 渋谷　憲和 ① ヤナギハラ　クニノリ 柳原　邦典 ②	廿日市商工会議所副会頭
9	事業者代表者	佐伯 吉和	タケダ　ヒロシ 武田　博	佐伯商工会会長
10	事業者代表者	―	ムカイダ　テルキ 向井田　輝紀	佐伯森林組合代表理事専務
11	事業者代表者	大野	ヤマダ　ヒデキ 山田　秀紀	大野町商工会副会長
12	事業者代表者	宮島	マサキ　フミオ 正木　文雄	宮島町商工会理事
13	事業者代表者	―	ノジマ　アキノリ 能島　昭紀	佐伯中央農業協同組合代表専務理事
14	学識経験者	―	オカ　コウヘイ 岡　浩平 ◎	広島工業大学環境学部地球環境学科准教授
15	学識経験者	―	コニシ　トモヒサ 小西　智久 ○	広島工業大学環境学部地球環境学科准教授
16	その他	―	カワモト　ヒデハル 川本　秀春 ③ エビス　タカユキ 胡　孝行 ④	廿日市市環境産業部環境担当部長
			ハマサキ　ヤスシ 濱崎　泰 ⑤	廿日市市環境産業部次長兼循環型社会推進課長

◎　委員長、○　副委員長、①　第１回～第４回委員会、②第５回委員会
③　第１回・第２回委員会、④　第３回委員会、⑤　第４回・第５回委員会

４．計画策定の経過

委員会等	日時・場所	内容・議題
第１回 委員会	平成３０年１１月１日（木） １０：００～１１：２０ 廿日市市役所政策審議室	・市長挨拶、委嘱状交付、委員紹介、委員長・副委員長選任 ・廿日市市環境基本計画策定方針（案）について ・市民・事業所アンケート調査の実施について
アンケート 調査の実施	平成３０年１１月２２日（木） ～１２日１７日（月）	・市民・事業所アンケートの郵送配布及び郵送回収
第２回 委員会	平成３１年３月２０日（水） １４：００～１５：５０ 廿日市市役所政策審議室	・第１回委員会議事録の確認について ・市民・事業所アンケート調査結果について ・目次（案）について ・第１章「基本的事項」（案）について ・第２章「廿日市市の姿」（案）について
第３回 委員会	令和元年７月３０日（火） １０：００～１１：５０ 廿日市市役所２０１会議室	・第２回委員会議事録の確認について ・第１章「基本的事項」･第２章「廿日市市の姿」（修正案）について ・第３章「基本的方針」（案）について ・第４章「基本的施策」（案）について ・目次（修正案）について
第４回 委員会	令和元年１０月３１日（木） １０：００～１１：２０ 山崎本社みんなのあいプラザ 健康指導室	・第３回委員会議事録の確認について ・目次・第１章「基本的事項」～第４章「基本的施策」修正案について ・第５章「重点的施策」（案）について ・第６章「計画の推進」（案）について ・パブリックコメントの実施について
パブリック コメントの 実施	令和元年１２月１６日（月） ～令和２年１月１５日（水）	・計画書（素案）に対する市民意見の募集 （寄せられた御意見　２人　２件）
第５回 委員会	令和２年３月１３日（金） ～３月２３日（月） （書面開催）	・第４回委員会議事録の確認について ・パブリックコメントの結果について ・第２次廿日市市環境基本計画（最終案）について

５．環境指標一覧

<table>
<tr><th>環境分野</th><th>指標名</th><th>基準値
（基準年度）</th><th>目標値
（目標年度）</th><th>目指す方向性</th></tr>
<tr><td rowspan="2">自然環境</td><td rowspan="2">自然環境の保全状況などに対して肯定的な回答をした市民の割合</td><td>13.1%
（平成３０（２０１８）年度）</td><td>18.7%
（令和１１（２０２９）年度）</td><td>増加</td></tr>
<tr><td colspan="3">【考え方】本市の実施する「まちづくり市民アンケート」において、「海、川、山などの自然環境の保全状況とその取組」に関する満足度を尋ねる質問に肯定的な回答をした市民の割合です。満足度の高い市民が増えるほど、自然環境の保全が進んでいるものと考えられます。過去５年間は減少傾向で推移していますが、これまでで最も数値の高かった平成２６（２０１４）年度の水準を回復することを目標とします。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">生活環境</td><td rowspan="2">大気中における二酸化窒素・二酸化硫黄濃度の環境基準達成率</td><td>100.0%
（平成２９（２０１７）年度）</td><td>100.0%
（令和１１（２０２９）年度）</td><td>維持</td></tr>
<tr><td colspan="3">【考え方】市内６地点における大気中の二酸化窒素・二酸化硫黄濃度の測定値（各地点年１２回測定）が環境基準に適合する割合です。代表的な大気汚染物質である二酸化窒素・二酸化硫黄を測定することにより、大気の汚染状況を把握します。今後も環境基準を達成し続けることが重要であることから、環境基準達成率１００%の維持を目標とします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">河川におけるＢＯＤの環境基準達成率</td><td>76.9%
（平成２９（２０１７）年度）</td><td>100.0%
（令和１１（２０２９）年度）</td><td>増加</td></tr>
<tr><td colspan="3">【考え方】市内の河川１３地点におけるＢＯＤの測定値（各地点年６回測定）の７５%値が環境基準に適合する割合です。河川の汚濁指標であるＢＯＤを測定することにより、水質の汚濁状況を把握します。今後も環境基準を達成し続けることが重要であることから、環境基準達成率１００%を目標とします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市域における騒音の環境基準達成率</td><td>93.3%
（平成２９（２０１７）年度）</td><td>100.0%
（令和１１（２０２９）年度）</td><td>増加</td></tr>
<tr><td colspan="3">【考え方】市内１５地点における騒音レベル（等価騒音レベル）の測定値（各地点年１回測定）が環境基準に適合する割合です。一定時間における平均的な騒音の程度を表す等価騒音レベルを測定することにより、市民生活における騒音の状況を把握します。今後も環境基準を達成し続けることが重要であることから、環境基準達成率１００%を目標とします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>環境分野</th><th>指標名</th><th>基準値
（基準年度）</th><th>目標値
（目標年度）</th><th>目指す方向性</th></tr>
<tr><td rowspan="2">生活環境</td><td rowspan="2">家庭系収集ごみ排出量</td><td>544ｇ／人・日
（平成２９（２０１７）年度）</td><td>450ｇ／人・日
（令和４（２０２２）年度）</td><td>減少</td></tr>
<tr><td colspan="3">【考え方】家庭系収集ごみの排出量を１人１日当たりに換算した数値です。家庭系収集ごみの排出量が減少することで、ごみの適正処理が図られているものと考えられます。本目標値は、「第２次廿日市市一般廃棄物処理基本計画」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えるものとします。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地球環境</td><td rowspan="2">市域における民生部門の二酸化炭素排出量</td><td>419千ｔ－CO_2
（平成２８（２０１６）年度）</td><td>278千ｔ－CO_2
（令和１１（２０２９）年度）</td><td>減少</td></tr>
<tr><td colspan="3">【考え方】市内の住宅や店舗、事務所などから排出される二酸化炭素の排出量です。二酸化炭素排出量が削減されることで、地球温暖化の防止に寄与します。「地球温暖化対策計画」（平成２８年閣議決定）において示された令和１２（２０３０）年度の削減目標から逆算して目標値を設定しています。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市の事務事業における二酸化炭素排出量</td><td>38,413ｔ－CO_2
（平成２９（２０１７）年度）</td><td>34,572ｔ－CO_2
（令和１１（２０２９）年度）</td><td>減少</td></tr>
<tr><td colspan="3">【考え方】市の事務事業に伴い排出される二酸化炭素の排出量です。二酸化炭素排出量が削減されることで、地球温暖化の防止に寄与します。エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー消費原単位を中長期的に毎年１%以上低減する努力目標に準じて、二酸化炭素排出量を毎年１%削減することを目標とします。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">環境活動</td><td rowspan="2">市内で「環境の保全」を活動分野とする特定非営利活動（ＮＰＯ）法人の数</td><td>15団体
（平成３０（２０１８）年度）</td><td>20団体
（令和１１（２０２９）年度）</td><td>増加</td></tr>
<tr><td colspan="3">【考え方】市内のＮＰＯ法人のうち、「環境の保全を図る活動」を目的として活動している法人の数です。環境保全に取り組んでいるＮＰＯ法人が増加することで、環境活動に取り組む市民も増加するものと考えられます。過去５年間は若干の増加傾向で推移しており、この間の増加率を維持することとし、基準値から５団体増を目標とします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水辺・里山教室を受講した児童の割合（過去３年合計値）</td><td>53.5%
（平成３０（２０１８）年度）</td><td>60.0%
（令和１１（２０２９）年度）</td><td>増加</td></tr>
<tr><td colspan="3">【考え方】本市が開催する小学生向けの環境講座（水辺・里山教室）を受講した児童の割合です。受講児童の割合が増加することで、環境について考える児童が増加するものと考えられます。過去５年間は、若干の増加傾向で推移しており、基準値から約１０%増を目標値とします。</td></tr>
</table>

６．用語集

【あ行】

●アイドリングストップ

自動車や自動二輪車などが、荷物の積み下ろしなど運転者が車から離れている間や、休憩中、人待ち・客待ちなどの停車中に、不必要なエンジンのアイドリングをしないこと。

●アダプト制度

道路や河川、公園などについて、管理者である行政と当該地域の市民が協働で進める清掃美化プログラム。アダプト（Adopt）とは「養子」の意味で、一定区画の公共の場所を養子にみたて、市民が我が子のように愛情をもって面倒をみて、行政がこれを支援するという仕組み。

●インバーター式

電気は交流よりも直流の方が細かい調整が行いやすいため、コンセントからの交流をコンバーターで直流に変換し、周波数や電圧をコントロール後、インバーターにより再度交流に変換するという方式。蛍光灯であれば、高周波に変換することにより、照度を高めることができるなど、省エネルギー化に寄与する。

●ウォームシェア　⇒　クールシェアを参照

●ウォームビズ　⇒　クールビズを参照

●エコドライブ

省エネルギーや大気汚染物質の排出削減のための運転技術。アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検等が挙げられる。

【か行】

●海底耕うん

底質改善のため、海底の堆積層をかくはんすること。かきまぜることにより酸素が供給され、有機物の分解が促進される。漁場環境の改善にもつながる。

●外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来生物のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

●家庭部門　⇒　業務その他部門を参照

●環境家計簿

家庭で使用する電気・ガス・灯油・ガソリン等の各種のエネルギーの使用量から二酸化炭素排出量を計算・記録して排出実態を把握し、併せてその削減目標やそのための取組を設定して実行する家庭における地球温暖化防止の取組。

●環境基準

環境基本法に基づき政府が設定する環境保全行政上の目標。人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、現在、大気、騒音、水質（地下水含む）、土壌、ダイオキシン類（大気、水質、水底の底質、土壌）について定められている。行政はこれらが環境基準によって定められた値を維持するよう施策を実施している。

●環境報告書

事業者が自らの活動に伴う環境負荷やその低減のための方針、計画、具体的取組などについて、投資家、消費者、地域住民などに対して情報提供を進めるために作成・公表する年次報告書。

●環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料や農薬の使用等による環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業。

●環境マネジメントシステム

事業者が定めた環境に関する方針・取組などについての管理を進めるための、事業所等における体制や手続など一連の仕組み。事業者が環境に配慮した経営を行い、事業活動による環境負荷を軽減することを狙いとしている。代表的なものとして、国際規格の「ＩＳＯ１４００１」や環境省策定の「エコアクション２１」がある。

●間伐

育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材と呼ばれる。一般に、主伐※までの間に育成目的に応じて間断的に実施する。

※　樹木の更新を目的とした最終的な伐採で、一般に伐採時期に達した成熟木をきること

●希少種

一般的には、数が少なく簡単に見ることができないような（まれにしか見ることができない）種を指す。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定された国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種や、都道府県・市町村が選定した絶滅危惧種を指して使われることもある。

●京都議定書

平成９（１９９７）年に京都で開かれた国連気候変動枠組条約第３回締約国会議（ＣＯＰ３）で採択された、温室効果ガスの排出削減に関する法的な枠組みを定めた国際ルール。先進国における温室効果ガスの削減率を国別に定め、平成２０（２００８）年～平成２４（２０１２）年（第１約束期間）に目標を達成することを義務づけている。日本は、平成２（１９９０）年比６%減の削減目標を達成したが、平成２５（２０１３）年～令和２（２０２０）年（第２約束期間）では離脱した。そのほかカナダやロシアなども離脱している。

●業務その他部門、家庭部門、民生部門

日本の二酸化炭素排出量は統計上、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、エネルギー転換部門※の５つの部門に区分されている。

業務その他部門は、第３次産業に属する企業・個人が事業所の内部で消費したエネルギー消費を表す部門。ただし、事業所外部での移動・輸送に利用したものは運輸部門に計上する。農家や小売の個人企業の自宅での混合消費は家庭部門に計上する。

家庭部門は、家計が住宅内で消費したエネルギー消費を表す部門。ただし、自家用車や公共交通機関など人・物の移動に利用したものは運輸部門に計上する。

民生部門は、旧民生業務部門（現業務その他部門）と旧民生家庭部門（現家庭部門）を合わせた部門。民生部門は他の部門と異なり、排出削減が相対的に進まなかったことから、我が国の大きな課題となっている。

※　原油、石炭、天然ガスなどの一次エネルギーを電力、ガソリン、軽油、重油、都市ガスなどの二次エネルギーに転換する際の、エネルギーの投入量、生成量及び損失量などを表す部門。

●グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質だけでなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響のできるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。

●グリーン電力証書

風力や太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーで作った電気が持つ環境価値（化石燃料の使用削減、二酸化炭素排出抑制など）を証書化して取引することにより、再生可能エネルギーの普及・拡大を応援する仕組み。

●クールシェア、ウォームシェア

クールシェアは、真夏の昼間に各家庭で冷房を使用する代わりに、図書館や商業施設など冷房設備のある共有スペースを利用すること。東日本大震災を契機に環境省が推進しているスーパークールビズの取組の一つ。同様に、冬季における共有スペースの暖房利用の取組をウォームシェアという。家庭での冷暖房を削減することにより、地域全体でエネルギー消費が削減されることを狙いとしている。

●クールビズ、ウォームビズ

地球温暖化対策として、環境省の提唱により平成１７（２００５）年から始まった取組。夏場は冷房をおさえてできるだけ涼しく（クールビズ）、冬場は暖房をおさえてできるだけ温かく（ウォームビズ）仕事ができるように服装を調整すること。

●景観行政団体

景観法に基づく諸施策を実施する地方自治体（政令指定都市、中核都市、都道府県等）。景観行政団体は、景観計画の策定・変更、景観計画に基づく行為の規制、景観協議会の設立・運営等を行う。

●景観形成基準

景観形成の観点から届出・申請を必要とする行為等に対して定めた基準。景観形成基準を定めることで景観形成の誘導を行う。

●景観重点区域

景観計画の対象区域（景観計画区域）のうち、本市の景観形成において、より重点的な施策の実施が必要な区域や先導的な役割を果たすことが求められる区域として指定される区域。

●県自然環境保全地域

広島県自然環境保全条例により指定された、一定の条件を満たし、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域。指定を受けると、これに定められた行為に対して知事の許可が必要となる。

●降下ばいじん

大気中に排出されたすすなどのばいじんや、風により地表から舞い上がった粉じんなどのうち、比較的粒径が大きく重いために大気中で浮かんでいられずに落下（降下）するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するもの。

●公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きょである構造のもの。

●公共用水域

水質汚濁防止法において定義されている、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域、及びこれに接続する公共溝きょ、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路。

●国際エネルギースターロゴ

国際的省エネルギー制度（国際エネルギースタープログラム）の基準を満たす製品に使用が認められているロゴマーク。基準は、オフィス機器の稼働、スリープ、オフ時の消費電力などについて、省エネルギー性能の優れた上位２５％の製品が適合となるように設定されている。

●固定価格買取制度（ＦＩＴ）、余剰電力買取制度

余剰電力買取制度は、家庭での省エネルギー・節電の普及促進を目的とし、住宅などに設置された１０ｋＷｈ未満の小規模な太陽光発電システムについて、自宅での使用後に余った電力を１０年間一定の価格で買い取ることを電気事業者に義務づける制度で、平成２１（２００９）年１１月から平成２４（２０１２）年７月まで実施された。

その後、余剰電力買取制度を統合する形で、平成２４（２０１２）年７月から、事業者により設置された再生可能エネルギーを用いる１０ｋＷｈ以上の大規模な発電施設で発電された電力のすべてを、一定期間電気事業者が買い取る固定価格買取制度（ＦＩＴ）がスタートしている。電気事業者が電力の買取りに要した費用は、再生可能エネルギー発電促進賦課金として電気料金に上積みされており、広く電力の消費者が負担する仕組みとなっている。

●こどもエコクラブ

幼児から高校生までなら誰でも参加でき、仲間（メンバー）と大人（サポーター）で結成・登録し（１人でも可）、身近な地域で環境活動に自由に取り組む会員制クラブ。当初、環境省が始め、現在は公益財団法人日本環境協会が全国事務局となり、自治体に地域事務局がある。

【さ行】

●再生可能エネルギー

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」において、「再生可能エネルギー源」は「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令により太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。温室効果ガスを排出しないことから、また、国内で生産できるためエネルギーの安定供給の観点からも、今後の重要なエネルギー源とて位置づけられる。

●市民緑地制度

都市緑地法に基づく制度で、土地所有者等が地方公共団体などと契約を締結し、ＮＰＯ法人や企業等の民間事業者が空き地等を公園的な空間に整備し、緑地や緑化施設を設置・管理する制度。

●省エネルギーラベル、統一省エネルギーラベル

省エネルギーラベルは、家電製品などが「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」で定められた省エネルギー基準をどの程度達成しているかを表示するもの。製品ごとに定められた国の目標値（トップランナー基準・省エネルギー基準）に対する達成率、達成期限となる目標年度、エネルギー消費効率が表示される。

統一省エネルギーラベルは、製品の省エネルギー性能を星の数で表し、併せて省エネルギーラベルと年間の目安電気料金を表示するもの。星のない簡易版もある。

●循環型社会

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会ではなく、天然資源の消費を抑制し、再生利用や再資源化、適正処分などにより廃棄物を削減して環境負荷の低減を目指す社会。我が国では、平成１２（２０００）年に循環型社会形成促進基本法が制定され、その実現が図られている。

●生物濃縮

生態系の食物連鎖の中で、捕食される生物の中に含まれる物質が、それを捕食した生物の中で蓄積されることが繰り返され、食物連鎖の上位の生物ほど、体内で高濃度となって蓄積すること。有害な化学物質が特に問題とされる。水俣病は魚介類に有機水銀が生物濃縮されて起きたものである。

【た行】

●多量排出事業者

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者をいい、具体的には、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の前年度の発生量が１，０００ｔ以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が５０ｔ以上である事業場を設置している事業者のこと。

●ダイオキシン類

有機塩素化合物であり、ポリ塩化ジベンゾフラン（ＰＣＤＦ）とポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（ＰＣＤＤ）の総称。物の燃焼過程等で生成され、極めて毒性が高い。かつて、ダイオキシン類による環境汚染が大きな問題となったことから、廃棄物焼却施設からの排出ガスに含まれるダイオキシン類を削減するため、大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正された。

●代償植生

農耕地や人工林のほか、伐採などによって成立した里山や草原など、様々な人為的影響が加えられた後に成立した植生のことで、自然植生の対語として使われ、日本の現存植生のほとんどを占める。

●中小水力

用水路、小河川等を利用して発電を行うことのできる水力のうち、比較的小さい規模のもの。水力発電のうち、特に出力１０，０００ｋＷ～３０，０００ｋＷ以下のものを「中小水力発電」といい、出力１，０００ｋＷ以下の小規模なものを「小水力発電」という。小水力発電では、水路やその落差工、せ

きなどで落差を確保するため、土木工事が比較的簡単で経済的であり、また、太陽光や風力などと比べ、天候等による出力変動が少ないので系統の安定性が高いといった特徴がある。

●デマンド

３０分間（毎時０分～３０分及び３０分～６０分）の平均電力使用量。高圧受電において、１か月間のデマンドの最大値がその月の最大需要電力とされ、当月を含む過去１２か月のうちの最大値が、最大値が記録された月から１２か月間、毎月の基本料金の計算に使用されるため、デマンド値が突出しないようにすれば、電気料金の抑制につながる。

●統一省エネルギーラベル　⇒　省エネルギーラベルを参照

●等価騒音レベル

一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつ。音の持つエネルギーに着目し、測定時間内における騒音レベルをそのエネルギーで平均して表したもの。

変動騒音に対する人間の生理・心理的反応に比較的よく対応するため、環境騒音を評価するための評価量として多くの国で採用されている。

●特定外来生物

人間の活動により他地域から持ちこまれた外来生物のうち、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」で指定され、生態系や農林水産業、人の生活に悪影響を及ぼす恐れのある生物。指定されると飼育、栽培、保管、運搬が原則禁止となる。平成３０年４月１日現在、１３２種類の動物と１６種類の植物が指定されている。

●特定建設作業

著しい騒音又は振動を発生する建設工事の作業であって、騒音規制法、振動規制法及び条例で定められているもの。指定地域内で特定建設作業を行う場合は、届出の必要があり、騒音の大きさ、作業時間、作業日などに規制がある。

【な行】

●二酸化硫黄

硫黄、硫黄分を含む燃料その他の物の燃焼に伴って生成される物質。主な発生源は工場や事業場であるが、船舶、自動車（ディーゼル車）からも排出され、無色、刺激臭のある気体で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

●二酸化窒素

物が燃えて高温になったとき、空気中の窒素や物に含まれる窒素が酸素と結合して生成される物質。主な発生源は工場や自動車で、人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントや酸性雨の主な原因物質の一つでもある。

【は行】

●バイオマス

バイオマスとは、生物資源（Bio）の量（Mass）を表す概念で、生物由来の有機性資源のうちで化石資源を除いた、再生可能なもの。廃棄物系バイオマス（家畜排せつ物、食品廃棄物、廃棄紙、パルプ工場廃液、下水・し尿汚泥、建設廃材、間伐材等）、未利用バイオマス（稲わら、麦わら、もみがら等）、資源作物（さとうきび、とうもろこし、なたね等）に分類される。

バイオマスを燃料とするバイオマスボイラーは、間伐材の利用促進や非化石燃料を用いることで地球温暖化対策に貢献するため、環境問題の面から注目されている。

●パリ協定

平成２７（２０１５）年に国連気候変動枠組み条約第２１回締約国会議（ＣＯＰ２１）において、京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールとして採択された令和２（２０２０）年度以降の地球温暖化対策の枠組みを取り決めた国際協定。

●ピークカット・ピークシフト

どちらも、夏の冷房や冬の暖房などによってできる電力需要のピークを低くするための手法である。電気機器・設備の使用を抑えたり、代替電源を用いるなどにより、ピーク時の購入電力の消費を低減することをピークカットといい、電気機器・設備の使用をピーク時から別の時間帯や別の日にずらしたり、夜間に蓄電してピーク時に使用するなどにより、電力消費を平準化することをピークシフトという。

●微小粒子状物質（ＰＭ２．５）　⇒　浮遊粒子状物質を参照

●風致公園

都市公園法において、動物公園、植物公園、歴史公園、墓園などと同じく特殊公園に位置づけられる公園。主として樹林地、湖沼海浜等の自然の風景などを楽しむことを目的とする。都市公園である風致公園は原則として設置者に土地の権原があり、土地の権原に係らず、風致維持のため厳しい制限を行う国立公園や国定公園などの自然公園とは性格が異なる。

●フードロス

本来は食べることができたはずの食品が、売れ残りや食べ残し、期限切れなどで廃棄されること。フードロスは、生産、加工、小売、消費の各段階で発生し、我が国では「３分の１ルール※」と呼ばれる商慣習や、クリスマスケーキや恵方巻きなどの特定日に使用される食品の過剰生産、コンビニなどでの時間切れ食品の廃棄などが具体的な問題となっている。一方で、廃棄される規格外品や賞味期限が近づいた食料品を福祉施設などへ無償で提供するフードバンクや、食べ残しを持ち帰るドギーバッグなど、フードロスを減らす取組も見られるようになっている。

※　製造日から賞味期限までを３分の１ずつに区切り、各々、納品期限、販売期限、賞味期限とするもの。各行為がその期限を過ぎたら返品や廃棄が行われる。

●浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（ＰＭ２．５）

大気中に浮遊する粒子状物質は、物の燃焼により直接排出されたり、環境大気中での化学反応により生成される。発生源には、ばい煙発生施設、堆積場等の粉じん、自動車や船舶、航空機など人為起源のものと、土壌や海洋、火山等からの自然起源のものがある。

浮遊粒子状物質は粒径が１０μｍ以下の粒子状物質を指す。微小であることから大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼす。

微小粒子状物質はこのうち粒径が２．５μｍ以下の粒子状物質を指し、ＰＭ２．５ともいう。非常に小さい粒子のため肺の奥深くまで入りやすく、ぜん息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響に加え、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されている。

【ま行】

●民生部門　⇒　業務その他部門を参照

●モーダルシフト

トラック等の自動車により行われている貨物輸送を、エネルギー消費と二酸化炭素の発生が少なく大量輸送が可能な船舶又は鉄道に転換すること。

【や行】

●要請限度

騒音規制法において、市町村長は、指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとされている。要請限度とは、この要請判断の基準となる値。振動規制法においても同様に要請限度がある。

●余剰電力買取制度　⇒　固定価格買取制度（ＦＩＴ）を参照

【ら行】

●ラムサール条約、ラムサール条約湿地

ラムサール条約は、水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守る目的で制定された湿地の保存に関する国際条約。同条約で定められた国際的な基準に従い指定・登録された湿地をラムサール条約湿地という。

●緑地環境保全地域

県自然環境保全地域以外の区域で一定の条件を満たし、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが地域の住民の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域で、広島県自然環境保全条例により指定される。指定を受けると、これに定められた行為に対して知事の許可が必要となる。

●類型指定

水質汚濁に係る環境基準及び騒音に係る環境基準において、基準値を当てはめるための水系や地域の区分。基準値は類型ごとに定められている。類型は水系や地域の環境の状況や利用目的に応じて区分・指定されるが、指定のない水系や地域もある。

【英数字】

●ＢＯＤ

水の汚れを表す指標の一つ。Biochemical Oxygen Demand の略称で、生物化学的酸素要求量のこと。河川等における水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のこと。ＣＯＤと同様、数値が大きいほど水が汚れていることを意味する。

●ＣＯＤ

水の汚れを表す指標の一つ。Chemical Oxygen Demand の略称で、化学的酸素要求量のこと。湖沼や海域等における水中の汚濁物質（有機物）が酸化剤によって酸化されるときに必要な酸素量のこと。ＢＯＤと同様、数値が大きいほど水が汚れていることを意味する。

●ＣＳＲ

Corporate Social Responsibility の略称で、「企業の社会的責任」と訳される。企業は単に株主の所有物ではなく、社会的存在であるという理念に基づき、企業は利益追求や法令順守だけでなく、環境配慮や社会貢献などの活動を通じてすべてのステークホルダー（利害関係者）に対して適切な対応をとる責務があるという考え方。

●ＣＳＶ

Creating Shared Value の略称で、「共通価値の創造」と訳される。企業が社会の課題に取り組むことによって社会的価値を創造し、併せて経済的な価値も創造すること。ＣＳＲが通常は本業と直接関わりのない社会貢献的な活動であるのに対し、ＣＳＶは本業を行うことが環境配慮や社会貢献などにつながるように本業を転換していき、本業を営むことで会社の発展と社会の発展の両方の「共通価値の創造」につながっていくという考え方。

●ｅｃｏ検定

正式には「環境社会検定試験」といい、東京商工会議所が主催する、広く環境問題に関する知識を問われる検定。複雑・多様化する環境問題を幅広く体系的に身につけることができる環境教育の入門編として、幅広い業種・職種で活用されている。

●ＥＳＧ

環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の頭文字を取ったもので、企業の経営や長期的な成長のためには、この３つの観点が必要であるという考え方。投資などにおいて企業の価値を計る尺度は、従来、業績や財務情報等のみであったが、近年はそれらに加えて、環境・社会・企業統治といった非財務情報も考慮する流れとなっている。

●ＨＥＭＳ

Home Energy Management Systemの略称。家庭における電気製品や設備をネットワークでつなぎ、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」し、機器を自動制御するなど、ＩＴ技術により一般住宅のエネルギーを管理するシステム。「見える化」による省エネルギーの喚起、機器のエネルギー使用量の調節・抑制により、省エネルギーの促進ツールとして期待される。

●ＲＤＦ

Refuse Derived Fuel の略称で、ごみ固形化燃料のこと。一般廃棄物のうち可燃ごみを粉砕・乾燥したものに生石灰を混合して圧縮・固化・形成したもの。輸送や長期保管が可能で、熱源として利用される。ＲＤＦは、その原料が一般廃棄物であるため、製造施設は全国的に市町村を中心として広まったが、製造費用、製品の余剰、施設トラブルなどの問題により、施設更新時期に撤退する自治体が多くみられる。

●ＳＤＧｓ

Sustainable Development Goals の略称で、平成２８（２０１６）年～令和１２（２０３０）年の１５年間で持続可能な開発を達成するために掲げた目標。１７の国際目標と、それらを達成するための具体的な１６９のターゲット、２３２の指標から構成され、貧困、飢餓、健康・福祉、教育、エネルギー、雇用、居住、気候変動などの幅広い課題解決を目指している。平成２７（２０１５）年に国連で１９３の加盟国の全会一致で採択され、先進国も途上国もすべての国が関わって解決していく。日本では平成２８（２０１６）年にＳＤＧｓ推進本部を立ち上げ、取組を進めている。

●３Ｒ

廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再資源化（リサイクル：Recycle）という３つの取組の頭文字を取ったもの。環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードとして、環境省や経済産業省などが「３Ｒ政策」を推進している。

第２次廿日市市環境基本計画

令和２（２０２０）年３月

廿日市市　環境産業部　環境政策課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目 11 番１号

TEL：0829-30-9132　　FAX：0829-31-0999

URL：https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp